

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	研究科以外の教育研究上の基本となる組織（学府）の専攻の設置								
フリガナ設置者	コリツダクホクシツン キョウシユウダク 国立大学法人 九州大学								
フリガナ大学の名称	キョウシユウダクダクイン 九州大学大学院（Graduate School, Kyushu University）								
大学本部の位置	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号								
大学院の目的	<p>九州大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p> <p>九州大学大学院は、九州大学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をさわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	高度情報社会における情報と人間、情報と社会の新たな調和などの複合的な課題を解決するために、情報ユーザーの知的活動を支え、さらに社会の急速な情報化がもたらす新たな要求に応えられる高度な専門人材の養成を目的としている。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	統合新領域学府 〔Graduate School of Integrated Frontier Sciences〕 ライブラリーサイエンス専攻（修士課程） 〔Department of Library Science〕	年	人	年次人	人	修士 （ライブラリーサイエンス）	平成23年4月 第1年次	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		・平成23年4月 統合新領域学府ユーザー感性学専攻に係る課程（修士課程から博士課程へ）の変更予定							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数			
		講義	演習	実習	計				
	統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻（修士課程）	26科目	16科目	1科目	43科目	40単位			
教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員	
		教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新設分	統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻（修士課程）	7人 (7)	3人 (3)	1人 (1)	0人 (0)	11人 (11)	0人 (0)	11人 (6)
既設分	(別紙のとおり)								

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計		九州大学全体		
	事 務 職 員		835人 (835)	0人 (0)	835人 (835)				
	技 術 職 員		1,750 (1,750)	0 (0)	1,750 (1,750)				
	図 書 館 専 門 職 員		62 (62)	0 (0)	62 (62)				
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)				
	計		2,648 (2,648)	0 (0)	2,648 (2,648)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計		九州大学全体		
	校 舎 敷 地	683,348 m ²	0 m ²	0 m ²	683,348 m ²				
	運 動 場 用 地	305,066 m ²	0 m ²	0 m ²	305,066 m ²				
	小 計	988,414 m ²	0 m ²	0 m ²	988,414 m ²				
	そ の 他	74,034,469 m ²	0 m ²	0 m ²	74,034,469 m ²				
	合 計	75,022,883 m ²	0 m ²	0 m ²	75,022,883 m ²				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計		九州大学全体			
	698,292 m ² (698,292 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	698,292 m ² (698,292 m ²)					
教 室 等	講 義 室	演 習 室	実 験 実 習 室	情報処理学習施設	語学学習施設		九州大学全体		
	373室	573室	2,235室	92室 (補助職員44人)	11室 (補助職員1人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数					
		統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻 (修士課程)		11室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点	九州大学全体 図書 4,016,028 [1,768,555] 学術雑誌 92,741 [40,117]	
	統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻 (修士課程)	2,410,035 [975,125]	57,148 [20,339]	48,276 (40,115)	36,579 (36,579)	139 (139)	410,000 (410,000)		
図 書 館	面 積		閲 覧 座 席 数		収 容 可 能 冊 数			九州大学全体	
	33,563 m ²		2,155 席		3,932,210 冊				
体 育 館	面 積		体 育 館 以 外 の ス ポ ー ツ 施 設 の 概 要					九州大学全体	
	12,268 m ²		・野球場1面 ・400mトラック1面 ・一般運動場 ・25mプール ・その他						
経費の見積り及び維持方法の概要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度	国費による
		教員1人当り研究費	－千円	－千円	図書購入費	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等	－千円	－千円	図書購入費	－千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									

既設 大学等 の 状況	大学 の 名 称	九 州 大 学								備 考
	学 部 等 の 名 称	修 業	入 学	編入学	収 容	学位又は称号	定 員	開 設	所 在 地	
		年 限	定 員	定 員	定 員		超 過 率	年 度		
	人文科学府	年	人	年次人	人		倍			
	人文基礎専攻					修士(文学)		平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	16		32		0.34			
	博士後期課程	3	8		24	博士(文学)	0.58	同上		
	歴史空間論専攻									
	修士課程	2	20		40		0.60			
	博士後期課程	3	10		30		0.50	同上		
	言語・文学専攻									
	修士課程	2	20		40		0.85			
	博士後期課程	3	10		30		0.96			
	比較社会文化学府									
	日本社会文化専攻					修士(比較社会文化)		平成12年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	
	修士課程	2	24		48		1.37			
	博士後期課程	3	20		60	修士(理学)	1.01	同上		
	国際社会文化専攻					修士(比較社会文化)				
	修士課程	2	26		52	博士(比較社会文化)	0.74			
	博士後期課程	3	20		60	博士(理学)	0.43			
	人間環境学府									
	都市共生デザイン専攻					修士(人間環境学)		平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	20		40		1.02			
	博士後期課程	3	5		15	修士(文学)	0.93	同上		
	人間共生システム専攻					修士(教育学)				
	修士課程	2	11		22	修士(心理学)	0.63			
	博士後期課程	3	9		27	修士(工学)	1.69	同上		
	行動システム専攻									
	修士課程	2	17		34	博士(人間環境学)	1.14			
	博士後期課程	3	10		30		0.93			
	教育システム専攻					博士(文学)		平成17年度		
	修士課程	2	19		38	博士(教育学)	0.86			
	博士後期課程	3	9		27	博士(心理学)	0.69			
	空間システム専攻					博士(工学)		平成12年度		
	修士課程	2	28		56		1.40			
	博士後期課程	3	7		21	臨床心理修士(専門職)	0.61			
	実践臨床心理学専攻							平成17年度		
	専門職学位課程	2	30		60		0.99			
	法学府									
	法政理論専攻					修士(法学)		平成22年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	修士課程	2	72		72		0.31			
	博士後期課程	3	17		17	博士(法学)	0.41			
	基礎法学専攻							平成12年度		
	修士課程	2	—		—		—			
	博士後期課程	3	—		—		—			
	公法・社会法学専攻							同上		
	修士課程	2	—		—		—			
	博士後期課程	3	—		—		—			
	民刑事法学専攻							同上		
	修士課程	2	—		—		—			
	博士後期課程	3	—		—		—			
	国際関係法学専攻							同上		
	修士課程	2	—		—		—			
	博士後期課程	3	—		—		—			
	政治学専攻							同上		
	修士課程	2	—		—		—			
	博士後期課程	3	—		—		—			
	法務学府									
	実務法学専攻					法務博士(専門職)		平成16年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
	専門職学位課程	3	80		280		1.01			

経済学府 経済工学専攻 修士課程 博士後期課程 経済システム専攻 修士課程 博士後期課程 産業マネジメント専攻 専門職学位課程	2 3 2 3 2 3 2	2 0 1 0 2 7 1 4 4 5		4 0 3 0 5 4 4 2 9 0	修士(経済学) 博士(経済学) 経営修士(専門職)	0.80 0.50 0.83 0.61 0.97	平成12年度 平成15年度 同上	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
理学府 物理学専攻 修士課程 博士後期課程 化学専攻 修士課程 博士後期課程 地球惑星科学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3 2 3 2 3	4 1 1 4 6 2 1 9 4 1 1 4		8 2 4 2 1 2 4 5 7 8 2 4 2	修士(理学) 博士(理学)	0.94 0.57 0.99 0.76 0.93 0.63	平成20年度 同上 平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
数理学府 数理学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3	5 4 2 0		1 0 8 6 6	修士(数理学) 修士(技術数理学) 博士(数理学) 博士(機能数理学)	1.11 0.68	平成12年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	
システム生命科学府 システム生命科学専攻 博士課程	5	5 4		2 3 8	修士(システム生命科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(情報科学) 博士(システム生命科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(情報科学)	1.43	平成15年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
医学系学府 医学専攻 博士課程 医科学専攻 修士課程 保健学専攻 修士課程 博士後期課程 医療経営・管理学専攻 専門職学位課程	4 2 2 3 2	1 0 7 2 0 2 0 1 0 2 0		3 2 1 4 0 4 0 2 0 4 0	修士(医科学) 修士(看護学) 修士(保健学) 博士(医学) 博士(看護学) 博士(保健学) 医療経営・管理学修士(専門職)	1.10 0.82 1.17 1.10 1.05	平成20年度 平成15年度 平成19年度 平成21年度 平成13年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
歯学府 歯学専攻 博士課程	4	4 3		1 7 2	博士(歯学) 博士(臨床歯学) 博士(学術)	1.06	平成12年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
薬学府 創薬科学専攻 修士課程 医療薬科学専攻 修士課程 博士後期課程 創薬科学専攻 修士課程 博士後期課程	2 — 3 — 3	5 5 — 1 4 — 1 2		5 5 — 4 2 — 3 6	修士(創薬科学) 博士(薬学)	1.09 — 0.87 — 0.80	平成22年度 平成12年度 同上	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	※平成22年度より学生募集停止(創薬科学専攻修士課程、医療薬学専攻修士課程)

工学府													
物質創造工学専攻					修士(工学)		平成12年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	※平成22年度より学生募集停止(機械科学専攻、知能機械システム専攻)				
修士課程	2	21		42		2.09							
博士後期課程	3	10		30	博士(工学)	1.00							
物質プロセス工学専攻							同上						
修士課程	2	19		38		1.86							
博士後期課程	3	9		27		0.96							
材料物性工学専攻							同上						
修士課程	2	19		38		2.02							
博士後期課程	3	7		23		0.90							
化学システム工学専攻							同上						
修士課程	2	21		42		1.90							
博士後期課程	3	10		30		0.93							
建設システム工学専攻							同上						
修士課程	2	17		34		1.46							
博士後期課程	3	8		24		0.41							
都市環境システム工学専攻							同上						
修士課程	2	19		38		1.49							
博士後期課程	3	8		25		0.64							
海洋システム工学専攻							同上						
修士課程	2	17		34		1.40							
博士後期課程	3	8		24		0.41							
地球資源システム工学専攻							同上						
修士課程	2	17		34		1.43							
博士後期課程	3	8		24		0.58							
エネルギー量子工学専攻							同上						
修士課程	2	25		50		1.18							
博士後期課程	3	12		36		0.46							
機械工学専攻							平成22年度						
修士課程	2	62		62		1.08							
博士後期課程	3	19		19		0.84							
水素エネルギーシステム専攻							同上						
修士課程	2	30		30		1.00							
博士後期課程	3	9		9		1.00							
航空宇宙工学専攻							平成12年度						
修士課程	2	26		52		1.32							
博士後期課程	3	12		37		0.61							
機械科学専攻							同上						
修士課程	—	—		—		—							
博士後期課程	—	—		—		—							
知能機械システム専攻							同上						
修士課程	—	—		—		—							
博士後期課程	—	—		—		—							
芸術工学府													
芸術工学専攻					修士(芸術工学)		平成15年度	福岡県福岡市南区塩原4丁目9番1号					
修士課程	2	92		184	修士(デザインストラテジー)	1.25	(平成16年4月学生受入)						
博士後期課程	3	25		75		0.85							
デザインストラテジー専攻													
修士課程	2	28		56	博士(芸術工学)	1.56	平成18年度						
博士後期課程	3	5		15	博士(工学)	1.53	平成20年度						
システム情報科学府													
情報学専攻					修士(情報科学)		平成21年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地					
修士課程	2	40		80	修士(理学)	1.12							
博士後期課程	3	14		28	修士(工学)	0.53							
情報知能工学専攻					修士(学術)		同上						
修士課程	2	45		90		1.23							
博士後期課程	3	15		30	博士(情報科学)	0.53							
電気電子工学専攻					博士(理学)		同上						
修士課程	2	55		110	博士(工学)	1.42							
博士後期課程	3	16		32	博士(学術)	0.50							
総合理工学府													
量子プロセス理工学専攻					修士(理学)		平成12年度	福岡県春日市春日公園6丁目1番地					
修士課程	2	37		74	修士(工学)	1.63							
博士後期課程	3	14		45	修士(学術)	0.57							
物質理工学専攻							同上						
修士課程	2	37		74	博士(理学)	1.61							
博士後期課程	3	14		45	博士(工学)	0.62							
先端エネルギー理工学専攻					博士(学術)		同上						

修士課程	2	3 4		6 8		1.07			
博士後期課程	3	1 2		4 0		0.38			
環境エネルギー工学専攻							同上		
修士課程	2	2 6		5 2		1.26			
博士後期課程	3	9		3 0		0.47			
大気海洋環境システム学専攻							同上		
修士課程	2	3 0		6 0		0.83			
博士後期課程	3	1 1		3 6		0.28			
生物資源環境科学府					修士（農学）		平成22年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	※平成22年度より学生募集停止（生物資源開発管理科学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻、遺伝子資源工学専攻）
資源生物科学専攻					修士（農学）	0.94			
修士課程	2	5 0		5 0			同上		
博士後期課程	3	1 9		1 9		0.78			
環境農学専攻							同上		
修士課程	2	7 5		7 5		0.77			
博士後期課程	3	2 7		2 7		0.59			
農業資源経済学専攻							同上		
修士課程	2	1 3		1 3		0.84			
博士後期課程	3	5		5		0.80			
生命機能科学専攻							同上		
修士課程	2	1 0 6		1 0 6		0.83			
博士後期課程	3	1 2		1 2		0.41			
生物産業創成専攻							同上		
博士後期課程	3	1 4		1 4		1.21			
生物資源開発管理学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
植物資源科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
生物機能科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
動物資源科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
農業資源経済学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
生産環境科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
森林資源科学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
遺伝子資源工学専攻							同上		
修士課程	2	—		—		—			
博士後期課程	3	—		—		—			
統合新領域学府					修士（感性学）		平成21年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
ユーザー感性学専攻					修士（芸術工学）	1.31			
修士課程	2	3 0		6 0	修士（工学）		同上		
オートモーティブサイエンス専攻					修士（オートモーティブサイエンス）	1.13			
修士課程	2	2 1		4 2	修士（学術）	1.14			
博士後期課程	3	7		1 4	博士（オートモーティブサイエンス）				
					博士（工学）				
					博士（学術）				
								福岡県福岡市西区大字元岡744番地	

文学部 人文学科	4	160		640	学士(文学) 学士(学術)	1.03	平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
教育学部	4	50		200	学士(教育学) 学士(学術)	1.08	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
法学部	4	200		800	学士(法学) 学士(学術)	1.02	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
経済学部 経済・経営学科	4	150	3年次 10	620	学士(経済学) 学士(学術)	1.06	平成12年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目19番1号	
経済工学科	4	90	3年次 10	380		1.10	昭和52年度		
理学部 物理学科	4	59		236	学士(理学)	1.11	昭和24年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
化学科	4	67		268	学士(学術)	1.05	同上		
地球惑星科学科	4	48		192		1.04	平成2年度		
数学科	4	54	3年次 5	226		1.07	昭和24年度		
生物学科	4	49		196		1.11	同上		
医学部 医学科	6	110		615	学士(医学)	1.01	昭和24年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
生命科学科	4	12		48	学士(生命医科学)	1.22	平成19年度		
保健学科	4	137		548	学士(看護学) 学士(保健学) 学士(学術)	1.05	平成14年度 (平成15年4月学生受入)		
歯学部 歯学科	6	55	3年次 5	350	学士(歯学)	1.04	昭和42年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
薬学部 創薬科学科	4	50		200	学士(創薬科学)	1.08	平成18年度	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	
臨床薬学科	6	30		150	学士(薬学) 学士(学術)	1.05	同上		
工学部 建築学科	4	60		240	学士(工学)	1.06	昭和29年度	福岡県福岡市西区大字元岡744番地	
電気情報工学科	4	158		632	学士(学術)	1.06	平成8年度		
物質科学工学科	4	168		672		1.08	平成9年度		
地球環境工学科	4	150		600		1.03	平成10年度		
エネルギー科学科	4	99		396		1.05	"		
機械航空工学科	4	169		676		1.07	平成11年度		
芸術工学部 環境設計学科	4	38		152	学士(芸術工学)	1.07	平成15年度 (平成16年4月学生受入)	福岡県福岡市南区塩原4丁目9番1号	
工業設計学科	4	48		192	学士(学術)	1.04			
画像設計学科	4	38		152		1.05			
音響設計学科	4	38		152		1.07			
芸術情報設計学科	4	40		160		1.04			
農学部 生物資源環境学科	4	229		916	学士(農学) 学士(学術)	1.05	平成10年度	福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
附属施設の概要	なし								

教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員	
		教授	准教授	講師	助教	計	助手		
既設分	人文科学府 人文基礎専攻	M	7 (7)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	8 (8)
		D	7 (7)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	歴史空間論専攻	M	10 (10)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	14 (14)
		D	10 (10)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
	言語・文学専攻	M	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	11 (11)
		D	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
	比較社会文化学府 日本社会文化専攻	M	17 (17)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	7 (7)
		D	17 (17)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	3 (3)
	国際社会文化専攻	M	18 (18)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	29 (29)	0 (0)	4 (4)
		D	18 (18)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	29 (29)	0 (0)	0 (0)
	人間環境学府 都市共生デザイン専攻	M	5 (5)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	12 (12)	0 (0)	5 (5)
		D	6 (6)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
	人間共生システム専攻	M	5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	5 (5)
		D	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
	行動システム専攻	M	6 (6)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	2 (2)
		D	8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
	教育システム専攻	M	7 (7)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	3 (3)
		D	6 (6)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	空間システム専攻	M	6 (6)	6 (6)	1 (1)	6 (6)	19 (19)	0 (0)	3 (3)
		D	6 (6)	6 (6)	1 (1)	6 (6)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
実践臨床心理学専攻	P	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (5)	
法学府 法政理論専攻	M	21 (21)	21 (21)	0 (0)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	25 (25)	
	D	21 (21)	21 (21)	0 (0)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	25 (25)	

法務学府 実務法学専攻	P	21 (21)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	28 (28)
経済学府 経済工学専攻	M	6 (6)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	6 (6)
	D	6 (6)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	6 (6)
経済システム専攻	M	12 (12)	10 (10)	1 (1)	3 (3)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
	D	15 (15)	11 (11)	1 (1)	3 (3)	30 (30)	0 (0)	0 (0)
産業マネジメント専攻	P	12 (12)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	19 (19)	0 (0)	8 (8)
理学府 物理学専攻	M	12 (12)	12 (12)	0 (0)	11 (11)	35 (35)	0 (0)	8 (8)
	D	12 (12)	12 (12)	0 (0)	11 (11)	35 (35)	0 (0)	0 (0)
化学専攻	M	18 (18)	14 (14)	3 (3)	12 (12)	47 (47)	0 (0)	8 (8)
	D	18 (18)	14 (14)	3 (3)	12 (12)	47 (47)	0 (0)	0 (0)
地球惑星科学専攻	M	15 (15)	13 (13)	1 (1)	10 (10)	39 (39)	0 (0)	4 (4)
	D	15 (15)	13 (13)	1 (1)	10 (10)	39 (39)	0 (0)	0 (0)
数理学府 数理学専攻	M	30 (30)	25 (25)	0 (0)	11 (11)	66 (66)	0 (0)	13 (13)
	D	30 (30)	24 (24)	0 (0)	11 (11)	65 (65)	0 (0)	1 (1)
システム生命科学府 システム生命科学専攻	D	29 (29)	23 (23)	0 (0)	28 (28)	80 (80)	0 (0)	10 (10)
医学系学府 医学専攻	D	45 (45)	41 (41)	15 (15)	2 (2)	103 (103)	0 (0)	38 (38)
医科学専攻	M	18 (18)	4 (4)	4 (4)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
保健学専攻	M	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	37 (37)
	D	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
医療経営・管理学専攻	P	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	13 (13)
歯学府 歯学専攻	D	18 (18)	16 (16)	14 (14)	41 (41)	89 (89)	0 (0)	51 (51)
薬学府 医療薬科学専攻	D	9 (9)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
創薬科学専攻	M	13 (13)	15 (15)	0 (0)	4 (4)	32 (32)	0 (0)	30 (30)
	D	7 (7)	8 (8)	0 (0)	6 (6)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
工学府	M	12	6	0	0	18	0	24

物質創造工学専攻		(12)	(6)	(0)	(0)	(18)	(0)	(24)
	D	12 (12)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	4 (4)
物質プロセス工学専攻	M	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	3 (3)
	D	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
材料物性工学専攻	M	6 (6)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	4 (4)
化学システム工学専攻	M	9 (9)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
	D	8 (8)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
建設システム工学専攻	M	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	1 (1)
	D	5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
都市環境システム工学専攻	M	5 (5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	3 (3)
	D	5 (5)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
海洋システム工学専攻	M	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)
	D	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
地球資源システム工学専攻	M	7 (7)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	19 (19)	0 (0)	3 (3)
	D	7 (7)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
エネルギー量子工学専攻	M	8 (8)	9 (9)	0 (0)	11 (11)	28 (28)	0 (0)	15 (15)
	D	7 (7)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
機械工学専攻	M	14 (14)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	12 (12)
	D	14 (14)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	0 (0)
水素エネルギーシステム専攻	M	7 (7)	5 (5)	0 (0)	7 (7)	19 (19)	0 (0)	11 (11)
	D	5 (5)	5 (5)	0 (0)	7 (7)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
航空宇宙工学専攻	M	10 (10)	8 (8)	0 (0)	8 (8)	26 (26)	0 (0)	6 (6)
	D	10 (10)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
芸術工学府 芸術工学専攻	M	29 (29)	29 (29)	0 (0)	11 (11)	69 (69)	0 (0)	35 (35)
	D	30 (30)	29 (29)	0 (0)	3 (3)	62 (62)	0 (0)	35 (35)

デザインストラテジー 専攻	M	5 (5)	7 (7)	1 (1)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	18 (18)
	D	8 (8)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	17 (17)
システム情報科学府 情報学専攻	M	10 (10)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	4 (4)
	D	10 (10)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	0 (0)
情報知能工学専攻	M	11 (11)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	41 (41)
	D	10 (10)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻	M	14 (14)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	36 (36)	0 (0)	8 (8)
	D	12 (12)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	34 (34)	0 (0)	1 (1)
総合理工学府 量子プロセス理工学専攻	M	9 (9)	11 (11)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	7 (7)
	D	9 (9)	11 (11)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	7 (7)
物質理工学専攻	M	11 (11)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	31 (31)	0 (0)	6 (6)
	D	11 (11)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	31 (31)	0 (0)	6 (6)
先端エネルギー理工学 専攻	M	10 (10)	10 (10)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	3 (3)
	D	10 (10)	10 (10)	0 (0)	6 (6)	26 (26)	0 (0)	3 (3)
環境エネルギー工学専攻	M	5 (5)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
大気海洋環境システム 学専攻	M	8 (8)	11 (11)	0 (0)	7 (7)	26 (26)	0 (0)	2 (2)
	D	8 (8)	11 (11)	0 (0)	7 (7)	26 (26)	0 (0)	2 (2)
生物資源環境科学府 資源生物学専攻	M	15 (15)	19 (19)	0 (0)	12 (12)	46 (46)	0 (0)	0 (0)
	D	15 (15)	19 (19)	0 (0)	12 (12)	46 (46)	0 (0)	0 (0)
環境農学専攻	M	18 (18)	25 (25)	0 (0)	23 (23)	66 (66)	0 (0)	0 (0)
	D	18 (18)	25 (25)	0 (0)	23 (23)	66 (66)	0 (0)	0 (0)
農業資源経済学専攻	M	5 (5)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
	D	5 (5)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
生命機能科学専攻	M	22 (22)	22 (22)	1 (1)	12 (12)	57 (57)	0 (0)	0 (0)
	D	11 (11)	13 (13)	1 (1)	5 (5)	30 (30)	0 (0)	0 (0)

生物産業創成専攻	D	7 (7)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
統合新領域学府 ユーザー感性学専攻	M	10 (10)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	14 (14)
オートモーティブサイ エンス専攻	M	10 (10)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	50 (50)
	D	9 (9)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	3 (3)
文学部 人文学科		32 (32)	23 (23)	3 (3)	1 (1)	59 (59)	0 (0)	39 (39)
教育学部		13 (13)	9 (9)	1 (1)	2 (2)	25 (25)	0 (0)	13 (13)
法学部		26 (26)	21 (21)	0 (0)	6 (6)	53 (53)	0 (0)	16 (16)
経済学部 経済・経営学科		15 (15)	11 (11)	1 (1)	3 (3)	30 (30)	0 (0)	3 (3)
経済工学科		7 (7)	9 (9)	1 (1)	1 (1)	18 (18)	0 (0)	5 (5)
理学部 物理学科		13 (13)	12 (12)	0 (0)	15 (15)	40 (40)	0 (0)	5 (5)
化学科		19 (19)	14 (14)	3 (3)	15 (15)	51 (51)	0 (0)	1 (1)
地球惑星科学科		16 (16)	14 (14)	1 (1)	10 (10)	41 (41)	0 (0)	2 (2)
数学科		35 (35)	18 (18)	0 (0)	13 (13)	66 (66)	0 (0)	0 (0)
生物学科		11 (11)	12 (12)	0 (0)	18 (18)	41 (41)	0 (0)	5 (5)
医学部 医学科		30 (30)	43 (43)	57 (57)	194 (194)	324 (324)	0 (0)	191 (191)
生命科学科		10 (10)	12 (12)	2 (2)	6 (6)	30 (30)	0 (0)	24 (24)
保健学科		19 (19)	13 (13)	8 (8)	17 (17)	57 (57)	0 (0)	103 (103)
歯学部 歯学科		18 (18)	16 (16)	17 (17)	66 (66)	117 (117)	0 (0)	109 (109)
薬学部 創薬科学科		5 (5)	6 (6)	0 (0)	6 (6)	17 (17)	0 (0)	16 (16)
臨床薬学科		10 (10)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	30 (30)	0 (0)	26 (26)
工学部 建築学科		9 (9)	9 (9)	1 (1)	9 (9)	28 (28)	0 (0)	15 (15)
電気情報工学科		36 (36)	30 (30)	0 (0)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	21 (21)
物質科学工学科		37 (37)	30 (30)	0 (0)	34 (34)	101 (101)	0 (0)	22 (22)

	地球環境工学科		24 (24)	25 (25)	0 (0)	23 (23)	72 (72)	0 (0)	21 (21)
	エネルギー科学科		28 (28)	28 (28)	0 (0)	27 (27)	83 (83)	0 (0)	14 (14)
	機械航空工学科		33 (33)	25 (25)	0 (0)	37 (37)	95 (95)	0 (0)	23 (23)
	芸術工学部 環境設計学科		5 (5)	9 (9)	0 (0)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	26 (26)
	工業設計学科		9 (9)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	21 (21)	0 (0)	17 (17)
	画像設計学科		8 (8)	6 (6)	1 (1)	4 (4)	19 (19)	0 (0)	9 (9)
	音響設計学科		8 (8)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	19 (19)
	芸術情報設計学科		7 (7)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	13 (13)
	農学部 生物資源環境学科		59 (59)	67 (67)	1 (1)	46 (46)	173 (173)	0 (0)	21 (21)
	計	大学院 修士	543 (543)	480 (480)	19 (19)	201 (201)	1,243 (1,243)	0 (0)	462 (462)
		博士	609 (609)	543 (543)	44 (44)	241 (241)	1,437 (1,437)	0 (0)	216 (216)
		専門職	48 (48)	16 (16)	0 (0)	1 (1)	65 (65)	0 (0)	54 (54)
		学部	542 (542)	494 (494)	97 (97)	574 (574)	1,707 (1,707)	0 (0)	779 (779)

国立大学法人九州大学 意見伺いに関わる組織の移行表

平成22年度				平成23年度			変更の事由
九州大学				九州大学			
学部	学科	入学定員		学部	学科	入学定員	
文学部	人文学科	160	→	文学部	人文学科	160	
教育学部		50		教育学部		50	
法学部		200		法学部		200	
経済学部	経済・経営学科	150		経済学部	経済・経営学科	150	
	経済工学科	90			経済工学科	90	
理学部	物理学科	59		理学部	物理学科	59	
	化学科	67			化学科	67	
	地球惑星科学科	48			地球惑星科学科	48	
	数学科	54			数学科	54	
	生物学科	49			生物学科	49	
医学部	医学科	110		医学部	医学科	110	
	生命科学科	12			生命科学科	12	
	保健学科	137			保健学科	137	
歯学部	歯学科	55		歯学部	歯学科	55	
薬学部	創薬科学科	50		薬学部	創薬科学科	50	
	臨床薬学科	30			臨床薬学科	30	
工学部	建築学科	60		工学部	建築学科	60	
	電気情報工学科	158			電気情報工学科	158	
	物質科学工学科	168			物質科学工学科	168	
	地球環境工学科	150			地球環境工学科	150	
	エネルギー科学科	99			エネルギー科学科	99	
	機械航空工学科	169			機械航空工学科	169	
芸術工学部	環境設計学科	38		芸術工学部	環境設計学科	38	
	工業設計学科	48			工業設計学科	48	
	画像設計学科	38			画像設計学科	38	
	音響設計学科	38			音響設計学科	38	
	芸術情報設計学科	40			芸術情報設計学科	40	
農学部	生物資源環境学科	229		農学部	生物資源環境学科	229	
九州大学大学院				九州大学大学院			
人文科学府	人文基礎専攻 (M)	16	→	人文科学府	人文基礎専攻 (M)	16	
	人文基礎専攻 (D)	8			人文基礎専攻 (D)	8	
	歴史空間論専攻 (M)	20			歴史空間論専攻 (M)	20	
	歴史空間論専攻 (D)	10			歴史空間論専攻 (D)	10	
	言語・文学専攻 (M)	20			言語・文学専攻 (M)	20	
	言語・文学専攻 (D)	10			言語・文学専攻 (D)	10	
比較社会文化学府	日本社会文化専攻 (M)	24		比較社会文化学府	日本社会文化専攻 (M)	24	
	日本社会文化専攻 (D)	20			日本社会文化専攻 (D)	20	
	国際社会文化専攻 (M)	26			国際社会文化専攻 (M)	26	
	国際社会文化専攻 (D)	20			国際社会文化専攻 (D)	20	
人間環境学府	都市共生デザイン専攻 (M)	20		人間環境学府	都市共生デザイン専攻 (M)	20	
	都市共生デザイン専攻 (D)	5			都市共生デザイン専攻 (D)	5	
	人間共生システム専攻 (M)	11			人間共生システム専攻 (M)	11	
	人間共生システム専攻 (D)	9			人間共生システム専攻 (D)	9	
	行動システム専攻 (M)	17			行動システム専攻 (M)	17	
	行動システム専攻 (D)	10			行動システム専攻 (D)	10	
	教育システム専攻 (M)	19			教育システム専攻 (M)	19	
	教育システム専攻 (D)	9			教育システム専攻 (D)	9	
	空間システム専攻 (M)	28			空間システム専攻 (M)	28	
	空間システム専攻 (D)	7			空間システム専攻 (D)	7	
	実践臨床心理学専攻 (P)	30			実践臨床心理学専攻 (P)	30	
法学府	法制理論専攻 (M)	72		法学府	法制理論専攻 (M)	72	
	法制理論専攻 (D)	17			法制理論専攻 (D)	17	
法務学府	実務法学専攻 (P)	80		法務学府	実務法学専攻 (P)	80	
経済学府	経済工学専攻 (M)	20		経済学府	経済工学専攻 (M)	20	
	経済工学専攻 (D)	10			経済工学専攻 (D)	10	
	経済システム専攻 (M)	27			経済システム専攻 (M)	27	
	経済システム専攻 (D)	14			経済システム専攻 (D)	14	
	産業マネジメント専攻 (P)	45			産業マネジメント専攻 (P)	45	
理学府	物理学専攻 (M)	41		理学府	物理学専攻 (M)	41	
	物理学専攻 (D)	14			物理学専攻 (D)	14	
	化学専攻 (M)	62			化学専攻 (M)	62	
	化学専攻 (D)	19			化学専攻 (D)	19	
	地球惑星科学専攻 (M)	41			地球惑星科学専攻 (M)	41	
	地球惑星科学専攻 (D)	14			地球惑星科学専攻 (D)	14	
数理学府	数理学専攻 (M)	54		数理学府	数理学専攻 (M)	54	
	数理学専攻 (D)	20			数理学専攻 (D)	20	
システム生命科学府	システム生命科学府 (D)	54		システム生命科学府	システム生命科学府 (D)	54	
医学系学府	医学専攻 (D)	107		医学系学府	医学専攻 (D)	107	
	医科学専攻 (M)	20			医科学専攻 (M)	20	
	保健学専攻 (M)	20			保健学専攻 (M)	20	
	保健学専攻 (D)	10			保健学専攻 (D)	10	
	医療経営・管理学専攻 (P)	20			医療経営・管理学専攻 (P)	20	
歯学府	歯学専攻 (D)	43		歯学府	歯学専攻 (D)	43	
薬学府	創薬科学専攻 (M)	55		薬学府	創薬科学専攻 (M)	55	

	創薬科学専攻 (D)	12	
	医療薬学専攻 (D)	14	
工学府	物質創造工学専攻 (M)	21	
	物質創造工学専攻 (D)	10	
	物質プロセス工学専攻 (M)	19	
	物質プロセス工学専攻 (D)	9	
	材料物性工学専攻 (M)	19	
	材料物性工学専攻 (D)	7	
	化学システム工学専攻 (M)	21	
	化学システム工学専攻 (D)	10	
	建設システム工学専攻 (M)	17	
	建設システム工学専攻 (D)	8	
	都市環境システム工学専攻 (M)	19	
	都市環境システム工学専攻 (D)	8	
	海洋システム工学専攻 (M)	17	
	海洋システム工学専攻 (D)	8	
	地球資源システム工学専攻 (M)	17	
	地球資源システム工学専攻 (D)	8	
	エネルギー量子工学専攻 (M)	25	
	エネルギー量子工学専攻 (D)	12	
	機械工学専攻 (M)	62	
	機械工学専攻 (D)	19	
	水素エネルギーシステム専攻 (M)	30	
	水素エネルギーシステム専攻 (D)	9	
	航空宇宙工学専攻 (M)	26	
	航空宇宙工学専攻 (D)	12	
	芸術工学府	芸術工学専攻 (M)	92
		芸術工学専攻 (D)	25
		デザインストラテジー専攻 (M)	28
		デザインストラテジー専攻 (D)	5
	システム情報科学府	情報学専攻 (M)	40
		情報学専攻 (D)	14
		情報知能工学専攻 (M)	45
		情報知能工学専攻 (D)	15
		電気電子工学専攻 (M)	55
電気電子工学専攻 (D)		16	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻 (M)	37	
	量子プロセス理工学専攻 (D)	14	
	物質理工学専攻 (M)	37	
	物質理工学専攻 (D)	14	
	先端エネルギー理工学専攻 (M)	34	
	先端エネルギー理工学専攻 (D)	12	
	環境エネルギー工学専攻 (M)	26	
	環境エネルギー工学専攻 (D)	9	
	大気海洋環境システム学専攻 (M)	30	
	大気海洋環境システム学専攻 (D)	11	
	生物資源環境科学府	資源生物科学専攻 (M)	50
資源生物科学専攻 (D)		19	
環境農学専攻 (M)		75	
環境農学専攻 (D)		27	
農業資源経済学専攻 (M)		13	
農業資源経済学専攻 (D)		5	
生命機能科学専攻 (M)		106	
生命機能科学専攻 (D)		12	
生物産業創成専攻 (D)		14	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻 (M)	30	
	オートモーティブサイエンス専攻 (M)	21	
	オートモーティブサイエンス専攻 (D)	7	

	創薬科学専攻 (D)	12	
	医療薬学専攻 (D)	14	
工学府	物質創造工学専攻 (M)	21	
	物質創造工学専攻 (D)	10	
	物質プロセス工学専攻 (M)	19	
	物質プロセス工学専攻 (D)	9	
	材料物性工学専攻 (M)	19	
	材料物性工学専攻 (D)	7	
	化学システム工学専攻 (M)	21	
	化学システム工学専攻 (D)	10	
	建設システム工学専攻 (M)	17	
	建設システム工学専攻 (D)	8	
	都市環境システム工学専攻 (M)	19	
	都市環境システム工学専攻 (D)	8	
	海洋システム工学専攻 (M)	17	
	海洋システム工学専攻 (D)	8	
	地球資源システム工学専攻 (M)	17	
	地球資源システム工学専攻 (D)	8	
	エネルギー量子工学専攻 (M)	25	
	エネルギー量子工学専攻 (D)	12	
	機械工学専攻 (M)	62	
	機械工学専攻 (D)	19	
	水素エネルギーシステム専攻 (M)	30	
	水素エネルギーシステム専攻 (D)	9	
	航空宇宙工学専攻 (M)	26	
	航空宇宙工学専攻 (D)	12	
	芸術工学府	芸術工学専攻 (M)	92
		芸術工学専攻 (D)	25
		デザインストラテジー専攻 (M)	28
		デザインストラテジー専攻 (D)	5
	システム情報科学府	情報学専攻 (M)	40
		情報学専攻 (D)	14
		情報知能工学専攻 (M)	45
		情報知能工学専攻 (D)	15
		電気電子工学専攻 (M)	55
電気電子工学専攻 (D)		16	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻 (M)	37	
	量子プロセス理工学専攻 (D)	14	
	物質理工学専攻 (M)	37	
	物質理工学専攻 (D)	14	
	先端エネルギー理工学専攻 (M)	34	
	先端エネルギー理工学専攻 (D)	12	
	環境エネルギー工学専攻 (M)	26	
	環境エネルギー工学専攻 (D)	9	
	大気海洋環境システム学専攻 (M)	30	
	大気海洋環境システム学専攻 (D)	11	
	生物資源環境科学府	資源生物科学専攻 (M)	50
資源生物科学専攻 (D)		19	
環境農学専攻 (M)		75	
環境農学専攻 (D)		27	
農業資源経済学専攻 (M)		13	
農業資源経済学専攻 (D)		5	
生命機能科学専攻 (M)		106	
生命機能科学専攻 (D)		12	
生物産業創成専攻 (D)		14	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻 (M)	30	
	<u>ユーザー感性学専攻 (D)</u>	4 課程の変更 (意見伺い)	
	オートモーティブサイエンス専攻 (M)	21	
	オートモーティブサイエンス専攻 (D)	7	
	<u>ライブラリーサイエンス専攻 (M)</u>	10 専攻の設置 (意見伺い)	

別記様式第2号(その2の1)

教 育 課 程 等 の 概 要														
(統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
学府共通科目	科学の統合方法論	1前	1			○			1					兼3・集中・オムニバス
	小計(1科目)	—	1	0	0	—			1	0	0	0	0	兼3
特別研究	特別研究Ⅰ	1通	2				○		7	3	1			
	特別研究Ⅱ	2通	4				○		7	3	1			
	小計(2科目)	—	6	0	0	—			7	3	1	0	0	
基礎科目	情報マネジメント論	1前	2			○				1				兼1・集中
	情報システム論	1前	2			○				1				
	情報サービス論	1前	2			○				1				
	情報法制論	1後	2			○								
	学習科学	1前	2			○			1					
	小計(5科目)	—	10	0	0	—			1	2	0	0	0	
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス PTLⅠ	1後		2			○		3	1				
	ライブラリーサイエンス PTLⅡ	2前		2			○		2	1	1			
	インターンシップ	1前・後・2前		1				○	2	1				
	小計(3科目)	—	0	5	0	—			7	3	1	0	0	
専門科目	情報テキスト論	1前		2		○			1					兼1・集中
	情報リテラシー論	1後		2		○				1				
	インターネットの情報法制	2前		2		○			1					
	コミュニケーション論	1前		2		○			1					
	図書館マネジメント論	1前		2		○					1			
	図書館政策論	1前		2		○						1		
	レファレンスサービス論	1後		2		○						1		
	ライブラリー資料論	1後		2		○					1			
	ライブラリー特殊資料論	1後		2		○					1			
	文書記録マネジメント論	1後		2		○			1					
	文書記録管理政策論	1前		2		○							1	
	文書記録活動論	2前		2		○			1					
	文書記録資料論	1前		2		○							1	
	文書記録特殊資料論	1後		2		○			1					
	情報評価分析論	1前		2		○							1	
	情報組織化論	1後		2		○					1			
	数理統計	1後		2		○			1					
	自然言語解析	1後		2		○			1					
	データマイニング	2前		2		○							1	
	情報セキュリティ論	2前		2		○							1	
	情報リテラシー演習	1後		2				○		1				
	コミュニケーション演習	1前		2				○		1				
	レファレンスサービス演習	1後		2				○			1			
	ライブラリー資料演習	1後		2				○			1			
	ライブラリー特殊資料演習	2前		2				○			1			
	文書記録資料演習	2前		2				○		1				
	文書記録特殊資料演習	2前		2				○		1				
	データベース演習	1前		2				○					1	
	構造化文書運用演習	1前		2				○					1	
	外国語資料講読演習Ⅰ	1前		2				○		1				
	外国語資料講読演習Ⅱ	1後		2				○		1				
	外国語資料講読演習Ⅲ	2前		2				○		1				
小計(32科目)	—	0	64	0	—				7	3	1	0	0	兼8
合計(43科目)		—	17	69	0	—			7	3	1	0	0	兼11
学位又は称号	修士(ライブラリーサイエンス)		学位又は学科の分野			文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、理学関係、工学関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等								
<p>(修了要件)</p> <p>本専攻に2年以上在学し、次の履修方法により40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績をあげたと認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(履修方法)</p> <p>1から6までに掲げる単位を含む40単位以上を修得しなければならない。</p> <p>1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位</p> <p>2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位</p> <p>3. 科目区分「基礎科目」について5科目10単位</p> <p>4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位</p> <p>5. 科目区分「専門科目」について9科目18単位</p> <p>6. 次に掲げる科目について2単位以上(ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、2単位までとする。)</p> <p>(1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目 (ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。)</p> <p>(2) 本学府他専攻の授業科目</p> <p>(3) 他学府の授業科目(大学院共通教育科目を含む。)</p>						1学年の学期区分		2期						
						1学期の授業期間		15週						
						1時限の授業時間		90分						

授業科目の概要			
(統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
学府 共通 科目	科学の統合方法論	<p>科学的探究の思想とステップは専門領域を問わず共通する点が多いが、具体的な研究方法は各領域で異なる。そこで、それぞれの研究方法について理解をして、知の統合と新たな知を創造する方法を学ぶ。まず、ユーザー感性学専攻におけるヒトの感覚・情動研究の方法論（実験計画法、測定法など）や研究事例、また人間理解のための研究方法である観察法について体験的理解を深める。続いて自動車を対象にして、科学的な知の発想とそれを活かす知の具象化に至る一連の知の応用と転換のプロセス、さらに知の可視化とその管理（知財管理）を学び、最後に知の統合に必要なテキスト情報の管理と提供のあり方について考察する。</p> <p>(オムニバス方式／全8回)</p> <p>(⑥ 眞賀千賀子／1-2回) 観察法：人間理解のための研究方法</p> <p>(⑤ 樋口重和／3-4回) 感性科学の研究方法について</p> <p>(④ 内山誠／5-6回) 科学の法則を科学技術へつなげる知の転換プロセス、知の可視化と知的財産</p> <p>(② 岡崎敦／7-8回) テキスト情報の管理と提供</p>	オムニバス方式
特別 研究	特別研究 I	<p>特別研究 I は、院生一人一人が専攻の学修を総括するために実施する研究である。院生はライブラリーサイエンスについての広い視野の下に、自主的な課題設定、課題解決のための仮設考察、検証方法の決定、これらの指導教員への説明等を行う。担当指導教員は研究計画の立案と実行を指導して、院生の知的能力、コミュニケーション能力等を確認し特別研究 II への進展を判定する。各教員の指導担当は、以下のとおりとする。</p> <p>(1 折田悦郎) 公文書館論、特に大学を中心とする文書・文書館に関する研究</p> <p>(① 酒匂一郎) 情報の法的な保護や規制に関する研究</p> <p>(3 高野信治) 日本前近代の社会集団・組織とその文書史料群の関係論的研究</p> <p>(② 岡崎敦) テキスト学、内外の文書記録管理理論、西洋前近代資料に関連した研究</p> <p>(5 三輪宗弘) 企業資料、組合資料、海外の日本関係資料の構造と目録作成に関する研究</p> <p>(6 富浦洋一) 自然言語処理技術を用いた、情報の抽出・組織化と検索・提供方法に関する研究</p> <p>(7 吉田素文) 情報の管理・提供における教育・学習の側面に関する研究</p> <p>(8 井上仁) 情報システム、情報通信技術を利用した学習環境に関連した研究</p> <p>(9 川平敏文) 江戸時代以前の書誌学、および書籍を中心とした文化的営為の研究</p> <p>(③ 石田栄美) 情報サービス機関における情報の分類・検索システム、利用に関する研究</p> <p>(11 渡邊由紀子) 図書館における情報の管理・提供方法に関する実証的研究</p>	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
	特別研究Ⅱ	<p>特別研究Ⅰに基づき、院生は構築した仮説を検証・吟味して成果をまとめ説明を行う。院生は、論文、成果発表等により本専攻で涵養した能力を総合的に実証することが求められる。担当指導教員は研究計画の立案と実行を指導する。指導は原則、特別研究Ⅰの指導教員があたる。特別研究が専攻修了にふさわしい能力を実証しているかどうかは複数の教員が判定する。各教員の指導担当は、以下のとおりとする。</p> <p>(1 折田悦郎) 公文書館論、特に大学を中心とする文書・文書館に関する研究 (① 酒匂一郎) 情報の法的な保護や規制に関する研究 (3 高野信治) 日本前近代の社会集団・組織とその文書史料群の関係論的研究 (② 岡崎敦) テキスト学、内外の文書記録管理理論、西洋前近代資料に関連した研究 (5 三輪宗弘) 企業資料、組合資料、海外の日本関係資料の構造と目録作成に関する研究 (6 富浦洋一) 自然言語処理技術を用いた、情報の抽出・組織化と検索・提供方法に関する研究 (7 吉田素文) 情報の管理・提供における教育・学習の側面に関する研究 (8 井上仁) 情報システム、情報通信技術を利用した学習環境に関連した研究 (9 川平敏文) 江戸時代以前の書誌学、および書籍を中心とした文化的営為の研究 (③ 石田栄美) 情報サービス機関における情報の分類・検索システム、利用に関する研究 (11 渡邊由紀子) 図書館における情報の管理・提供方法に関する実証的研究</p>	
基礎科目	情報マネジメント論	<p>情報のマネジメントに関わる組織、およびマネジメントを担う情報専門職に関する講義である。具体的には、情報をマネジメントする機関である図書館・文書管理組織を対象に、その意義、種類、機能、動向、関係法規、政策、類縁機関や、図書館・情報専門職の役割、専門性、資格制度、倫理などについて、基礎的な知識を学ぶ。情報をマネジメントする機関としての基本的機能と役割を理解するとともに、それらに共通する情報マネジメントの枠組みや概念、理論などについて検討し、インターネットやコンピュータを用いた情報マネジメントも含め、図書館や文書館等の枠にとられない情報そのもののマネジメントのあり方についても考察する。</p>	
	情報システム論	<p>情報を管理し、ユーザーへ必要な情報を提供するための情報システムに関する講義である。具体的には、情報システムを支える基盤技術（データベース、ネットワーク、セキュリティ、認証など）の概論と実際のシステム例、システムの技術的な改善や新規開発などの技術革新を同定し分析するための原理と技能を学ぶ。</p>	
	情報サービス論	<p>情報サービスの意義とサービス提供方法、利用者教育に関する講義である。図書館、文書館をはじめとした様々な情報サービスに関する理論と実践、情報サービスの利用者に対する教育とは何かについて学び、それらに共通する情報サービスの枠組みとは何かを捉える。具体的には、情報サービス機関における効果的なアドボカシーの策定とその実践、デジタルライブラリーなどインターネットを介した情報サービスの意義・方法、マーケティング、レファレンスサービスの技術、啓発事業の企画や実施、サービス実施についての人事や施設、利用者に求められる情報リテラシー、利用者教育などについて概観する。</p>	
	情報法制論	<p>情報に関する法制度や公共政策に関する講義である。ここでは、現代の情報化社会が新たに生み出した諸問題に対して、法制度や政策はどのように対応し、どのような課題が提起されているのかについて学ぶ。とくにデジタルネットワーク化した情報のインフラ、コンテンツ、セキュリティ、プロパティ等に関する法制と政策について理解する。</p>	
	学習科学	<p>情報ユーザーの視点に立って情報を管理・提供する専門職に必要とされる教育と学習に関する理論、手法等についての講義である。具体的には、まず、情報ユーザーが知の創造・継承活動のために情報を探索、評価、活用する際に必要となる態度・技能・知識を考察する。次に、その態度・技能・知識を情報ユーザーが修得するために企画し実施する学習プログラム（学習目標、学習方略、学習評価）、および学習プログラム評価について、最新の学習科学の知見をもとに考察する。</p>	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス PTL I	専門分野を異にする複数の教員と学生が、共通のテーマのもとに、共同して取り組むチームラーニングの演習であり、学生の主体的な課題設定と実践が求められる。PTL I では、高度情報化社会における情報の新たな提供法と利用法ならびに教育学習環境に関し、図書館などでのフィールド調査を基に課題を設定し、技術的・方法的な観点、および、法的な観点からの検討を行い、課題解決に向けた取り組みを行う。	チーム・ティーチング
	ライブラリーサイエンス PTL II	専門分野を異にする複数の教員と学生が、共通のテーマのもとに、共同して取り組むチームラーニングの演習である。ここでは、学際的な取り組みのもとで、学生の主体的な課題設定と実践が求められる。PTL II では、文献、文書・記録の垣根を取り払い、資料や情報を総合的に管理、利用するための方法論の構築に取り組む。	チーム・ティーチング
	インターンシップ	大学や企業等の現場において、一定期間、研修生として働く。研修の内容については、事前に大学と受入先との間で協議を行い、指導教員が事前指導として学生に正確に伝えるものとする。研修後は、事後指導として、研修先での学習内容と感想についての口頭報告とレポート提出を求めるものとする。	
専門科目	情報テキスト論	情報テキストの意味とそれを生み出す環境について、人文科学、社会科学の観点から考察する講義である。ユーザーの視点にたつ新しい情報管理を構想するためには、情報や資料、さらにはそれらの構成要素となるテキスト自体の意味について研究する必要がある。たとえば、「テキスト学」と呼ばれる新しい研究領域においては、テキストの意味は、著者の意図だけではなく、ユーザーやコーディネーター等による操作、利用、受容等に依存するとみなされ、テキストや資料自体にかかわって、テキストの生成・利用・消滅プロセスやコンテキスト等が重要な関心の対象となっている。この授業では、ユーザーの視点にたった情報の新しい管理のあり方を構想するための基礎理論として、情報テキストが意味ある記号として機能するあり方を論じる。	
	情報リテラシー論	情報システムの利用者の視点に立った情報環境と教育手法に関する講義である。知の創造・継承を支援する情報通信技術、eラーニング、マルチメディア教材、学術情報発信のためのシステムの知識を習得することにより利用者への助言や指導ができる能力を身につける。	
	インターネットの情報法制	情報管理・提供サービスの電子化・ネットワーク化が急速に進むなか、電子化された情報（電子情報）をインターネット経由で提供・利用することに伴う様々な法的問題を理解することを目的とする講義である。とくに、通信と放送の融合、プロバイダの責任、個人情報の保護、違法情報や有害情報の規制、情報財取引、著作権の保護などをめぐる法的問題について、具体的に考察する。	
	コミュニケーション論	情報の管理・提供の専門職として、ユーザーの視点に立ったコミュニケーションについて考察する講義である。専門職としてのコミュニケーションの目的、様式、倫理、特に効果的な対人コミュニケーションの方法論について実践例や学術的考察を交えて講義する。	
	図書館マネジメント論	図書館経営・管理に関する講義である。ここでは、図書館、司書、その他の図書館職員、そして図書館サービスにおける効果的なアドボカシーの重要性についての認識を得ることが目標である。具体的には、図書館や他の情報機関における企画と予算の原則、効果的な人事実務と人的リソース開発の原則、図書館サービスやそのアウトカムを査定・評価するために必要な概念と方法、図書館や他の情報機関の実践家の継続的な専門性の向上の必要性、リーダーシップ等について理論と実践を学ぶ。	
	図書館政策論	図書館の実践は、その組織自体の目的、規模、方針によって直接的には運営されるが、より広い文脈からも影響を受けている。そのような文脈には、親機関である大学、地方自治体、国による図書館や情報関連の政策、施策が含まれる。さらに、社会全体の情報や情報メディアをめぐる動向や環境の変化により、近代図書館が持ってきた「社会における知識の集積所」としての機能への根本的な問い直しさえ起こっている。この授業では、個々の図書館を越えた図書館界全体の動きと社会との関わりについて検討する。	
	レファレンスサービス論	情報ユーザーによる知の創造・継承を支援するためのレファレンスサービスに関する講義である。ここでは、情報ユーザーに対し、適切で正確な知識・情報へのアクセスを提供する、レファレンスと利用者サービスの概念、原則、テクニックを学ぶことが目標である。具体的には、情報を探索・評価・統合するテクニック、利用者との効果的な交流の方法、多様な利用者のニーズとコミュニティと嗜好の評価と対応、適切なサービスやリソース開発の計画と実行の評価等について学ぶ。	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
	ライブラリー資料論	近現代の和書・洋書の印刷資料、非印刷資料、電子資料とネットワーク情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存などに関する知識を学ぶ。具体的には、記録された知識・情報を組織化するための目録作成・索引化・分類標準と方法の体系、書誌コントロール、ネットワーク情報資源を組織化するために必要なメタデータ記述、学術情報の流通と利用、情報検索スキル、利用者のニーズ、コミュニティ、嗜好の多様性を評価し対応する原理などについて概観する。	
	ライブラリー特殊資料論	前近代の資料に関する講義である。主として、江戸期日本の古書、古刊本を対象として、歴史資料の特殊な性格に関する基礎的な知識を得ることが目標である。具体的には、印刷資料、非印刷資料等について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存などに関する知識と同時に、資料の整理と目録作成等の方法の体系、資料公開や情報検索、評価等を学ぶ。	
	文書記録マネジメント論	文書記録管理について基礎的な知識を得るための講義である。アーカイブズ学、記録管理学に関する理論、および現状について基本的な認識を得ることを目標とする。具体的には、文書記録の定義と諸性格、文書記録管理の基本的特徴と歴史、文書記録管理の対象（公的、および私的領域）、文書記録管理の基本原則とその適用、情報処理と現物管理、保存と公開等について概観する。	
	文書記録管理政策論	文書記録管理についての諸政策や学界の状況に関する講義である。変容を続ける文書記録管理の政治、社会的環境についての最新の動向を把握することが目標である。具体的には、文書記録管理についての立法や政策、文書記録管理領域における国際協力、文書記録管理専門職の位置づけと養成、文書管理についての学会と関係団体等について概観する。	
	文書記録活動論	文書管理組織の活動に関する講義である。図書館や資料館等の意義を再考するため、現状と抱える諸問題についての認識を得ることが目標である。具体的には、文書管理組織の位置づけと構成、文書管理組織の資料整理業務、利用者へのレファレンス業務、文書管理組織の広報、一般市民を対象とした啓発活動などについて概観する。	
	文書記録資料論	現代文書記録の評価、選別、記述、ならびに記録を生み出す組織と業務に関する講義である。ここでは、日々排出される膨大な量の記録資料をはじめとする多様な資料の性格と、それらを生み出す組織と業務について、基本的な認識を得ることが目標である。具体的には、文書記録の移送や受入、法的性格、評価、選別・廃棄、整理と記述、検索手段の開発、記録を排出する組織の構成、その業務プロセス等について概観する。	
	文書記録特殊資料論	前近代日本の文書記録（アーカイブズ）に関する講義である。主として近世の古文書・記録類を対象として、歴史的アーカイブズの性格と評価に関して総合的で有機的な知識を得ることが目標である。具体的には、文書記録の定義と諸性格、文書記録資料の類型と歴史、文書記録資料の整理、目録作成と公開の基準等について概観する。	
	情報評価分析論	多変量統計解析とは、複数の項目（現象のある側面の観測を通して得られる値など）の間の関連性を統計的に分析し、現象を要約した簡潔な記述を与えたり、現象の背後にある潜在因子を探索したり、複数の項目から現象を予測したりする方法であり、情報の評価分析の基礎となる。本科目では、回帰分析、判別分析、因子分析、多次元尺度法、分散分析などの各種の多変量解析手法を学び、さらに代表的な統計解析ソフトウェアを利用した演習を通してデータ解析のスキルを身につける。	
	情報組織化論	文書の自動分類とクラスタリング、重要語句の自動抽出、専門用語抽出、同義関係および上位下位関係などの用語あるいは概念間の関係の自動抽出などの技術が開発・研究されている。これらの情報の整理および利用者の要求に応じた情報提供のための技術の基本的な考え方を学び、必要に応じて独自に情報の組織化が行えるための基礎技術を身につける。	
	数理統計	情報構造のモデル化と統計的な評価・判定のための基礎を学ぶ。具体的には、確率空間、確率変数、確率分布、条件付き確率分布、分布関数、確率（密度）関数、積率、極限定理、パラメタの点推定、パラメタの区間推定、仮説検定、モデル選択などについて学び、代表的な確率モデルの性質と推測統計の各種手法を理解する。	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
	自然言語解析	自然言語文で書かれた文書などから重要語やトピックあるいは用語間の関係などの情報を抽出したり、文書を分類あるいはクラスタリングする際には、それらの処理の前に文書に形態素解析、構文解析といった自然言語解析を施す必要がある。また、統計的な自然言語解析で用いられる理論や手法は、情報抽出や分類／クラスタリングを行う際にも利用される。本講義では、これらの処理を行うための基礎となる統計的言語モデルとそのパラメタ推定および統計的言語モデルに基づく解析法を解説する。	
	データマイニング	学術論文などの文書間の潜在的な関係、概念や手法間の意外性のある関係、あるいはユーザーの文献利用履歴からのユーザーの潜在的なニーズなどの発見は、ユーザーへの新たな価値ある情報の提供に繋がり、よりよい学術情報流通基盤構築に必須である。この講義では、このような解析手法の基礎的な知識と具体的な解析のやり方について学ぶ。	
	情報セキュリティ論	図書館に導入されているシステムで用いられているセキュリティ関連の技術についての講義を行う。具体的には、認証、アクセス制御、プライバシー保護に関する技術について、実際のシステムを例に、それらの技術がどのようにして実現されているかとそのための基礎的な理論の解説を行う。また、この理解に必要なシステムの要素技術についても解説を行う。	
	情報リテラシー演習	eラーニング、学術情報発信のためのシステムの利用や、マルチメディア教材の作成を通して、知の創造・継承を支援する実践的な能力を養成する。	
	コミュニケーション演習	対人コミュニケーションの基本的スキルの演習を通して、情報の管理・提供の専門職として、ユーザーの視点に立った対人コミュニケーションの実践的な能力を養成する。	
	レファレンスサービス演習	情報ユーザーによる知の創造・継承を支援するためのレファレンスサービスに関する演習を通して実践的な能力を養成する。	
	ライブラリー資料演習	近現代の和書・洋書の印刷資料、非印刷資料、電子資料とネットワーク情報資源の演習を通して、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存などに関する実践的な能力を養成する。	
	ライブラリー特殊資料演習	前近代の文献資料に関する取り扱いに習熟するための演習である。特殊な文字、形式のもとに作成されている前近代日本の、主として江戸時代の文献資料取り扱いについての実践的な能力を養成する。具体的には、印刷資料、非印刷資料の類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集などに関して学ぶと同時に、これらの資料を電子資料とネットワーク情報資源への変換を通じて、利用、公開するための技術を習得する。	
	文書記録資料演習	現代文書記録の取り扱い技術に習熟するための演習である。日々膨大な量が産出される文書記録について、適切な評価と処理を行うための実践的な能力を養成する。主として現代日本の企業文書記録を素材に取り上げ、資料の受入と廃棄、整理と記述、目録作成や公開などの基準などを、具体的な資料整理などを通じて学ぶ。	
	文書記録特殊資料演習	前近代日本の歴史資料（アーカイブズ）に関する演習である。特殊な文字、形式のもとに作成されている前近代日本の、主として近世の古文書・記録類を対象として、評価と記述に関する歴史学的な観点と実践的な能力を養成する。具体的には、記録のファイリング、記録の受入と廃棄、目録作成と公開などの基準などについて、実例に基づきながら学ぶ。	
	データベース演習	簡易版の SQL あるいは一般的な SQL の一部の機能を使ったデータベースの構築と検索の演習を通して実践的な能力を養成する。	
	構造化文書運用演習	ネットワークを経由した情報発信および情報収集を行う技術について、演習を通じた実践的な能力養成を行う。利用者がPCや携帯端末を用いてアクセスするインターネットおよびWeb上のサービスについて、仕組みを解説し、演習を通じて実際にサービスを構築する。サービスの技術的な仕組みを理解したのち、ソーシャルサービスやコンテンツサービス等の具体的なサービスについて解説する。	
	外国語資料講読演習 I	国の機関から持ち込まれたり、受け入れた資料の評価・選別・廃棄に関する英語文献の講読演習である。これを通して、海外の国立公文書館やアーカイブに関する先進的な試みや、実際の海外の国立公文書館においてどのような手続きで選別と廃棄が行われているのかに関する知識を得る。海外のコミュニティとの情報交換・連絡調整のための実践的な能力を身に付ける。	

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
	外国語資料講読演習Ⅱ	米国国立公文書館や米国議会図書館の刊行したチェックリスト（目録）や各レコードグループの概説を記したガイドなどの文献の講読演習である。これを通して、盛り込まれている内容や提供されている情報について検討し、チェックリストの作成に必要な知識を習得するとともに、海外のコミュニティとの情報交換・連絡調整のための実践的な能力を身に付ける。	
	外国語資料講読演習Ⅲ	図書館情報学や記録管理学で使われる統計学の基本的なテクニカルタームを学び、Financial TimesやThe Wall Street Journalで経済指標を含んだ最新の記事を読む。加えて情報の管理・提供に関する最新情報（論文や雑誌記事）を紹介し、輪読する。	

箱崎地区

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号 Tel.092-642-2111（代表）

病院地区

〒812-8582 福岡市東区馬出3丁目1-1 Tel.092-641-1151（代表）

筑紫地区

〒816-8580 春日市春日公園6丁目1番地 Tel.092-583-7555（代表）

六本松地区

〒810-8560 福岡市中央区六本松4丁目2-1 Tel.092-726-4555（代表）

大橋地区

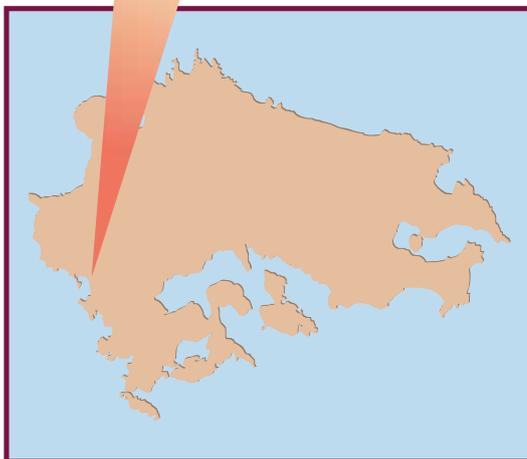
〒815-8540 福岡市南区塩原4丁目9番1号 Tel.092-553-4400（代表）

伊都地区

〒819-0395 福岡市西区元岡744番地 Tel.092-802-2708（代表）

その他の地区

生体防御医学研究所附属病院	〒874-0838 大分県別府市大字鶴見字鶴見原 4546 Tel.0977-27-1600
理学府附属臨海実験所	〒863-2507 熊本県天草郡苓北町富岡 2231 Tel.0969-35-0003
理学研究院附属地震火山観測研究センター	〒855-0843 長崎県島原市新山 2-5643-29 Tel.0957-62-6621
薬学部附属薬用植物園	〒811-2415 福岡県粕屋郡篠栗町津波黒 394 Tel.092-947-0089
農学部附属農場	〒811-2307 福岡県粕屋郡粕屋町大字原町 111 Tel.092-612-2862
農学部附属農場（高原農業実験実習所）	〒878-0201 大分県竹田市久住町大字久住字鶴ヶ丘 4045-4 Tel.0974-76-1377
農学部附属演習林（福岡演習林）	〒811-2415 福岡県粕屋郡篠栗町津波黒 394 Tel.092-948-3101
農学部附属演習林（宮崎演習林）	〒883-0402 宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内 949 Tel.0983-38-1116
農学部附属演習林（北海道演習林）	〒089-3705 北海道足寄郡足寄町北5条 1-85 Tel.01562-5-2608
生物資源環境科学府附属水産実験所	〒811-3304 福岡県福津市津屋崎 2506 Tel.0940-52-0163
西新プラザ	〒814-0002 福岡市早良区西新 2-16 Tel.092-831-8104
東京オフィス	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-3 Tel.03-3211-8825 丸の内仲通りビル 7 階 7 1 3 区



Published by Kyushu University
6-10-1 Hakozaki, Higashi-Ku, Fukuoka 812-8581 JAPAN

②最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面



<アクセス>

- 【空路】 福岡空港 →(地下鉄空港線)→地下鉄「中洲川端駅」下車、
貝塚方面へ乗換→(地下鉄箱崎線)→「箱崎九大前駅」で下車
- 【JR】 「JR博多駅」→「JR箱崎駅」で下車
- 【西鉄】 西鉄福岡駅→(地下鉄)→箱崎九大前駅で下車

③校舎の配置図



目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織等（第3条～第17条）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第27条～第30条）
- 第5章 委員会等（第31条～第37条）
- 第6章 教授会等（第38条～第40条）
- 第7章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】【大学設置基準第2条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

第2章 組織等

（学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学 部	学 科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科

薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科
農学部	生物資源環境学科

2 各学部は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。【大学設置基準第2条の2】

3 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

4 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。【学教法第97条】

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。【学教法第99条】

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。【学教法第99条】

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。【大学院設置基準第6条】

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
比較社会文化学府	日本社会文化専攻、国際社会文化専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻

システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	医療薬科学専攻、創薬科学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻、デザインストラテジー専攻
システム情報科学府	情報学専攻、情報知能工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、 <u>ライブラリーサイエンス専攻</u>

備考

各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻、薬学府創薬科学専攻及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻は修士課程、生物資源環境科学府生物産業創成専攻は後期3年だけの博士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。

- 2 各学府は、学府又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるものとする。 **【大学院設置基準第1条の2】**
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 **【大学院設置基準第4条第1項】**
- 4 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 **【大学院設置基準第3条第1項】**
- 5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあつては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。 **【専門職大学院設置基準第4条第1項、第18条】**
- 6 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 7 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

【大学院設置基準第7条の3】

- (1) 人文科学研究院
- (2) 比較社会文化研究院
- (3) 人間環境学研究院
- (4) 法学研究院
- (5) 経済学研究院
- (6) 言語文化研究院
- (7) 理学研究院
- (8) 数理学研究院
- (9) 医学研究院
- (10) 歯学研究院
- (11) 薬学研究院
- (12) 工学研究院
- (13) 芸術工学研究院
- (14) システム情報科学研究院
- (15) 総合理工学研究院
- (16) 農学研究院

第7条の2 本学に、高度な研究活動を推進する全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院は、本学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げるために、分野を問わず、本学の誇る優れた研究者のうち、その専門分野において極めて高い研究業績を有する者、ポスト・プロフェッサー及び本学の次世代を担う若手研究者が実質的かつ高度な研究活動を展開する場として、全学的な協力体制のもとに設置するとともに、これらの活動を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

3 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 【学教法第96条】

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(病院)

第9条 医学部、歯学部及び生体防御医学研究所に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部・生体防御医学研究所附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(健康科学センター)

第11条 本学に、健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職

員、学生等の健康管理及び体育指導に関する専門的業務を行うための施設として、健康科学センターを置く。

2 健康科学センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の2 次の表に掲げる附置研究所等は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

(学内共同教育研究施設)

第13条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

【学教法第96条】

- (1) 生物環境調節センター
- (2) 熱帯農学研究センター
- (3) アイソトープ総合センター
- (4) 中央分析センター
- (5) 留学生センター
- (6) 総合研究博物館
- (7) システムL S I研究センター
- (8) 宙空環境研究センター
- (9) 韓国研究センター
- (10) 医療系統合教育研究センター
- (11) 高等教育開発推進センター
- (12) 超伝導システム科学研究センター
- (13) 感性融合デザインセンター
- (14) 産学連携センター
- (15) 超高压電子顕微鏡室
- (16) 環境安全センター
- (17) 西部地区自然災害資料センター
- (18) 電離気体実験施設
- (19) 大学文書館
- (20) ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

- (21) アドミッションセンター
- (22) 水素エネルギー国際研究センター
- (23) 未来化学創造センター
- (24) バイオアーキテクチャーセンター
- (25) 鉄鋼リサーチセンター
- (26) デジタルメディシン・イニシアティブ
- (27) アジア総合政策センター
- (28) 低温センター
- (29) 産業技術数理研究センター
- (30) 加速器・ビーム応用科学センター
- (31) 稲盛フロンティア研究センター
- (32) 炭素資源国際教育研究センター
- (33) シンクロトロン光利用研究センター
- (34) 先端融合医療創成センター
- (35) 伊藤プラズマ乱流研究センター
- (36) 国際教育センター
- (37) 有体物管理センター
- (38) 分子システム科学センター

2 各学内共同教育研究施設の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院及び附置研究所に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、動物実験施設
工学研究院	循環型社会システム工学研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター
生体防御医学研究所	遺伝情報実験センター、生体多階層システム研究センター、感染ネッ

	トワーク研究センター
応用力学研究所	東アジア海洋大気環境研究センター、高温プラズマ力学研究センター

2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(機構)

第15条 本学に、特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、機構を置く。
2 前項の機構は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該機構の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

機 構	目 的
高等教育機構	(1) 学部教育及び学府教育に関する共通事項の企画、実施及び支援 (2) 教育の質の保証に関する企画、実施及び支援 (3) 入学者選抜に関する企画及び支援 (4) 学生生活、修学、就職及び進学の支援に関する企画及び実施 (5) 大学全体として組織的に行う教育内容・方法等に係る研究や研修に関する企画、実施及び支援 (6) 教育改革に関する企画、実施及び支援
学術研究推進機構	(1) 学術研究の将来戦略等の策定 (2) COE形成に相応しい多様な研究グループの組織化の推進 (3) 全学的視野に立った研究所、学内共同教育研究施設等の研究組織のあり方等の検討
産学連携推進機構	(1) 産学連携のための研究協力及び学術交流の推進 (2) 共同研究成果の技術移転の推進 (3) ベンチャー・ビジネスを指向した研究開発及び人材開発の推進
国際交流推進機構	(1) 学術の国際交流の推進 (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進 (3) アジアの総合研究等の推進

3 各機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(情報統括本部)

第15条の2 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全学的な情報基盤の整備
- (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(統合移転推進本部)

第15条の3 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

--	--

推進室等	目 的
教育改革企画支援室	教育改革に関する事項を企画及び支援すること。
研究戦略企画室	戦略的研究企画を機動的及び積極的に推進し、研究の活性化、高度化、個性化を図ること。
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
知的財産本部	知的財産の創出、取得、管理及び活用を総合的及び戦略的に実施するとともに、産学官連携を推進し、教育研究の活性化に資すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
教育国際化推進室	教育の国際化推進を支援すること。
大学評価情報室	評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関すること。
新キャンパス計画推進室	新キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生及びエネルギー管理の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
百周年記念事業推進室	百周年記念事業を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

第3章 役員、職員等

（役員）

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】【法人法第11条】

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手(「教務助手」と称する。)とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、その職務を助けるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。【学教法第92条】

(総長特別補佐)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、総長の指定した職務を助けるため、総長特別補佐若干人を置く。

2 総長特別補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、附置研究所、病院、附属図書館、健康科学センター及び情報基盤研究開発センター(以下「部局」という。)に長(以下「部局長」という。)を置く。

2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。

3 部局長の選考手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

4 各部局に、部局長を補佐する副部局長を置くことができる。

5 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。

(施設長等)

第26条 学内共同教育研究施設に長(以下「施設長」という。)を置く。

2 施設長は、第13条第2項に規定する規則の規定により選考された者とする。

3 施設長は、当該学内共同教育研究施設の業務を掌理する。

4 各学内共同教育研究施設に、施設長を補佐する副施設長を置くことができる。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議

(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。【法人法第11条】

2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。【法人法第20条】

2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。【法人法第21条】

2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(総長選考会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、総長選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。【法人法第12条】

2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 委員会等

(委員会等)

第31条 本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将来計画委員会を置く。

第32条 本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、予算管理委員会を置く。

第33条 本学に、大学評価に関する重要事項を審議するため、大学評価委員会を置く。

第34条 本学に、管理運営等に係る全学的な重要事項を審議し、又は全学の連絡調整を行うため、部局長会議を置く。

第35条 本学に、入学試験に関する重要事項を審議するため、入学試験審議会を置く。

第36条 本学に、学生の厚生補導に関する重要事項を審議するため、学生委員会を置く。

第36条の2 本学に、学部教育及び学府教育に関する重要事項を審議するため、高等教育審議会を置く。

第36条の3 本学に、ハラスメントの防止に関する事項を審議するため、ハラスメント防止委員会を置く。

第36条の4 本学に、研究活動における不正行為の防止に関する事項を審議するため、研究不正防止委員会を置く。

第36条の5 本学に、男女共同参画の推進に関する事項を審議するために、男女共同参画推進委員会を置く。

第36条の6 本学に、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議するために、人事委員会を置く。

第37条 第31条から前条までに規定する委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第6章 教授会等

第38条 部局（病院及び附属図書館を除く。）に、当該部局の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。【学教法第93条】

第39条 学内共同教育研究施設に、当該施設の教育、研究等に関する重要事項を審議するため、運営委員会等を置く。

第40条 教授会及び第13条第1項第1号から第14号までの学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）で定める。

第7章 雑則

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和46年4月8日施行）等の規定によるものとする。
- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成5年4月1日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところに

よる。

- 6 第13条第1項に規定するシステムL S I研究センターは平成23年3月31日まで、宙空環境研究センターは平成24年3月31日まで、超伝導システム科学研究センターは平成25年3月31日まで存続するものとする。
- 7 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 8 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第13条第1項に規定する未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター及び鉄鋼リサーチセンターは、平成22年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定する産業技術数理研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 3 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 4 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

- 1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定する稲盛フロンティア研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系

学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第13条第1項に規定する炭素資源国際教育研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

4 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新学則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の感染ネットワーク研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第13条第33号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

3 新規則第13条第34号に規定する先端融合医療創成センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第13条第35号に規定する伊藤プラズマ乱流研究センターは、平成25年3月31日まで存続するものとする。

3 新規則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第36号に規定する国際教育センターは、平成26年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第12条の2第1項に規定する共同利用・共同研究拠点は、文部科学大臣の認定期間

である平成22年4月1日から平成28年3月31日までの間存続するものとする。

4 新規則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の生体多階層システム研究センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

5 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第7項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

1 この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター及び鉄鋼リサーチセンターは平成27年3月31日まで、分子システム科学センターは平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学学則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)														
(略)	(略)														
第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。	第6条 (同左)														
(略)	(略)														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>生物資源環境科学府</td> <td>資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻</td> </tr> <tr> <td>統合新領域学府</td> <td>ユーザー感性学専攻、オートモティブサイエンス専攻、<u>ライブラリーサイエンス専攻</u></td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)	(略)	生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻	統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモティブサイエンス専攻、 <u>ライブラリーサイエンス専攻</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td>統合新領域学府</td> <td>ユーザー感性学専攻、オートモティブサイエンス専攻</td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(同左)	(同左)	統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモティブサイエンス専攻
学 府	専 攻														
(略)	(略)														
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻														
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモティブサイエンス専攻、 <u>ライブラリーサイエンス専攻</u>														
学 府	専 攻														
(同左)	(同左)														
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモティブサイエンス専攻														
<p>備考</p> <p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び統合新領域学府<u>ライブラリーサイエンス専攻</u>は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>	<p>備考</p> <p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び統合新領域学府ユーザー感性学<u>専攻</u>は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>															

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第7項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

【大学院設置基準第36条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第4条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

【大学院設置基準第3条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2年とする。

【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

（在学期間の限度）

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とす

る。

2 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

（定員）

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（学年及び学期）

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府において定める。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

（休業日）

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学記念日 5月11日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

（入学の時期）

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、各学府において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

【学教法規則第163条】

（修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格）

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの 【学教法第102条、学教法規則第155条】

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

（博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格）

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

（医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の入学資格）

第12条 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に入学させることができる。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第9号、第11条第6号及び前条第1項第7号の入学資格審査の実施方法等については、各学府において、別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、各学府において、別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条を準用するものとする。

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付(入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請)及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、各学府の定めるところにより選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願出たときは、学年の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学願を提出するものとする。

2 学府長は、当該学府教授会において転学の事由が適当であると認めるときは、その転学を許可する。

(転学府及び専攻の変更)

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願出たときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2 前条の規定は、前項の転学府を志望する場合に準用する。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

(編入学)

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願出たときは、考査の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府において別に定める。

(再入学等の手續及び許可)

第17条の3 再入学、転学(第16条の転学を除く。)及び編入学(以下「再入学等」という。)

に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

(教育課程の編成方針)

第17条の4 本大学院の学府(専門職大学院を除く。)は、当該学府及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学府は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。 **【大学院設置基準第11条】**

(大学院共通教育)

第17条の5 本大学院に、各学府が編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院共通教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導(専門職大学院にあつては、授業科目の授業。以下同じ。)によって行うものとする。 **【大学院設置基準第12条】**

2 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

3 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】**

4 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府において別に定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府において定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 各学府において、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して当該学府が定める時間の授業をもって1単位とする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、各学府において、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 各学府は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学府は、学修の成果及び学位論文(専門職大学院にあつては、学修の成果)に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条の4 各学府は、当該学府の授業科目の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 **【大学院設置基準第14条の3】**

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府の定めるところにより、指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもってあらわし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、各学府が教育研究上必要と認めるときは、当該学府が定めるところにより、各授業科目の成績は、A+、A、B、C及びDの5種の評語をもってあらわし、A+、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とすることができるものとする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】**

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

3 各学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第24条 前2条の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて10単位を超えないものとする。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】**

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 各学府において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすこと

ができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

- 2 前項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、10単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、各学府の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

- 第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

(博士課程の修了要件)

- 第28条 博士課程(医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 2 第2条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第17条】

- 3 各学府において必要と認めるときは、第1項(前項の規定に基づき適用する場合を含む。)の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、学府が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 5 各学府において必要と認めるときは、前項の修了要件として、更に各学府において定められ

た授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の修了要件)

第29条 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に4年以上在学し、各学府において定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準36条】

(後期のみの博士課程の修了要件)

第29条の2 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学府が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年(第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者)については、当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 各学府において必要と認めるときは、前項の修了要件として、更に各学府において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(学位論文等及び最終試験)

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査し、決定する。

2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

(学位の授与)

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第27条に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、総長は、学府長の申請により、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、総長の承認を得て、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては

3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

（表彰）

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第38条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は、総長の承認を得て、除籍することができる。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学府長は除籍する。

(1) 入学料の一部を免除又は徴収を猶予された者が、所定の期日までに納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

（懲戒）

第40条 学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、総長の命により、学府長が懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料）

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料）

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	4月30日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	10月31日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。

3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認め

られる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【専門職大学院設置基準第6条】

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の

適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

- 2 第18条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目の登録の上限)

- 第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

- 第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

- 2 前項の規定にかかわらず、第22条(第3項を除く。)、第23条、第25条第1項及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

(専門職学位課程の修了要件)

- 第56条 専門職学位課程(法科大学院を除く。)の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、専門職大学院(法科大学院を除く。)が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

- 2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

- 3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

(専門職学位課程の在学期間の短縮)

- 第57条 専門職大学院は、第25条第1項の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

(法科大学院の法学既修者)

- 第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則(昭和

50年5月20日施行)等の規定によるものとする。

附 則 (平成16年度九大規則第195号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第39号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第33号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第60号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第51号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	8	8	8	196 うち修士課程 112 博士後期課程 84
	歴史空間論専攻	20	20	10	10	10	
	言語・文学専攻	20	20	10	10	10	
	計	56	56	28	28	28	
比較社会文化学府	日本社会文化専攻	24	24	20	20	20	220 うち修士課程 100 博士後期課程 120
	国際社会文化専攻	26	26	20	20	20	
	計	50	50	40	40	40	
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	5	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	7	7	7	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	—	<u>193</u> うち修士課程 <u>134</u> 博士後期課程 <u>59</u>
	(基礎法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	6	
	(公法・社会法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	5	
	(民刑事法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	7	
	(国際関係法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	4	
	(政治学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	3	
	計	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	25	

経済学府	経済工学専攻	20	20	10	10	10	166 うち修士課程 94 博士後期課程 72
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47	47	24	24	24	
理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程 288 博士後期課程 141
	化学専攻	62	62	19	19	19	
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54	54	20	20	<u>20</u>	168 うち修士課程 108 博士後期課程 <u>60</u>
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	110 うち修士課程 80 博士後期課程 <u>30</u>
	保健学専攻	20	20	10	10	<u>10</u>	
	計	40	40	10	10	<u>10</u>	
薬学府	創薬科学専攻	55	<u>55</u>	—	—	—	188 うち修士課程 110 博士後期課程 78
	医療薬科学専攻	—	—	14	14	14	
	創薬科学専攻	—	—	12	12	12	
	計	55	55	26	26	26	
工学府	物質創造工学専攻	21	21	10	10	10	946 うち修士課程 <u>586</u> 博士後期課程 <u>360</u>
	物質プロセス工学専攻	19	19	9	9	9	
	材料物性工学専攻	19	19	7	7	<u>7</u>	
	化学システム工学専攻	21	21	10	10	10	
	建設システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	都市環境システム工学専攻	19	19	8	8	<u>8</u>	
	海洋システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	17	17	8	8	8	

	エネルギー量子工学専攻	25	25	12	12	12	
	機械工学専攻	62	<u>62</u>	19	<u>19</u>	—	
	水素エネルギーシステム専攻	30	<u>30</u>	9	<u>9</u>	—	
	航空宇宙工学専攻	26	26	12	12	12	
	(機械科学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	<u>15</u>	
	(知能機械システム専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	13	
	計	293	<u>293</u>	120	120	<u>120</u>	
芸術工学府	芸術工学専攻	92	92	25	25	25	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	デザインストラテジー専攻	28	28	5	5	5	
	計	120	120	30	30	30	
システム情報科学府	情報学専攻	40	40	14	14	<u>14</u>	415 うち修士課程 280 博士後期課程 135
	情報知能工学専攻	45	45	15	15	<u>15</u>	
	電気電子工学専攻	55	55	16	16	<u>16</u>	
	計	140	140	45	45	<u>45</u>	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	508 うち修士課程 328 博士後期課程 180
	物質理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	12	12	<u>12</u>	
	環境エネルギー工学専攻	26	26	9	9	<u>9</u>	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	11	11	<u>11</u>	
	計	164	164	60	60	<u>60</u>	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	50	<u>50</u>	19	<u>19</u>	—	719 うち修士課程 488 博士後期課程 231
	環境農学専攻	75	<u>75</u>	27	<u>27</u>	—	
	農業資源経済学専攻	13	<u>13</u>	5	<u>5</u>	—	
	生命機能科学専攻	106	<u>106</u>	12	<u>12</u>	—	

	生物産業創成専攻	—	<u>二</u>	14	<u>14</u>	—	
	(生物資源開発管理学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	10	
	(植物資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	13	
	(生物機能科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	11	
	(動物資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	9	
	(農業資源経済学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	5	
	(生産環境科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	8	
	(森林資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	15	
	(遺伝子資源工学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	6	
	計	244	<u>244</u>	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	<u>4</u>	—	—	<u>137</u> うち修士課程 <u>112</u> 博士後期課程 <u>25</u>
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	
	<u>ライブラリーサイエンス専攻</u>	<u>10</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	計	<u>61</u>	51	<u>11</u>	7	<u>7</u>	
総	計	<u>1,635</u>	<u>1,615</u>	<u>595</u>	<u>591</u>	<u>599</u>	<u>5,035</u> うち修士課程 <u>3,250</u> 博士後期課程 <u>1,785</u>

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		博士課程					
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	<u>54</u>	38	<u>254</u>
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
総 計		204	204	204	<u>204</u>	38	<u>854</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員			収 容 定 員
		専門職学位課程			
		1年次	2年次	3年次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	80	<u>80</u>	100	<u>260</u>
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総	計	175	<u>175</u>	100	<u>450</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部改正について（案）

平成 22 年度九大規則第 号
 施行：平成 23 年 4 月 1 日

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学大学院通則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)
(略)	(略)
(定員) 第 6 条 各学府の学生の定員は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。 (略)	(定員) 第 6 条 (同左)
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

新

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
法学府	法政理論専攻	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	—	<u>193</u> うち修士課程 <u>134</u> 博士後期課程 <u>59</u>
	(基礎法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	6	
	(公法・社会法学専攻)	—	<u>—</u>	—	—	5	
	(民刑事法学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	7	
	(国際関係法学専攻)	—	<u>—</u>	—	—	4	
	(政治学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	3	
	計	72	<u>62</u>	17	<u>17</u>	25	
(略)							
数理学府	数理学専攻	54	54	20	20	<u>20</u>	<u>168</u> うち修士課程 108 博士後期課程 <u>60</u>
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	<u>110</u> うち修士課程 80 博士後期課程 <u>30</u>
	保健学専攻	20	20	10	10	<u>10</u>	
	計	40	40	10	10	<u>10</u>	
薬学府	創薬科学専攻	55	<u>55</u>	—	—	—	188 うち修士課程 110 博士後期課程 78
	医療薬科学専攻	—	—	14	14	14	
	創薬科学専攻	—	—	12	12	12	
	計	55	55	26	26	26	
工学府	物質創造工学専攻	21	21	10	10	10	<u>946</u> うち修士課程 <u>586</u> 博士後期課程 <u>360</u>
	物質プロセス工学専攻	19	19	9	9	9	
	材料物性工学専攻	19	19	7	7	<u>7</u>	
	化学システム工学専攻	21	21	10	10	10	
	建設システム工学専攻	17	17	8	8	8	

	都市環境システム工学専攻	19	19	8	8	<u>8</u>	
	海洋システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	エネルギー量子工学専攻	25	25	12	12	12	
	機械工学専攻	62	<u>62</u>	19	<u>19</u>	—	
	水素エネルギーシステム専攻	30	<u>30</u>	9	<u>9</u>	—	
	航空工学専攻	26	26	12	12	<u>12</u>	
	(機械科学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	<u>15</u>	
	(知能機械システム専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	13	
	計	293	<u>293</u>	120	120	<u>120</u>	
(略)							
システム情報科学府	情報学専攻	40	40	14	14	<u>14</u>	<u>415</u> うち修士課程 <u>280</u> 博士後期課程 <u>135</u>
	情報知能工学専攻	45	45	15	15	<u>15</u>	
	電気電子工学専攻	55	55	16	16	<u>16</u>	
	計	140	140	45	45	<u>45</u>	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	<u>508</u> うち修士課程 <u>328</u> 博士後期課程 <u>180</u>
	物質理工学専攻	37	37	14	14	<u>14</u>	
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	12	12	<u>12</u>	
	環境エネルギー工学専攻	26	26	9	9	<u>9</u>	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	11	11	<u>11</u>	
	計	164	164	60	60	<u>60</u>	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	50	<u>50</u>	19	<u>19</u>	—	<u>719</u> うち修士課程 <u>488</u> 博士後期課程 <u>231</u>
	環境農学専攻	75	<u>75</u>	27	<u>27</u>	—	
	農業資源経済学専攻	13	<u>13</u>	5	<u>5</u>	—	
	生命機能科学専攻	106	<u>106</u>	12	<u>12</u>	—	
	生物産業創成専攻	—	<u>—</u>	14	<u>14</u>	—	
	(生物資源開発管理学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	10	
	(植物資源科学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	13	

	(生物機能科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	11	
	(動物資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	9	
	(農業資源経済学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	5	
	(生産環境科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	8	
	(森林資源科学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	15	
	(遺伝子資源工学専攻)	—	<u>二</u>	—	<u>二</u>	6	
	計	244	<u>244</u>	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	<u>4</u>	—	—	<u>137</u>
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	<u>7</u>	うち修士課程 <u>112</u> 博士後期課程 <u>25</u>
	<u>ライブラリーサイエンス専攻</u>	<u>10</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	計	<u>61</u>	51	<u>11</u>	7	<u>7</u>	
総計	<u>1,635</u>	<u>1,615</u>	<u>595</u>	<u>591</u>	<u>599</u>	<u>5,035</u> うち修士課程 <u>3,250</u> 博士後期課程 <u>1,785</u>	

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
システム生命科学	システム生命科学専攻	54	54	54	<u>54</u>	38	<u>254</u>
医学系学府	医学専攻	107	107	107	<u>107</u>	—	428
(略)							
総 計		204	204	204	<u>204</u>	38	<u>854</u>

(備考) 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員			収 容 定 員
		博 士 課 程			
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	
(略)					
法務学府	実務法学専攻	80	<u>80</u>	100	<u>260</u>
(略)					
総 計		175	<u>175</u>	100	<u>450</u>

(備考) 外国人である学生は、定員外とすることができる。

旧

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1 年 次	2 年 次	1 年 次	2 年 次	3 年 次	
(略)							
法 学 府	法政理論専攻	72	<u>二</u>	17	<u>二</u>	—	<u>189</u> うち修士課程 <u>122</u> 博士後期課程 <u>67</u>
	(基礎法学専攻)	—	<u>12</u>	—	<u>6</u>	6	
	(公法・社会法学専攻)	—	<u>10</u>	—	<u>5</u>	5	
	(民刑事法学専攻)	—	<u>15</u>	—	<u>7</u>	7	
	(国際関係法学専攻)	—	<u>6</u>	—	<u>4</u>	4	
	(政治学専攻)	—	<u>7</u>	—	<u>3</u>	3	
	計	72	<u>50</u>	17	<u>25</u>	25	
(略)							
数 理 学 府	数理学専攻	54	54	20	20	<u>26</u>	<u>174</u> うち修士課程 108 博士後期課程 <u>66</u>
医 学 系 学 府	医科学専攻	20	20	—	—	—	<u>100</u> うち修士課程 80 博士後期課程 <u>20</u>
	保健学専攻	20	20	10	10	<u>二</u>	
	計	40	40	10	10	<u>二</u>	
薬 学 府	創薬科学専攻	55	<u>二</u>	—	—	—	188 うち修士課程 110 博士後期課程 78
	医療薬科学専攻	—	—	14	14	14	
	創薬科学専攻	—	—	12	12	12	
	(医療薬科学専攻)	<u>二</u>	<u>30</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	(創薬科学専攻)	<u>二</u>	<u>25</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	計	55	55	26	26	26	
工 学 府	物質創造工学専攻	21	21	10	10	10	<u>924</u> うち修士課程 <u>558</u> 博士後期課程 <u>366</u>
	物質プロセス工学専攻	19	19	9	9	9	
	材料物性工学専攻	19	19	7	7	<u>9</u>	

	化学システム工学専攻	21	21	10	10	10	
	建設システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	都市環境システム工学専攻	19	19	8	8	<u>9</u>	
	海洋システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	17	17	8	8	8	
	エネルギー量子工学専攻	25	25	12	12	12	
	機械工学専攻	62	<u>二</u>	19	<u>二</u>	—	
	水素エネルギーシステム専攻	30	<u>二</u>	9	<u>二</u>	—	
	航空工学専攻	26	26	12	12	<u>13</u>	
	(機械科学専攻)	—	<u>37</u>	—	<u>15</u>	<u>17</u>	
	(知能機械システム専攻)	—	<u>27</u>	—	<u>13</u>	13	
	計	293	<u>265</u>	120	120	<u>126</u>	
(略)							
システム情報科学府	情報学専攻	40	40	14	14	<u>二</u>	<u>421</u> うち修士課程 280 博士後期課程 <u>141</u>
	情報知能工学専攻	45	45	15	15	<u>二</u>	
	電気電子工学専攻	55	55	16	16	<u>二</u>	
	(情報理学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>9</u>	
	(知能システム学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>12</u>	
	(情報工学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>13</u>	
	(電気電子システム工学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>9</u>	
	(電子デバイス工学専攻)	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>8</u>	
	計	140	140	45	45	<u>51</u>	
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	37	37	14	14	<u>17</u>	<u>524</u> うち修士課程 328 博士後期課程 <u>196</u>
	物質理工学専攻	37	37	14	14	<u>17</u>	
	先端エネルギー理工学専攻	34	34	12	12	<u>16</u>	
	環境エネルギー工学専攻	26	26	9	9	<u>12</u>	
	大気海洋環境システム学専攻	30	30	11	11	<u>14</u>	
	計	164	164	60	60	<u>76</u>	

生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	50	二	19	二	—	636 うち修士課程 405 博士後期課程 231
	環境農学専攻	75	二	27	二	—	
	農業資源経済学専攻	13	二	5	二	—	
	生命機能科学専攻	106	二	12	二	—	
	生物産業創成専攻	—	二	14	二	—	
	(生物資源開発管理学専攻)	—	21	—	10	10	
	(植物資源科学専攻)	—	27	—	13	13	
	(生物機能科学専攻)	—	22	—	11	11	
	(動物資源科学専攻)	—	19	—	9	9	
	(農業資源経済学専攻)	—	10	—	5	5	
	(生産環境科学専攻)	—	17	—	8	8	
	(森林資源科学専攻)	—	31	—	15	15	
	(遺伝子資源工学専攻)	—	14	—	6	6	
	計	244	161	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	30	30	二	—	—	116 うち修士課程 102 博士後期課程 14
	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	二	
	計	51	51	7	7	二	
総計		1,625	1,492	591	599	616	4,923 うち修士課程 3,117 博士後期課程 1,806

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第2（第6条関係）（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		博士課程					
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
システム生命科学	システム生命科学専攻	54	54	54	<u>38</u>	38	<u>238</u>
医学系学府	医学専攻	107	107	107	二	—	428
	（機能制御医学専攻）	二	二	二	<u>21</u>	二	
	（生殖発達医学専攻）	二	二	二	<u>9</u>	二	
	（病態医学専攻）	二	二	二	<u>16</u>	二	
	（臓器機能医学専攻）	二	二	二	<u>31</u>	二	
	（分子常態医学専攻）	二	二	二	<u>20</u>	二	
	（環境社会医学専攻）	二	二	二	<u>10</u>	二	
	計	107	107	107	107	—	
（略）							
総	計	204	204	204	<u>188</u>	38	<u>838</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員			収 容 定 員
		博士課程			
		1年次	2年次	3年次	
（略）					
法務学府	実務法学専攻	80	<u>100</u>	100	<u>280</u>
（略）					
総	計	175	<u>195</u>	100	<u>470</u>

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学学位規則（案）

平成16年度九大規則第86号

施行：平成16年 4月 1日

最終改正：平成23年 4月 1日

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者に対し授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与）

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府において別に定める。

（博士論文の提出）

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程（以下「医学系及び歯学の博士課程」という。）にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系及び歯学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府において定める。ただし、博士後期課程、医学系及び歯学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文の審査）

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。

2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定する。
- 2 前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
(審査結果の報告)
- 第15条 学府教授会が、前条の決定を行ったときは、その氏名、論文審査要旨、最終試験の成績及び議決の結果を、文書をもって、総長に報告しなければならない。
(論文提出による博士)
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後に論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
(専門職学位の授与)
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府において別に定める。
(学位記の授与)
- 第22条 総長は、第15条(第20条において準用する場合を含む。)の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2 総長は、卒業の認定、修士課程修了の認定及び専門職大学院の課程修了の認定の報告に基づき、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。
(学位授与の報告等)
- 第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
(学位論文の公表)
- 第24条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を

印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において博士の学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があつたときは、総長は、高等教育審議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 高等教育審議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者（21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。）については、九州大学学位規則（昭和32年11月19日施行）の規定によるものとする。
- 3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">学 部 印</div>	<p style="margin: 0;">学 位 記 (本籍 (都道府県名))</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 0;">年 月 日 生</p>
年 月 日	<p style="margin: 0;">九州芸術工科大学教育課程担当</p> <p style="margin: 0;">九州大学芸術工学部長 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; width: 20px; height: 20px; vertical-align: middle;">印</div></p>
第 号	<p style="margin: 0;">本学芸術工学部長の認定により学士（芸術工学）の学位を授与する</p> <p style="margin: 0;">九州大学総長 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; width: 20px; height: 20px; vertical-align: middle;">印</div></p>

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 府 印	学 位 記 (本籍 (都道府県名))	氏 名 年 月 日 生
<p>本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長</p>		
印		
<p>本学大学院芸術工学府長の認定により修士 (芸術工学) の学位を授与する</p>		
大 学 印	九州大学総長	印
<p>芸修第 号</p>		

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 府 印	学 位 記 (本籍 (都道府県名))	氏 名 年 月 日 生
<p>本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長</p>		
印		
<p>本学大学院芸術工学府長の認定により博士 (〇〇) の学位を授与する</p>		
大 学 印	九州大学総長	印
<p>芸博甲第 号</p>		

附 則 (平成16年度九大規則203号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第55号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第19号)
この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第118号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第74号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (学士の学位)

学 部	学 位 の 名 称
文学部	学士 (文学) 学士 (学術)
教育学部	学士 (教育学) 学士 (学術)
法学部	学士 (法学) 学士 (学術)
経済学部	学士 (経済学) 学士 (学術)
理学部	学士 (理学) 学士 (学術)
医学部	学士 (医学) 学士 (生命医科学) 学士 (看護学) 学士 (保健学) 学士 (学術)
歯学部	学士 (歯学)
薬学部	学士 (創薬科学) 学士 (薬学) 学士 (学術)
工学部	学士 (工学) 学士 (学術)
芸術工学部	学士 (芸術工学) 学士 (学術)
農学部	学士 (農学) 学士 (学術)

備考 各学部の専攻分野の名称中「学術」については、21世紀プログラムの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2 (修士の学位及び博士の学位)

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士 (文学)	博士 (文学)

比較社会文化学府	修士 (比較社会文化) 修士 (理学)	博士 (比較社会文化) 博士 (理学)
人間環境学府 (臨床実践心理学専攻を除く。)	修士 (人間環境学) 修士 (文学) 修士 (教育学) 修士 (心理学) 修士 (工学)	博士 (人間環境学) 博士 (文学) 博士 (教育学) 博士 (心理学) 博士 (工学)
法学府	修士 (法学)	博士 (法学)
経済学府 (産業マネジメント専攻を除く。)	修士 (経済学)	博士 (経済学)
理学府	修士 (理学)	博士 (理学)
数理学府	修士 (数理学) 修士 (技術数理学)	博士 (数理学) 博士 (機能数理学)
システム生命科学府	修士 (システム生命科学) 修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (情報科学)	博士 (システム生命科学) 博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (情報科学)
医学系学府 (医療経営・管理学専攻を除く。)	修士 (医科学) 修士 (看護学) 修士 (保健学)	博士 (医学) 博士 (看護学) 博士 (保健学)
歯学府	—————	博士 (歯学) 博士 (臨床歯学) 博士 (学術)
薬学府	修士 (創薬科学)	博士 (薬学)
工学府	修士 (工学)	博士 (工学)
芸術工学府	修士 (芸術工学) 修士 (デザインストラテジー)	博士 (芸術工学) 博士 (工学)
システム情報科学府	修士 (情報科学) 修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術)	博士 (情報科学) 博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術)
総合理工学府	修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術)	博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術)
生物資源環境科学府	修士 (農学)	博士 (農学)
統合新領域学府	修士 (感性学)	博士 (感性学)

修士 (芸術工学)	博士 (芸術工学)
修士 (工学)	博士 (工学)
修士 (オートモーティブサイエンス)	博士 (オートモーティブサイエンス)
修士 (ライブラリーサイエンス)	博士 (学術)
修士 (学術)	

別表第3 (専門職学位)

専 門 職 大 学 院	学 位 の 名 称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士 (専門職)
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士 (専門職)
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士 (専門職)
法科大学院 (法務学府実務法学専攻)	法務博士 (専門職)

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者 (21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者を除く。) に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名))	
学 部 印	氏 名	
	年 月 日 生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める		
	年 月 日	
	九州大学〇〇学部長	印
本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したので学士 (〇〇) の学位を授与する		
大 学 印	九州大学総長	印
第 号		

(2) 第3条により21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名))	
	氏 名	
	年 月 日 生	
本学所定の二十一世紀プログラムの課程を修めたので本学の卒業を認め学士 (学術) の学位を授与する		

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">大 学 印</div>	年 月 日 九州大学総長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
第 号		

(3) 第4条第1項により修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	
	本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	
	年 月 日 九州大学	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
△修第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(4) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	
	本学大学院○○学府○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(○○)の学位を授与する	
	年 月 日 九州大学	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
△修第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(5) 第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

	学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日 生	
	本学大学院○○学府○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
	年 月 日 九州大学	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
△博甲第 号		

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(6) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学大学院○○学府○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修士 (専門職) の学位を授与する	
年 月 日	九州大学
△専第 号	印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (7) 第6条により法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了したので法務博士 (専門職) の学位を授与する	
年 月 日	九州大学
法専第 号	印

- (8) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

学 位 記 (本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する	
年 月 日	九州大学
△博第 号	印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (9) 学位申請関係書類の様式
ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

年 月 日
九州大学総長殿
○○学府○○学専攻

〇〇年入学
氏名印

学位論文審査願

このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日

九州大学総長殿

本籍：
氏名： 印

学位申請書

貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。
なお所定の手数料を納入いたします。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

ウ 添付書類の様式

① 論文目録様式

論 文 目 録

区分 甲乙

氏 名

主論文 1 編〇冊

題 名

(印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入))

参考論文 〇編〇冊

題 名

1

2 (同上)

3

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文が 2 以上ある場合は、その題名を列記すること。

② 履歴書様式

履 歴 書

区分 甲乙

(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	男 女
本 籍 (都道府県名)	都 道 府 県	
現 住 所	都道 府県 区市 郡 町 村 番地	
学 歴 年 月 日 年 月 日		
職 歴 年 月 日 年 月 日		
研究歴 年 月 日 年 月 日		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		
氏 名 印		

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学学位規則新旧対照表（関係分）

(新)			(旧)		
(略)			(略)		
(学位の名称) 第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。			(学位の名称) 第26条 (同左)		
(略)			(略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (修士の学位及び博士の学位)			別表第2 (修士の学位及び博士の学位)		
学 府	学 位 の 名 称		学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士		修 士	博 士
(略)			(略)		
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）	生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学）	<u>博士（感性学）</u>	統合新領域学府	修士（感性学）	博士（オートモーティブサイエンス） 博士（工学） 博士（学術）
	修士（芸術工学）	<u>博士（芸術工学）</u>		修士（芸術工学）	
	修士（工学）	博士（工学）		修士（工学）	
	修士（オートモーティブサイエンス）	博士（オートモーティブサイエンス）		修士（オートモーティブサイエンス）	
	<u>修士（ライブラリーサイエンス）</u>	博士（学術）		修士（学術）	
修士（学術）					
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
別記様式 (略)			別記様式 (略)		
附 則					
この規則は、平成23年4月1日から施行する。					

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 本学府の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学府教授会において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学府教授会の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

第3条 本学府の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 学力検査の方法については、本学府教授会が定める。

(学期)

第5条 1学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業及び研究指導)

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法、試験等)

第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻にあつては別表第2、ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第8条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、統合新領域学府長(以下「本学府長」という。)に届け出なければならない。

2 指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、本学府教授会で定めるところにより、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

第9条 試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第10条 単位修得の認定は、本学府教授会の承認を得た方法により各授業科目の授業担任者が、これを行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学専攻修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位、ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては2単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上、ライブラリーサイエンス専攻にあつては40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該

課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては48単位以上(他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期課程において12単位以上)、オートモーティブサイエンス専攻にあつては53単位以上(他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期課程において15単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて前項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第15条 修士論文は、在学期間中、本学府教授会の定める期日までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

第16条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の承認を得て提出するものとする。ただし、本学府教授会が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第17条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

(科目等履修生)

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があつた者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条及び第10条の規定を準用する。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本学府教授会において定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第105号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1

ユーザー感性学専攻 (修士課程)

一 履修方法

- 1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。
1. 科目区分「学府共通科目」について 1 科目 1 単位
 2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 6 単位
 3. 科目区分「ユーザー感性学基礎」について 2 科目 4 単位
 4. 科目区分「P T L・インターンシップ」について 3 科目 6 単位
 5. 科目区分「コース専門科目」のうち、自らが履修するコースの科目について 5 科目 10 単位
 6. 次に掲げる科目について 9 単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、6 単位までとする。）
 - (1) ユーザー感性学専攻の授業科目（ただし、上記 2 から 5 までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		科学の統合方法論	1
専攻共通科目	特別研究	特別研究（1）	2
		特別研究（2）	4
	ユーザー感性学基礎	感性科学概論	2
		感性コミュニケーション概論	2
		感性価値クリエーション概論	2
	P T L・インターンシップ	ユーザー感性学 P T L（1）	2
		ユーザー感性学 P T L（2）	2
		ユーザー感性学 P T L（3）	2
		ユーザー感性学 P T L（4）	2
		ユーザー感性学 P T L（5）	2
		ユーザー感性学 P T L（6）	2
インターンシップ		2	
コース専門科目	感性科学コース	感性人類学	2

	人間発達学	2
	心理物理学	2
	感覚生理心理学	2
	感情生理心理学	2
	適応行動論	2
	感性生理学	2
	感性心理学	2
	美学	2
	感性哲学	2
	感覚生理心理学演習	2
	感情生理心理学演習	2
感性コミュニケーションコース	生涯発達心理学	2
	認知体験過程論	2
	異文化間コミュニケーション論	2
	感性表現論	2
	実践子ども学	2
	現代子ども文化論	2
	小児家族看護学	2
	チャイルド・ライフ・スペシャリスト論	2
	小児・家族コミュニケーション演習	2
	ファシリテーション演習	2
	実践形成型フィールドワーク演習	2
	創造的ディスカッション演習	2
感性価値クリエーションコース	次世代感性産業論	2

	ブランド価値創成論	2
	情報価値編集論	2
	関係のデザイン論	2
	景観価値形成論	2
	自然環境価値形成論	2
	地域文化デザイン論	2
	クオリティカルテ価値評価論	2
	プロジェクトマネジメント論	2
	感性価値認知論	2
	ユーザー参加型デザイン論	2
	感性価値抽出論	2
	感性マーケティング論	2

(博士後期課程)

一 履修方法

特別研究 1 科目 1 2 単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
分野専門科目	感性科学特論	2
	感性コミュニケーション特論	2
	感性価値クリエーション特論	2
	上級 P T L 演習 A	2
	上級 P T L 演習 B	2
	上級 P T L 演習 C	2
特別研究	ユーザー感性学特別研究	1 2

別表第2

オートモーティブサイエンス専攻 (修士課程)

一 履修方法

- 1 から 4 までに掲げる単位を含む 38 単位以上を修得しなければならない。
1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位
 2. 科目区分「専攻共通科目」について7科目16単位（ただし、オートモーティブサイエンス演習Ⅰ～Ⅳ又は経営管理演習Ⅰ～Ⅳについては、いずれかの4科目8単位を履修する。）
 3. 科目区分「分野専門科目」のうち自らが履修する分野について7科目14単位（自らが履修する分野の概論科目1科目2単位を含む。）
 4. 次に掲げる科目について7単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、4単位までとする。）
 - (1) オートモーティブサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2及び3の単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		科学の統合方法論	1
専攻共通科目		オートモーティブサイエンス概論	1
		インターンシップ	3
		オートモーティブサイエンス演習Ⅰ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅱ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅲ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅳ	2
		経営管理演習Ⅰ	2
		経営管理演習Ⅱ	2
		経営管理演習Ⅲ	2
		経営管理演習Ⅳ	2
		国際コミュニケーション演習	4
分野専門科目	先端材料科学分野	概論科目	
		オートモーティブ先端材料科学概論	2
		自動車用鉄鋼材料学	2

		自動車用材料の接合および複合学	2
		塑性変形学	2
		自動車用非鉄金属材料制御学	2
		エネルギー材料科学	2
		自動車用高分子材料学	2
		セラミック材料物性学	2
		自動車用触媒科学	2
		オートモーティブ環境科学 I	2
		自動車用表示材料特論	2
ダイナミクス 分野	概論科目	オートモーティブダイナミクス概論	2
		構造・動力学特論	2
		構造・動力学演習	2
		自動車空気力学特論	2
		自動車空気力学演習	2
		自動車動力源特論	2
		自動車動力源演習	2
		モビリティ環境科学	2
		自動車強度学特論	2
		高剛性自動車構造学特論	2
情報制御学分 分野	概論科目	オートモーティブ情報制御学概論	2
		制御理論	2
		組込みハードウェア特論	2
		組込みソフトウェア特論	2
		計算機シミュレーション特論	2

		移動体通信特論	2
		自動車センサーシステム特論	2
		自動車パワーエレクトロニクス特論	2
		自動車情報計測制御演習	2
		自動車情報計測制御実習	2
		自動車電子デバイス特論	2
人間科学分野	概論科目	オートモーティブ人間科学概論	2
		エクステリア・エアロ デザイン	2
		インテリア・インタフェース デザイン	2
		自動車感性評価学	2
		交通心理学	2
		自動車安全文化論	2
		自動車応用利用論	2
		車と人間	2
		海外都市計画	2
		交通情報・誘導学	2
		交通流工学	2
		オートモーティブ環境科学Ⅱ	2
社会科学分野	概論科目	自動車産業概論	2
		経営管理特論	2
		企業戦略マネジメント	2
		イノベーション・マネジメント	2
		プロダクション・マネジメント	2
		市場システム分析	2
		グローバル経営	2

	エコロジーの経済	2
	交通の経済学	2
	産業法規特論	2

(博士後期課程)

一 履修方法

1 から 3 までに掲げる単位を含め 1 5 単位以上修得しなければならない。

1. 科目区分「専攻共通科目」について「上級国際コミュニケーション演習」 2 単位
2. 科目区分「専攻共通科目」について「オートモーティブサイエンス特論」 1 単位
3. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	上級国際コミュニケーション演習	2
	リサーチ・ワークショップ	2
	インターンシップ	3
	オートモーティブサイエンス特論	1
特別研究	オートモーティブサイエンス特別研究 A	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 B	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 C	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 D	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 E	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究 F	1 2

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

- 1 から6までに掲げる単位を含む40単位以上を修得しなければならない。
1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位
 2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位
 3. 科目区分「基礎科目」について5科目10単位
 4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位
 5. 科目区分「専門科目」について9科目18単位
 6. 次に掲げる科目について2単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、2単位までとする。）
 - (1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院共通教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
学府共通科目	科学の統合方法論	1
特別研究	特別研究Ⅰ	2
	特別研究Ⅱ	4
基礎科目	情報マネジメント論	2
	情報システム論	2
	情報サービス論	2
	情報法制論	2
	学習科学	2
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンスPTLⅠ	2
	ライブラリーサイエンスPTLⅡ	2
	インターンシップ	1
専門科目	情報テキスト論	2
	情報リテラシー論	2
	コミュニケーション論	2

<u>インターネットの情報法制</u>	<u>2</u>
<u>図書館マネジメント論</u>	<u>2</u>
<u>図書館政策論</u>	<u>2</u>
<u>レファレンスサービス論</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー資料論</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー特殊資料論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録マネジメント論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録管理政策論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録活動論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録資料論</u>	<u>2</u>
<u>文書記録特殊資料論</u>	<u>2</u>
<u>情報評価分析論</u>	<u>2</u>
<u>情報組織化論</u>	<u>2</u>
<u>数理統計</u>	<u>2</u>
<u>自然言語解析</u>	<u>2</u>
<u>データマイニング</u>	<u>2</u>
<u>情報セキュリティ論</u>	<u>2</u>
<u>情報リテラシー演習</u>	<u>2</u>
<u>コミュニケーション演習</u>	<u>2</u>
<u>レファレンスサービス演習</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー資料演習</u>	<u>2</u>
<u>ライブラリー特殊資料演習</u>	<u>2</u>
<u>文書記録資料演習</u>	<u>2</u>
<u>文書記録特殊資料演習</u>	<u>2</u>

<u>データベース演習</u>	<u>2</u>
<u>構造化文書運用演習</u>	<u>2</u>
<u>外国語資料講読演習 I</u>	<u>2</u>
<u>外国語資料講読演習 II</u>	<u>2</u>
<u>外国語資料講読演習 III</u>	<u>2</u>

1 改正理由

大学院統合新領域学府にユーザー感性学専攻博士後期課程及びライブラリーサイエンス専攻修士課程を設置することに伴い、この規則の一部を改正するものである。

2 九州大学大学院通則新旧対照表（関係分）

(新)	(旧)
<p>(略)</p> <p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻にあつては別表第2、<u>ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位、<u>ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては2単位を限度として</u>課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(修士課程の修了要件)</p> <p>第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上、<u>ライブラリーサイエンス専攻にあつては40単位以上</u>を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、<u>ユーザー感性学専攻にあつては48単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において12単位以上）、オートモーティブサイエンス専攻にあつては53単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において15単位以上）</u>を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関し</p>	<p>(略)</p> <p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性学専攻にあつては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻にあつては別表第2のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第11条 (同左)</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性学修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(修士課程の修了要件)</p> <p>第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、53単位以上（他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期後期課程において15単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。</p>

ては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行期規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性学専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行期規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(略)

新

別表第1

ユーザー感性学専攻
(修士課程)

(略)

(博士後期課程)

一 履修方法

特別研究1科目12単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
分野専門科目	感性科学特論	2
	感性コミュニケーション特論	2
	感性価値クリエーション特論	2
	上級PTL演習A	2
	上級PTL演習B	2
	上級PTL演習C	2
特別研究	ユーザー感性学特別研究	12

(略)

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻
(修士課程)

一 履修方法

1から6までに掲げる単位を含む40単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について1科目1単位

2. 科目区分「特別研究」について2科目6単位

3. 科目区分「基礎科目」について5科目10単位

4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について2科目3単位又は2科目4単位

5. 科目区分「専門科目」について9科目18単位

6. 次に掲げる科目について2単位以上(ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、2単位までとする。)

(1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目(ただし、上記2から5までの単位として修得した単位を除く。)

(2) 本学府他専攻の授業科目

(3) 他学府の授業科目(大学院共通教育科目を含む。)

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
学府共通科目	科学の統合方法論	1

特別研究	特別研究Ⅰ	2
	特別研究Ⅱ	4
基礎科目	情報マネジメント論	2
	情報システム論	2
	情報サービス論	2
	情報法制論	2
	学習科学	2
P T L ・ インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス P T L Ⅰ	2
	ライブラリーサイエンス P T L Ⅱ	2
	インターンシップ	1
専門科目	情報テキスト論	2
	情報リテラシー論	2
	コミュニケーション論	2
	インターネットの情報法制	2
	図書館マネジメント論	2
	図書館政策論	2
	レファレンスサービス論	2
	ライブラリー資料論	2
	ライブラリー特殊資料論	2
	文書記録マネジメント論	2
	文書記録管理政策論	2
	文書記録活動論	2
	文書記録資料論	2
	文書記録特殊資料論	2
	情報評価分析論	2
	情報組織化論	2
	数理統計	2
	自然言語解析	2
	データマイニング	2

情報セキュリティ論	2
情報リテラシー演習	2
コミュニケーション演習	2
レファレンスサービス演習	2
ライブラリー資料演習	2
ライブラリー特殊資料演習	2
文書記録資料演習	2
文書記録特殊資料演習	2
データベース演習	2
構造化文書運用演習	2
外国語資料講読演習Ⅰ	2
外国語資料講読演習Ⅱ	2
外国語資料講読演習Ⅲ	2

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第40条の規定に基づき、教授会及び九州大学学則第13条第1項第1号から第14号までの学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会等の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会（以下「学部教授会」という。）の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授
- (2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会（以下「学府教授会」という。）の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会（以下「研究院教授会」という。）の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 各附置研究所の教授会（以下「研究所教授会」という。）の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

5 健康科学センターの教授会の構成員は、健康科学センター所属の教授とする。

6 情報基盤研究開発センターの教授会の構成員は、情報基盤研究開発センター所属の教授とする。

7 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 学部教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部長の選考に関する事。
- (2) 附属施設の長の選考に関する事。
- (3) 教育研究評議会の評議員の選出に関する事。（教育学部及び法学部を除く。）
- (4) 学部の教育研究を担当する教員の選考に関する事。
- (5) 附属病院に係る教員人事に関する事。
- (6) 非常勤講師等の選考に関する事。
- (7) 学部に係る重要事項に関する事。
- (8) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。
- (9) 学生の入学、卒業、休学、退学等に関する事。
- (10) 学生の除籍、懲戒等に関する事。
- (11) 外国人留学生、研究生等に関する事。
- (12) 学部内の諸規則等の制定改廃に関する事。
- (13) 学部の自己点検・評価に関する事。
- (14) その他学部の管理運営に関する事。

2 学府教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学府長の選考に関する事。
- (2) 附属施設の長の選考に関する事。
- (3) 学府の教育研究を担当する教員の選考に関する事。
- (4) 非常勤講師等の選考に関する事。
- (5) 学府に係る重要事項に関する事。
- (6) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。
- (7) 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事。
- (8) 学生の除籍、懲戒等に関する事。

- (9) 修士論文、博士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査等学位の授与に関すること。
 - (10) 外国人留学生、研究生等に関すること。
 - (11) 学府内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (12) 学府の自己点検・評価に関すること。
 - (13) その他学府の管理運営に関すること。
- 3 研究院教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 研究院長の選考に関すること。
 - (2) 附属施設の長の選考に関すること。
 - (3) 研究院に所属する教員の人事に関すること。
 - (4) 教員の教育・研究業務に係る重要事項に関すること。
 - (5) 研究員等に関すること。
 - (6) 研究院内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (7) 研究院の自己点検・評価に関すること。
 - (8) その他研究院の管理運営に関すること。
- 4 研究所教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 研究所長の選考に関すること。
 - (2) 附属施設の長の選考に関すること。
 - (3) 研究所に所属する教員の人事に関すること。
 - (4) 教員の研究業務に係る重要事項に関すること。
 - (5) 研究員等に関すること。
 - (6) 研究生等に関すること。
 - (7) 研究所内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (8) 研究所の自己点検・評価に関すること。
 - (9) その他研究所の管理運営に関すること。
- 5 健康科学センター及び情報基盤研究開発センター(以下「センター」という。)の教授会においては、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) センターの長の選考に関すること。
 - (2) センターに所属する教員の人事に関すること。
 - (3) 教員の教育・研究業務に係る重要事項に関すること。
 - (4) 研究員等に関すること。
 - (5) 研究生等に関すること。
 - (6) センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (7) センターの自己点検・評価に関すること。
 - (8) その他センターの管理運営に関すること。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(運営委員会等)

第8条 運営委員会等の構成員は、当該施設所属の教授及び当該施設に置かれる教授以外の者であって当該施設の教育研究に関する教授とする。

2 運営委員会等には、准教授その他の職員を加えることができる。

第9条 運営委員会等においては、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 施設の長(副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる施設の長を除く。)の選考に関する事。

(2) 施設の教員人事に関する事。

(3) 教員の研究業務に係る重要事項に関する事。

(4) 共同利用に係る業務の重要事項に関する事。

(5) 研究員等に関する事。

(6) 研究生等に関する事。

(7) 施設内の諸規則等の制定改廃に関する事。

(8) 施設の自己点検・評価に関する事。

(9) その他施設の管理運営に関する事。

2 前項第2号に掲げる事項のうち、教員の選考のための資格審査については、原則として、当該施設に設置する教員選考委員会において行うものとする。ただし、必要に応じて、当該施設の教育研究に関する部局の教授会において行うことができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会、運営委員会等の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会、各運営委員会等が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第246号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第40号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

九州大学大学院統合新領域学府教授会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）第10条の定めるところにより、統合新領域学府（以下「学府」という。）の教授会の議事の手続その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、学府の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学府長の選考に関する事。
- (2) 副学府長の選考に関する事。
- (3) 学府の教育研究を担当する教員の選考に関する事。
- (4) 非常勤講師等の選考に関する事。
- (5) 学府に係る重要事項に関する事。
- (6) 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事。
- (7) 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事。
- (8) 学生の除籍、懲戒等に関する事。
- (9) 修士論文及び博士論文の審査等学位の授与に関する事。
- (10) 外国人留学生及び研究生等に関する事。
- (11) 学府内の諸規則等の制定改廃に関する事。
- (12) 学府の中期目標・中期計画に関する事。
- (13) 学府の自己点検・評価に関する事。
- (14) その他学府の管理運営に関する事。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学府長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、学府長があらかじめ指名する副学府長が前項の職務を代行する。

(開催日)

第5条 教授会は、原則として第二水曜日に開催する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

2 学府長は、特に必要と認める場合には、臨時に教授会を招集することができる。

(通知)

第6条 学府長は、緊急やむを得ない場合を除き、教授会開催日の3日前までに、審議する事項を添えて各構成員に通知しなければならない。

(議事)

第7条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、この内規の改正並びに第3条第1号から第3号まで、第5号、第8号及び第9号に掲げる事項について審議する場合には、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 教授会構成員のうち、教授会当日に次の各号の一に該当する場合は、定足数の基礎となる数から除く。

(1) 休職者

(2) 育児休業中の者

(3) 出張者及び研修者

(4) 引き続き1月を越えて病気休暇中の者

3 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この内規の改正及び第3条第9号に掲げる事項に係る議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、工学部等事務部がこれを処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 設置の背景	1
(2) 教育研究上の理念、目的	7
(3) 養成する人材像及び進路	10
(4) 社会におけるニーズと需要予測	15
2. 専攻等の名称及び学位の名称	20
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	21
(1) 科目区分の設定と科目構成	21
(2) 趣旨等を実現するための科目の対応関係（履修モデル）	26
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	28
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	28
6. 施設・設備等の整備計画	30
7. 既存学部（修士課程）との関係	30
8. 入学者選抜の概要	31
9. 管理運営	32
10. 自己点検・評価	32
11. 情報の提供	33
12. 教員の資質の維持向上の方策	33
13. 開設の時期	34

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の背景 (資料1)

九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻設置の背景として、以下の通り、情報の管理・提供の意義を述べ、現代社会における情報の管理・提供に関する課題と求められる新たな人材像を明らかにした上で、その人材養成の場として、本専攻を本学に開設する意義を述べる。

1) 情報の管理・提供の意義 (資料1-a)

科学、技術、社会システム、哲学、芸術などの人類の文化の進歩は、それまでに蓄積されてきた情報の上になされてきたことは言うまでもない。記録された知やデータとしての情報を利用し、あるいは批判・検討し、理論、法則、技術、解釈、規則などの新たな知が創造される。また、観測や調査を通して得られた新たなデータが利用されることもある。創造された知や新たなデータは書籍、文書、資料などの形で記録され、再び他の人々や後世の人々の創造活動に利用される。芸術における知の創造活動でも、他の芸術作品、哲学的な知識、そしてときには科学技術といった蓄積された情報の影響は大きい。これらの創造活動で生み出された知は、人々に継承されて利用され、社会全体の文化の進歩につながる。文化の進歩は、まさにこの「知の創造・継承活動」にあるが、創造された知や記録されたデータといった情報の「管理」(つまり、情報の評価・選別、収集、整理・保存)と、必要な情報の「提供」は、知の創造・継承活動にとって必要不可欠である。そして、知の創造・継承プロセスにおいては、ユーザーの視点に立った情報の管理と提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「場」(情報の管理と提供を行う「ヒト」やシステム、蓄積された情報、情報を求めるユーザー同士の間の、あるいは、情報の管理と提供を行う「ヒト」とユーザーとの間の相互作用の場、さらにそれらの入れ物としての場所)が重要な役割を果たす。

なお、上記の、ユーザーの視点に立った情報の管理と提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「場」を、我々は「ライブラリー」と呼ぶ。現在、「ライブラリー」は図書館に限定されて使用される言葉ではなく、ここでも、単に「図書館」を指す用語としては用いない。

2) 現代社会における情報の管理・提供に関する課題 (資料1-b)

情報の管理・提供に関するこれまでの学問分野としては、図書館情報学と記録管理学が挙げられ、これらは扱う情報の相違から独立に発展してきた。両分野とも、情報ユーザーの視点に立つことの重要性が認識されてはいたが、ともすれば、情報の管理・提供を行う側の論理での管理・提供になりがちであった。このため、時として、ユーザーの要求に対して、両分野での情報の分類や整理に基づいて提供できる情報と、ユーザーが真に必要と

する情報の間にずれが生じることがあった。

図書館情報学は、主に図書館における情報の管理・提供に関する学問分野である。これまで図書館では、日本十進分類法（NDC）等の分類法により書籍等を管理・提供してきた。また近年ではキーワード検索による提供も行われている。しかし、書籍等の量も種類も爆発的に増加した現在、これまでの管理・提供法では、ユーザーが必要とする情報を提供できない場合がある。また、知の深化および境界領域における新たな知の創造が目覚ましい現在においては、ユーザーにとっていかにその準備段階を効率よく終えられるかが重要であり、それを支援する人材として、特定の主題領域の知識の概要を把握しユーザーをガイドできるサブジェクトライブラリアンの存在意義は極めて大きい。サブジェクトライブラリアンの存在あるいはその能力が今後の学術研究の発展の鍵を握ると言っても過言ではない。しかし、日本は欧米に比べサブジェクトライブラリアンの整備が遅れており、深刻な問題になりつつある。このように、情報の管理・提供手法の問題やサブジェクトライブラリアンの整備の遅れのため、ユーザーが必要とする情報と提供できる情報の間にずれが生じている。

一方、記録管理学は、文書や記録の管理・提供に関する学問分野である。国や地方公共団体等の公文書や民間企業の経営に関する文書は、意思決定の過程を記録した情報の宝庫である。したがって、これらの文書は、それらを生産した組織（一方のユーザー）にとって今後の政策や経営方針を決定する際の貴重な知財であり、適切に管理され必要に応じて利用できるようにされていなければならない。また、公文書の適切な保存と公開のルールは、国民・市民（他方のユーザー）の知る権利の保障という民主主義の根幹を支えるものである。さらに、発電所における安全点検などの記録や医薬品製造会社における安全実験などの記録は、現在起こっている問題の原因を調査したり、潜在的な問題の発見やその対策に利用できる貴重なデータであり、適切に管理・提供されてこそ意義がある。このためには、文書や記録の生成のプロセスや利用目的等を把握し、文書や記録の適切な管理計画を立案し、文書や記録の生成と同時に、その情報価値を評価し、必要なものを効率よく利用できる状態で管理されなければならない。しかし、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告」（平成20年11月）でも報告されているように、貴重な公文書が適切に管理されず、所在が分からなくなったり、紛失したりする事態も起きている。安全点検や安全実験の記録に関しても、頻発する不祥事から分かるように、適切に管理されているとは言いがたい。さらに、膨大な文書や記録の中から必要な情報をすぐに取り出せるように組織化して保存されてはいない。このような状況では、ユーザーが本来必要とする情報を提供することができず、必要とされる情報と提供できる情報の間にずれが生じている。

図書館情報学で扱う図書・文献といった情報は、不特定多数の利用者を前提とした資料群である。不特定多数の利用者の便のために、また、管理する組織の便のために、先に述べた日本十進分類法などの固定的な資料の内容に基づく体系化が行われている。一方、記録管理学で扱う文書・記録といった情報は、原則として人間活動の一次的産物としての生

の記録であって、大量複製物の形で流通するものではなく、通常は記録群として存在し、その中にそれを生成した組織の機構や機能を反映した体系的な資料群である。このため、その資料を生成した組織や時間的順序といった資料の文脈に基づいた体系化が行われている。

しかし、図書館では内容による情報の体系化だけを行い、文書館や記録管理の組織では文脈による体系化だけを行えば良いというものではない。たとえば、公文書館で、作成した組織や時期とは関係なく、ある内容に関連する文書を検索したいという要求も考えられるし、また逆に、図書館で、ある学問領域の進展を、「だれが」「いつ」という観点で体系的に取り出したいという要求も考えられる。さらに、必要な情報を使いこなすには、両者の体系化が同時に必要な場合もある。したがって、情報の管理・提供に携わる人材としては、少なくとも図書館情報学、記録管理学の両者の基礎は学んでおくべきである。さらに、今後の課題として、ユーザーの多様なニーズに応えるためには、より詳細な資料（情報）の特徴を扱う必要がある。資料の内容を特徴付けるには、固定的な既存の分類体系では不十分である。また、資料を文脈的に特徴付けるにも、それを生成した組織等の情報だけでは不十分で、他の資料との関係、あるいは、資料が生成されて現在に至るまでどのような意味付けがされてきたかといった変遷も重要となる場合もある。したがって、図書、文献、文書、記録といった種類の違いや現用か非現用かといった違いから来る表面的な管理・提供法の相違を乗り越えて、情報をどのように特徴付けて記述するか、そのためにはどのように管理保存しておくべきかといった、より本質的な点を考察するための基礎を身につけた人材を養成する必要がある。これには、図書館情報学、記録管理学として独立に教育するのではなく、両者を統合して教育し、一方では両者に共通の情報の管理・提供の概念や意義、方法論等を身につけさせ、他方ではそれぞれに固有の部分を理解させることが重要である。

紙媒体から電子媒体への変化、情報科学の進歩、インターネットの普及に見られるように、近年急速に社会の情報化が進んでいる。これにより、上記の課題の一部を技術面で克服するための条件が整いつつある。しかし、同時に新たな課題も生んでいる。

情報化が進む現在、ほとんどの文書や記録は電子的に作成あるいは記録されており、生成と同時に電子媒体であることを生かしてこれらを管理することで、先に述べた管理すべき情報の漏れや紛失を防ぐことが可能である。また、データエンジニアリングを含む情報通信技術の進展により、ユーザーの側には、情報の高度な組織化に基づいた、大量の書籍や文献、あるいは文書や記録の中から『必要な情報を効率的に』獲得する方法に対する要求が生まれる。これを実現する技術は、前述のユーザーが必要とする情報と提供できる情報の間のずれを克服するための有望な技術である。さらに、ネットワークの発達と情報端末機器の普及に伴い、ユーザーの側には『いつでもどこでも』といった便利な情報へのアクセス法に対する要求も生まれる。しかし、現状の情報の管理・提供者側としては、これらの要求に応えることが困難になっている。

高度情報化により、Web上に大量の情報が刻一刻と生成され、流通するとともに、その一部が消失していく（Web上から削除される）という状況が生じている。Web上で公開される情報の中にもユーザーにとって非常に重要な情報もある。Web上の情報検索には、GoogleやYahooといった検索サービスを利用するのが一般的であるが、いくつかのキーワードの完全一致による全文検索だけでは情報を十分に絞り切れず、大量かつ流動的な情報の中で、情報ユーザーが求める真に価値ある情報が埋没してしまい、逆にユーザーの情報利用を困難にしている。したがって、ここでも、『必要な情報を効率的に』獲得する方法に対するユーザーの要求が生まれる。これに応えるべく、Web上の情報の高度な組織化に基づいた、キーワードの完全一致による全文検索に代わる高度な情報提供法の実現とそのサービスの提供が望まれる。このサービスにより、ユーザーはWeb上の大量の情報の中から、個人にとって重要な情報を、それがWeb上から削除される前に獲得することがより確実に行えるようになる。

紙媒体に記録された情報を対象とした著作権法などの知的財産法においても、電子媒体に記録された情報に対しては、様々な課題が生じており、改正が進められている。たとえば、これまでの著作権法では、インターネット等を活用した著作物の利用に関して著作権侵害の恐れがあり利用上問題がある場合があった。平成21年の著作権法の大規模な改正（平成22年1月施行）では、国立国会図書館における所蔵資料の電子化に係る権利制限（31条2項）、情報検索サービスのための複製等に係る権利制限（47条の6）、情報解析のための複製等に係る権利制限（47条の7）などが追加され、これらの複製等が許されることになった。さらに、紙媒体の場合とは異なり、電子媒体で配布されるデータ（情報）の適正な購入契約や一般ユーザーへの課金・提供法などが確立されておらず、情報の流通に関する様々な課題が生じている。電子媒体に記録された情報の管理・提供を行う情報システムの構築ならびにそれを用いたサービスの実施に当たっては、法制度あるいは流通制度の現状を把握し、適切な運用を行わなければならない。また、これらの制度上の課題を提示し、制度の改正を促す努力を行うことも必要である。

以上、要するに、

- (a) ユーザーのニーズと知の創造・継承プロセスを把握し、ユーザーにとって意義ある情報の管理・提供を行うための能力の養成
- (b) ユーザーの多様な情報要求への対応
 - 図書館情報学で行われている内容に基づく情報の体系化と記録管理学で行われている情報が生成された文脈に基づく情報の体系化の双方の利用
 - 情報科学的手法による内容に基づく情報の組織化
 - インターネット上の情報の膨大さと信頼性を考慮した利用への対応
- (c) 電子媒体に記録された情報を法制面や流通制度面で適切に対処できる専門職の養成

が現代社会における情報の管理・提供に関する課題である。

3) 本学に開設する意義

上記2) で述べた(a)～(c)の複合的な課題を解決するための組織、そしてさらに一歩進み、これからの情報の管理・提供の在り方、知の創造・継承活動を支える「場」の新たな機能について科学するための組織の設置は、知の創造を重要な国力と位置付ける我国にとって急務の課題である。

以下の①で述べるように、情報の管理・提供を担う人材を養成するに当たっては、入学者に情報の管理・提供に関する基礎知識などの特定の専門的知識や能力を要求せず、むしろ、多様な学部や大学院出身の者を受け入れ教育することが望ましい。したがって、本学が図書館情報学や記録管理学を専門的に教育する学部・学科を持たないことは、情報の管理・提供を担う人材を養成する上で問題とはならない。

また、本学は、以下の②で述べるように、学府・研究院制度を活用して、先端的で複合的な課題の側から科学を見直し、複数の学問分野を統合して課題を解決するための新たな知を創造する「統合新領域学府」を有している。情報ユーザーの視点に立ち、ユーザーにとって真に意義ある情報の管理・提供、知の創造・継承活動を支える「場」の新たな機能等について教育研究することは、「統合新領域学府」の理念に合致し、本専攻の開設に適している。

さらに、③で述べるように、本学の附属図書館、付設記録資料館、大学文書館は、情報の管理・提供、知の創造・継承活動を支える「場」の創造において国内をリードしている。そしてこれらの組織は、ライブラリーサイエンス専攻への積極的な協力を表明しており、ユーザーの視点に立った情報の管理・提供を行う人材を実践的に養成する場、知の創造・継承活動を支える「場」について科学する新たな学問領域を開拓する場として大いに活用できる。

以上のように、九州大学は本専攻の開設に最も相応しい大学であり、本専攻の開設により、前述の我が国の課題に応えるものである。なお、ユーザーのニーズと知の創造・継承プロセスを把握する能力を養う教育、図書館情報学と記録管理学の統合的な教育、および、情報システムに関する知識と能力を養う教育のすべてを行うことは、ライブラリーサイエンス専攻で初めて試みられるものである。

① 多様な分野の学生を受け入れ大学院教育として行うことの意義

ユーザーの知の創造・継承プロセスを理解し、その活動を支援するためには、自身が知の創造・継承活動をした経験が必要である。ライブラリーサイエンスを学ぶための基礎は、そのような活動の経験と、知の創造・継承プロセスを理論的に把握し、その活動を支援するための理論や技術を理解するための知的能力である。

さらに、情報の管理・提供の概念や意義、方法論等を学び、実際に特定領域の情報専門

職や記録管理の専門家として活躍するためには、その特定領域の知識の概要に関する体系的な知識やその情報が生成された背景知識が必要である。たとえば、生物学を主題とするサブジェクトライブラリアンには生物学の概要、原子力発電所の安全点検などの記録を管理するレコードマネジャーには材料工学等の概要、公文書を管理するアーキビストには行政組織の活動に関する概要である。そして、学問の進展や社会状況の変化に対応するため、さらにその領域の知識や背景知識を独自に学ぶことができるだけの基礎的な知識と能力を有している必要がある。

したがって、入学者に特定の学部で教育を受けていることを要求せず、むしろ、様々な学部あるいは大学院でそれぞれの領域の教育を受けた学生に対して、その経験と受けてきた教育を生かした人材養成をすることに意義がある。国際的にも、情報サービスに係る専門職養成は大学院レベルで行われており、入学者を既存の全学部に開放することで、個々の領域において一定の知的基盤を持ったそれぞれの人材を情報サービス専門職に養成することを目指している。したがって、九州大学の構想は世界の趨勢に合致したものである。

② 「学府・研究院制度」の活用と「統合新領域学府」への配置

九州大学では、知の統合化や新しい人材養成の仕組みに先駆的に取り組んでいる。従来の大学院では、「研究科」という形で教育組織と研究組織が一体となっており、研究科や専攻を再編する場合、教員組織の再編が必要となり、教育組織に引きずられて研究組織が解体され、研究機能に負の影響を与えることが少なくなかった。九州大学では、大学院の「研究科」を、高度専門職業人や研究者育成の教育組織である「学府」と、教員の研究組織である「研究院」に分割し、それぞれの必要性に応じて独自に再編できる制度基盤を持っている。このことによって複数の研究院に所属する教員が、新たな大学院教育の必要性に応じて、専任の教員として「学府」における教育に当たる組織編成を可能としている。平成21年度には、この「学府・研究院制度」を活用し、新たなフロンティア開拓の拠点である「統合新領域学府」を開設した。現在の「統合新領域学府」は、次に述べる2つの専攻で構成される。

一つ目の「オートモーティブサイエンス」専攻は、深刻化する環境・エネルギー問題や自動車と社会の新たな調和などの先端的で複合的な課題を、自動車技術の進歩とともに、人間と自動車、社会と自動車を見据えた人文科学的な接近によって解明し、新しいオートモーティブ社会を創造する高度な専門人材の養成を目指している。二つ目の「ユーザー感性学」専攻は、外界の事象に対する感受性とそれに基づく統合的な心の働きである「感性」の教育研究を通じ、様々な知をユーザーの感性と融合させ、個人と社会の満足を創造できる新しい高度専門人材の養成を目指している。いずれも人類・社会の抱える科学の出口の課題領域から科学のあり方を見直して構想された知の創造の仕組みである。新たな課題領域は学際的であり、既存の学問分野の組み合わせが必要になる。しかし、ただ単に複数の学問分野を組み合わせるだけでは系統的な教育研究組織にはならない。科学の出口の課題

領域から科学のあり方を見直して、関連する学問分野をその壁を越えて系統的に編成し、知の交流と創造を促すことが重要である。「統合」とはこのような学の編成を指している。

「統合新領域学府」は、このように人類・社会の抱える課題の側から専門的な知の目的志向的な系統化を図り、これにより新たな知を創造する大学院教育研究組織である。

上記2)で述べた課題は、先端的で複合的である。これらの解決のためには、本学の「統合新領域学府」に新たな専攻を設置し、科学の出口、つまり、管理・提供される情報のユーザーの側から、情報の管理・提供やそれによる知の創造・継承活動の支援に関する科学のあり方を見直し、関連する学問分野を統合した新たな学問領域を創設し、進化・発展させるべきであると考えた。

③ 情報の管理・提供、知の創造・継承活動を支える「場」の創造における本学の先進性

本学の附属図書館は、世界的な研究教育拠点をめざす九州大学における重要な学術情報基盤であり、蔵書数ならびに電子ジャーナルのタイトル数において国内屈指のレベルにある。そして学術情報基盤のさらなる充実のために様々な取り組みを行っている(資料1-c)。

なかでも、情報通信技術を活用したサービス機能の高度化や、電子ジャーナルを始めとする多様な学術情報のさらなる整備、機関リポジトリの構築による研究論文の電子化、貴重資料デジタル化などは国内をリードしており、さらに、学びの場としての機能向上のために、平成21年にはいわゆるラーニングコモンズを設置した。このような図書館機能の高度化のために、全国に先駆けて研究開発室を設置(平成8年)したほか、電子リソースを統括的に扱う組織、「eリソースサービス室」を国立大学で初めて設置(平成20年)するなど、強力な推進体制を整備している。また、付設記録資料館は、近代産業コレクション、地域史料などの特色ある史資料を系統的に収集してきた既存の組織を統合し、附属図書館に付設したもので、大学附属図書館の付設組織としては、国内唯一の存在である。

本学の大学文書館は、全国に先んじて平成4年に大学史料室として設置され、平成17年に大学文書館に改称された。開学100周年を迎える九州大学の史料を保存、管理するほか、公共性の高い学内の文書を保存し、運営にかかる問題解決のための資料を提供している。

これら、情報を管理・提供する学内組織は、ユーザーの視点に立った情報の管理・提供を行う人材を実践的に養成する場、知の創造・継承活動を支える「場」について科学する新たな学問領域を開拓する場として大いに活用できる。

(2) 教育研究上の理念、目的(資料2)

前述の(1)2)で述べた複合的な課題を解決するため、本学の「統合新領域学府」に新たな専攻を開設する。

本専攻では、ユーザーにとって真に意義ある情報の管理・提供を実現することを理念とする。そして、この理念のもと、情報ユーザーの視点に立ってユーザーの知の創造・継承

活動を支え、社会の急速な情報化がもたらした新たな要求にも応えられる人材（サブジェクトライブラリアン、アーキビストやレコードマネジャー、情報を管理・提供する機関や部門の管理責任者、および、情報システムの開発者など）を養成すること、さらに、これからの情報の管理・提供のあり方、知の創造・継承活動を支える「場」（つまり「ライブラリー」）の新たな機能、情報を管理・提供する人材の教育プログラムなどについて探求すると同時に、そのような探求を行う研究者を養成することを本専攻の教育研究上の目的とする。

上記の目的を果たすためには、以下のような教育が必要であり、本専攻ではこれらを行う。

- (a) ユーザーのニーズと知の創造・継承プロセスを把握するための理論や技能に関する教育
- (b) 図書館情報学と記録管理学を統合した一体教育
- (c) 情報の管理・提供を実現するための、データエンジニアリングを含む情報通信技術の教育
- (d) 電子媒体の情報も対象とした、情報法制の現状ならびにその哲学に関する教育と流通制度に関する教育
- (e) これからの情報の管理・提供のあり方、知の創造・継承活動を支える「場」の新たな機能などについて探求する能力を身につけさせる教育

このような教育を行うためには、関連する複数の学問分野を統合した新たな学問領域を創設する必要がある。我々は、この学問領域、つまり、ユーザーの視点に立った情報の管理・提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「場」である「ライブラリー」（繰り返しになるが単に「図書館」という意味ではない）を科学する学問領域を「ライブラリーサイエンス」と呼ぶ。

本専攻では「ライブラリーサイエンス」を以下のようにして創設し、進化・発展させていく。

1) 関連する学問分野の統合

図書館情報学、記録管理学を柱とし、これに、情報科学、情報法制、学習科学、コミュニケーション論、情報リテラシー論、テキスト学を加え、これらを系統的に編成し、新たな学問領域「ライブラリーサイエンス」を創設する。そして、これらの分野間の知の交流を促すことで、「ライブラリーサイエンス」を進化・発展させる。

前述したように、情報の管理・提供に関するこれまでの学問分野としては、主に「図書館情報学」と「記録管理学」が挙げられ、これらは扱う情報の相違から独立に発展してきた。上記(b)の「図書館情報学と記録管理学を統合した一体教育」を実現するため、学生全員に、図書館情報学と記録管理学に共通する情報の管理・提供の概念や意義、方法論等に

について教育し、一方、両学問領域それぞれに固有の事項（組織の運用管理、政策や社会との関係、具体的なサービス業務、対象となる資料の特質に応じた資料の取り扱い）については、将来の進路希望に応じて必要となる学生に教育するようにしている。ただし、これらの教育では、常に、ユーザーにとって意義ある情報の管理・提供という観点で従来の図書館情報学や記録管理学での理論・手法を再検討するようにしている。また、図書館情報学と記録管理学における情報の管理・提供の共通事項、個別事項を学ぶことにより、図書館、文書館、記録管理組織といった従来の枠にとらわれない広い視野で情報の管理・提供を捉える能力を養うことができる。

情報の解析や組織化、情報抽出、および情報の発信と収集に関する「情報科学」は（すでに情報科学の一部は図書館情報学でも取り入れられているが）、図書館情報学と記録管理学における情報の管理・提供の方法論の違いを緩和する技術を提供でき、また、急速な情報化に伴う社会の変容に応えるための技術や理論を提供できる。「情報科学」の授業科目により、先の(c)の「情報の管理・提供を実現するための、データエンジニアリングを含む情報通信技術の教育」および(e)の「これからの情報の管理・提供のあり方、知の創造・継承活動を支える「場」の新たな機能などについて探求する能力を身につけさせる教育」を行う。

情報の管理・提供に関する全般的な法制、および、電子媒体に記録された情報をインターネット経由で提供・利用する際に必要となる法制に関する「情報法制」は、適正な情報の管理・提供をするために必要不可欠である。これらの法制に関する教育と、図書館情報学関連の科目で扱う学術情報流通に関する教育により、(d)の「電子媒体の情報も対象とした、情報法制の現状ならびにその哲学に関する教育と流通制度に関する教育」を行う。

情報ユーザーの知の創造・継承プロセスを把握し、ユーザーの知の創造・継承活動を適切に支援するための情報の管理・提供のあり方を考える際には、教育と学習に関する理論である「学習科学」が必要不可欠である。また、情報環境と教育手法に関する理論である「情報リテラシー論」は、ライブラリーの新たな機能を考察する際に役立つ。さらに、ユーザーのニーズを引き出し、ユーザーが情報を利用する際の適切な支援を行うためには、効果的なコミュニケーションを行う必要があり、「コミュニケーション論」も重要である。「学習科学」と「コミュニケーション論」の教育により、(a)の「ユーザーのニーズと知の創造・継承プロセスを把握するための理論や技能に関する教育」を行い、「学習科学」と「情報リテラシー論」の教育により、(e)の「これからの情報の管理・提供のあり方、知の創造・継承活動を支える「場」の新たな機能などについて探求する能力を身につけさせる教育」を行う。

図書館情報学や記録管理学が対象としていた情報および高度情報化社会において新たに出現した形態の情報の管理・提供のあり方や共通原理を構想し、図書館情報学と記録管理学の真の統合と拡張（ライブラリーサイエンスの創設と進化・発展）を達成するためには、そもそも管理・提供しようとする情報（あるいはその部分）を構成するテキスト自体の意

味とは何かを考える必要がある。「テキスト学」は、テキストの意味とそれを生み出す環境を、人文科学的、社会科学的観点から考察する学問であり、この教育により、(e)の一部である「これからの情報の管理・提供のあり方について探求する能力を身につけさせる教育」を行う。

2) PTL・インターンシップによる実践的な教育

情報の管理・提供に関する理論や方法論と、情報ユーザーの視点に立った場合のそれらの課題、および、情報ユーザーのニーズや知の創造・継承プロセスを把握するための理論に関しては、上記に挙げた関連する学問分野の教育により、知識として身につく。しかし、ユーザーにとって意義ある情報の管理・提供を実現し、「ライブラリー」の新たな機能や情報の利用法について探求する人材を養成するためには、現場を体験し、実践を通して現状における課題を認識し、ユーザーのニーズや知の創造・継承プロセスを把握するための能力を養うことが重要である。このため、情報の管理・提供を行っている組織での PTL (Project Team Learning) やインターンシップを効果的に活用し、現場での体験を通じた実践的な教育を行う。

3) ライブラリーサイエンスの進化・発展

関連する学問分野を統合した「ライブラリーサイエンス」の基礎の上に立ち、これを進化・発展させ、本当の意味での「ライブラリーサイエンス」を構築していく。本専攻の教員同士、教員と学生、学生同士の、PTL や特別研究を通じた知の交流により、新たな知の創造を促す。また、本専攻での教育を受けて育った研究者は、「ライブラリーサイエンス」をさらに開拓していく有望な人材となる。

(3) 養成する人材像及び進路 (資料 3)

本専攻では、文系と理系の枠を超えて社会の変化に対応できる、以下のような人材の育成を目指す。

1) 記録管理の専門家

国および地方公共団体の記録管理部門の専門家や民間企業などにおける記録管理の専門家、いわゆるアーキビストやレコードマネージャーである。

平成 21 年の公文書管理関連法制、情報公開制度の普及などにより、記録管理の重要性への認識が高まっている。現在、日本の国立公文書館の職員数は 40 数名であり、諸外国の同様の組織の数百～数千名に上る職員数に比べ貧弱と言わざるを得ない。諸外国に匹敵する機能を果たすには、日本の国立公文書館においても 300 名程度の人員は必要であろう。また、地方公共団体等の指定管理者制度による記録管理業務の外部委託の普及に伴い、記録管理業務を専門に扱う民間業者が多数出現している。さらに、事業の運営の相当部分

が法による規制を受けるような大企業や医療機関における記録管理の義務化などにより、民間企業における記録管理に対する重要性の認識も高まっている。例えば、様々な企業等の記録管理を請け負っている日本レコードマネジメント株式会社では、この10年間で社員数が447名から800名と増加しており、このことから記録管理を請け負う民間企業での記録管理の専門家の需要が高まっていると考えられる。

しかし、記録管理学を専門的に教育する大学院は極めて限られ、大学の学部・学科では例がない。一方、記録管理の重要性から、記録管理を行う人材を養成する専門学校を設立する動きがある。ただし、そこで養成しようとしている人材は、文書や記録の管理計画が立案された後、その計画に従って実際に管理・運用する人材である。勿論このような人材も必要であるが、キーとなる人材は、提供される情報をユーザー（この場合はその情報を生成した組織）が利用することによって、その組織における意思決定や潜在的な問題の発見につながるような、つまり、その組織の活性化につながるような情報の管理・提供を実現する人材、国民の情報を知る権利を守るため公文書の適切な管理と公開を行う人材、すなわち、レコードマネジャーやアーキビストである。この人材は、文書や記録などの情報の生成のプロセスや利用目的等を把握し、情報の管理計画を立案し、情報の管理・提供のためのシステムの概要を設計できなければならない。本専攻ではこのような人材を養成する。このような高度な専門教育を受けた実務家への需要も、記録管理の重要性の認識の高まりを受け、着実に高まると予想される。また、すでに、地方自治体をはじめとする多くの機関において、実質的に文書・記録を管理している公務員は多数に上り、九州大学においては、関係者を集めた研究会等を行ってきた実績もある。この方面では、聴講生、研究生等の形でのリカレント教育の需要も高いと予想される。

ここで述べた人材には、公的機関あるいは民間企業などにおける記録に関する、以下のような知識や能力が求められる。

- ・ 紙媒体や電子媒体などの形式を問わず、その情報価値を評価・選別し、利用価値の高い情報を収集し、機能的に整理・保存する能力。
- ・ 情報システムを活用し、ユーザーの要求（「必要な情報を効率的に」、「いつでもどこでも」）に応じて、情報を提供できる能力。
- ・ 取り扱う資料の背景知識、特に資料（データ）生成のプロセス等を把握することにより、情報を求めるユーザーをガイドできる能力。
- ・ ユーザーの視点に立った情報の検索や発信のための技術、情報システムを管理するための知識と能力、社会状況の変化に応じて整備・改定される法律に関する知識とその運用能力など。

2) 特定領域の情報専門職

システム管理またはサービス等の諸領域の高度な知識を有し、情報の適正な管理を行う一方、特定の主題領域の図書や文献の概要に関する知識を有し、利用する研究者、学生、

一般等に対して、専門的な助言、指導を行える人材、いわゆるサブジェクトライブラリアンである。

このような人材には、以下のような知識や能力が求められる。

- ・ 紙媒体や電子媒体などの形式を問わず、その情報価値を評価・選別し、利用価値の高い情報を収集し、機能的に整理・保存する能力。
- ・ 情報システムを活用し、ユーザーの要求（「必要な情報を効率的に」、「いつでもどこでも」）に応じて、情報を提供できる能力。
- ・ 特定の主題領域の知識の概要を把握し、その領域の資料の背景知識を把握することにより、情報を求めるユーザーをガイドできる能力。
- ・ ユーザーの視点に立った情報の検索や発信のための技術、情報システムを管理するための知識と能力、社会状況の変化に応じて整備・改定される法律に関する知識とその運用能力など。

3) 情報を管理・提供する機関や部門の管理責任者

情報を管理・提供する機関や部門の管理者、具体的には、図書館の経営・管理の責任者、公的機関の記録管理部門の管理責任者、民間企業や大企業、医療機関などの記録管理部門の管理責任者である。

大学図書館や専門図書館の経営・管理の責任者としては、ユーザーのニーズに応えるためのサービスや情報システムの導入を判断し、組織の活性化と効率化を図り、これらを実現するための問題点を把握し、必要な法的、管理・運営上の諸策を立案、施行しうる人材であることが求められる。

一方、公共図書館の経営・管理の責任者としては、従来のサービスはもとより、各種の生涯学習サービスなどに対する市民のニーズを把握し、それに応えるための企画や設備・人材の導入を計画し、かつ、組織の活性化と効率化を図り、組織を管理・運営しうる人材であることが求められる。

記録管理を行う組織・部門は、まだ日本では限られているが、前述したように、公的機関における記録管理の認識の高まり、地方公共団体等の指定管理者制度による記録管理業務の外部委託の普及、さらには、民間企業や医療機関における記録管理の義務化を受け、記録管理部門の管理責任者の需要も高まると考えられる。記録管理部門の管理責任者としては、公文書やそれに付随する資料、特許・技術情報、生産データ、安全実験データ、カルテなどの取り扱う記録や資料の特徴を踏まえ、これらを利用することになる組織全体の活性化と効率化につながる記録管理の在り方を創出できる人材であることが求められる。また、組織全体を見渡す視点から、「移管」、「廃棄」、「永久保存」を推進でき、さらに、組織に適した規則・基準に基づいた長期的な観点から、電子媒体の資料をより効率活用するための情報システムの導入を判断できる人材でなければならない。

このような人材には、以下のような知識や能力が求められる。

- ・ 取り扱う文書や資料などの情報の特徴（媒体の違いや背景知識も含む）とそれに応じた適切な情報提供のあり方に関する知識。
- ・ ユーザーのニーズを把握する能力と、ユーザーのニーズに応えるための方策、技術、情報システムに関する知識。
- ・ 情報を管理・提供する組織の経営・管理に関する、経営資源、組織のあり方、業務とサービスの評価方法、政策、法制度、将来計画などに関する知識とその運用能力。

4) 情報ユーザーの視点に立つデータエンジニアリングの専門家

図書館や記録管理における問題解決に際して、データエンジニアリングを含む情報通信技術を応用し、新たな情報の管理・提供法や利用法に関する理論構築やシステムの新規開発などを行う人材である。

社会の情報化の進展にともない、情報通信技術関連の業界においては、クライアントのニーズに合わせ、ユーザビリティを重視した具体的な提案を行う能力が不可欠とされており、ユーザーの視点に立った情報の管理・提供について教育を受けた学生に対する情報通信技術関連業界からのニーズが見込める。

このような人材には、以下のような知識や能力が求められる。

- ・ 情報を管理・提供する組織の機能と役割、取り扱う情報の概要に関する知識。
- ・ 大量の情報の中から有用な情報を評価・選別する情報システムを開発するための理論と技術に関する知識と能力。
- ・ 情報を組織化して高度な検索あるいは情報提供を行う情報システム、各種のサービスをネットワークを介したユーザーの情報端末でも受けることを可能にする情報システム（つまり、「必要な情報を効率的に」、「いつでもどこでも」というユーザーの要求に応えるシステム）を開発するための理論と技術に関する知識と能力。
- ・ ユーザーの行動履歴等からユーザーの潜在的なニーズや新たなニーズを把握し、これに基づいたシステムを開発するための知識と能力。
- ・ 上記に挙げたシステムにおける知的財産やプライバシー保護に関する法的知識とその運用能力。

5) 「ライブラリーサイエンス」の研究者

情報の管理・提供のあり方、知の創造・継承活動の「場」の新たな機能、情報を管理・提供する人材の教育プログラムなどについて探求するライブラリーサイエンスの研究者である。ライブラリーサイエンスを進化・発展させていくことはこれからの課題であり、PTLや特別研究を通して学生と共に進めていくものであるが、現段階で想定される研究テーマは以下のようなものである。

① 情報の管理・提供法に関する理論や技術の構築

データエンジニアリングを含む情報通信技術を活用して、情報ユーザーが直接求め

ている情報を提供するだけでなく、情報ユーザーにとって真に価値のある潜在的な情報を、氾濫する大量の情報の中から取り出し提供することは、情報ユーザーの知の創造・継承活動の強力な支援につながる。たとえば、あるキーワードに関連する学術論文を集約し、キーとなる概念や手法と共に各学術論文の重要度や学術論文間の発展・拡張、対立などの関係を提示したり、キーとなる概念や手法の生成・消滅・分化などの時間的な推移を提示したりすることができたならば、新たにその領域の学習や研究を行おうとしている情報ユーザーにとって貴重な情報を与える。また、ある資料や記録に対して、内容的な類似あるいは相反などといった関係にある資料や記録を検索できるならば、これもまたその資料や記録を利用しようとする情報ユーザーにとって貴重な参考データとなる。

② 情報の管理・提供のあり方や原理の究明

これまで、扱う情報の相違から、独立に発展してきた図書館情報学と記録管理学においては、社会の情報化に伴う「モノの管理から情報の管理へ」、「ストックからフローへ」、「目録から検索へ」という、方法論や対象の概念の変容が生じ、これらの学問の枠組み自体が接近しつつある。たとえば、情報が紙媒体に記録された「モノ」であった時代は、それらをどのように分類・配架するかが重要であったが、電子媒体に記録された情報では、その物理的実体ではなく情報そのものの整理・組織化が重要である。このため、図書館情報学における分類法に基づく資料の分類・配架と、記録管理学における現秩序保存原則に基づいた文書・記録の生成された時間軸に沿った整理や生成した部局単位での整理などの資料の整理・配架に見られる両分野間の伝統的な相違は、情報科学の発展による検索手段の高度化によって意味を失いつつある。また、電子媒体に記録された文献や文書・記録は、複製・翻案が容易であるため、かけがえのない「原本」という概念を揺るがし、結果として、資料の信頼性や法的性格等の諸問題を、資料の類型を超えて共通に再検討することを促している。また、これまで両分野が取り扱ってきた情報以外に、高度情報化社会において新たに出現した Web 上の情報もユーザーにとって重要な情報である場合も多く、管理・提供の対象とする必要がある。情報の管理・提供に関する情報通信技術、および「情報（あるいはその部分）を構成するテキストの意味とは何か」を扱うテキスト学を切り口として、両学問を再構成し、ユーザーの視点に立った新たな発想による情報の管理・提供のあり方や共通原理を解明することは、情報の管理・提供法の飛躍、そして、新たなサービスの開発に繋がり、情報ユーザーの知の創造・継承活動のより良い支援に繋がる。

③ 知の創造・継承活動の「場」の新たな機能の探求

我々は、他者からの直接的なアドバイスで問題解決を行うだけでなく、他者との議論を通して他者の考えや知識に触れることで、自らの考えが整理できたり、問題解決に向けたアイディアを得たりすることがある。学習にこれを取り入れたものがい

いわゆるグループ学習であり、積極的学習を促進する教育方略の一つである。情報を管理・提供する機関の場合、個々の学習者の意見やその根拠となる知識へのリンク情報を、管理・提供する情報の一つとして取り扱うことで、バーチャルなグループ学習の「場」を設けることができる。他の学習者の意見が分かるだけでなく、その根拠となる知識へのリンクも分かるため、たとえば大学図書館などではすぐに関連する書籍や文献でそれを調べることができ、グループ学習の効果は大きい。さらに、その知識に詳しい学内の教員へのリンクまで情報として記録することができるならば、学生と教員の新たな交流が生まれ、さらに大きな効果が期待できる。このような、知の創造・継承活動の「場」に対する新たな機能を探求する。

④ 情報を管理・提供する人材の教育プログラムの開発

今後の社会の変容を予測し、情報を管理・提供する人材に新たに求められる能力の養成を効果的に行う教育プログラムの開発に関する研究である。これはまた、情報を管理・提供する組織で働く職員の再教育プログラムとしても有効活用できる。

このような「ライブラリーサイエンス」をさらに進化・発展させるため、平成25年4月に博士後期課程を設置する予定である。

(4) 社会におけるニーズと需要予測

本専攻では、前項「(3) 養成する人材像及び進路」で述べたように、レコードマネジャーやアーキビスト、大学図書館や専門図書館その他研究機関等で専門的な支援ができるライブラリアン、情報の管理提供組織の管理・運営・企画を行う者など、より高度な能力・スキルを持った人材の養成を目的としている。このような人材の需要としては、主に、国・地方公共団体や民間企業の文書・記録管理機関・部門、文書・記録管理を専門とする企業、図書館等が想定されるが、近年では、情報サービス産業や図書館業務の請負企業での需要が高まっている。

また、日本学術会議の「提言：学術誌問題の解決に向けて」（平成22年8月2日）では、学術情報流通の専門知識や能力をもつ人材の必要性が説かれており、情報を生成する側や活用する側（たとえば研究者サイド）からの要求が、今後の新たな需要を開拓していく可能性もある。

このように、本専攻が養成する人材像に対する社会のニーズと需要は確実に高まっており、以下に、アンケートの調査結果等を基にした、各業界でのニーズと需要予測を述べる。

1) 記録情報管理に対し高まるニーズ(資料4-a)

記録情報や文書の管理については、近年法律の制定や改正が相次いでいる。

民間企業においては、それぞれ大企業、上場会社の内部統制を規定する会社法（2006年5月）、金融商品取引法（2008年4月）が施行され、重要な意思決定及び業務執行に関する文書・記録を適正に管理し、内部統制が適正に機能しているという客観的な裏

付けを準備しておくことが要求されている。また、金融庁企業会計審議会のロードマップ案には、「国内上場企業に対して、2015年度または2016年からIFRS（国際会計基準）を適用する」と示されており、国際標準への適用を義務付ける流れは確実となっている。

欧米企業では、情報管理を統括するCIO、またはその補佐役として「レコードマネジャー」が存在し、その役職についている人材の45%がCRM（Certified Records Manager）という資格を所持しており、また企業側も、CRMを所持していることを評価している。さらに、調査した企業の5%では、レコードマネジャーに対してMBAやPh.Dなどの学位を要求しているという調査結果がある。（民間製造大手企業の記録管理実態調査（ARMA））

今後、国際会計基準への適用や内部統制報告書の厳格化が進められていくにあたり、記録情報管理の専門性を持った人材が欧米の企業並みの割合で必要となってくる。その需要は以下のとおり予測することができる。

日本の一部上場企業1737社、上場企業全体では2509社（東京・大阪・名古屋証券取引所）に対し、仮に1社につき1名のレコードマネジャーが必要とすると、1737～2509名となる。うち、専門的人材としてその45%の781～1129名が必要になる。さらに、学位が求められるポストとして、5%の86～125名が見込まれる。

また、国・地方公共団体等などの公的機関においては、2009年に公文書管理法が制定され、諸外国レベルの文書管理が要求されることとなった。現在、わが国の国立公文書館の職員数は42名で、諸外国の同様の組織（米国立公文書館記録管理局（NARA）：約2500名、中国：約560名、韓国：約130名）に比べ格段に貧弱であり、諸外国に匹敵する機能を果たすためには、300名は必要であると言える。地方公共団体においても、今後公文書管理条例制定へと動き出すと見られ、少なくとも県や市、特別区をあわせると850の地方自治体では、文書管理の責任者を置くことが期待される。

上記の国と地方自治体を合わせると、1150名の人材が必要となり、例えば民間企業と同じ割合で専門職人材が必要となると仮定すると、記録情報管理の専門的人材が517名、うち学位が求められるポストとして、57名が見込まれる。

これらは、各法の施行や基準の適用を経て、運用が落ち着くまでの10年以内に必要となる人数として予測される。

また、実際に企業において、文書・記録管理に関して現時点でどのような認識を持っているかの調査を行った。以下は、日本の大手企業にアンケートを実施した結果である。

【調査概要】

大手企業の総務担当者を対象とした書面によるアンケート調査（2010.4）

配布した33社のうち14社が回答

業種：電力、鉄鋼、医薬品、通信、空輸、サービス業、商社等

「文書・記録管理の重要性が高まっているか」に問いに対しては、92%の企業が「はい」と回答した。だが、「文書・記録管理の人材を充実させる考えがあるか」に対しては、

「外注する」が42%と、記録情報管理を専門に扱う企業の需要が増大することを示している。さらに、「どのような分野の文書・記録が特に重要性が高まっているか」については、財務・経理情報から、顧客情報、技術・研究情報、運転記録・製造記録にいたるまで多岐にわたり、前の質問と併せて、専門的人材に依らねば管理がゆき届かなくなる状況が伺える。

今後の文書・記録管理に重要な視点としては、経営の意思決定プロセスに反映できる情報の管理、文書・記録が生成された時点からの管理意識の浸透、情報資産として活用するための仕組み、記録管理の中立性等が挙げられ、文書・記録生成のプロセスを把握して、情報が有効活用できるように適切な管理計画を設計・立案できる人材への要求が大きいと言える。

2) 図書館におけるニーズ

図書館における採用については、国会図書館や国立大学図書館において少ないながらも安定的な採用実績があり（表1、2）、法人化以降、国立大学図書館においても公募により高い専門性を有する職員を採用するケースが増えている。専任職員数が減る傾向にある中、多くの大学図書館が、「専門性を有する人材の養成、確保」を組織・人員面の課題としていることが、学術情報基盤実態調査（平成21年度、文部科学省）でも明らかにされている（表3）。

表1：国立国会図書館の職員採用試験（I種・II種）合格者数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
14人	11人	14人

（国立国会図書館ウェブサイトより）

表2：国立大学図書館の採用予定者数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
37人	37人	39人

（北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の7地区の

国立大学法人等職員採用試験実施委員会の公表数（HP）より）

表3：大学図書館における組織・人材面の課題（単位：館）

	専門性を有する人材の養成、確保	職員のキャリア・パスの確保	専任館長、教員、専任職員の確保	非常勤・外部委託職員の活用	その他	特になし
国立大学	77	35	6	12	5	0
公立大学	59	8	23	8	0	0
私立大学	474	145	159	118	8	20
計	610	188	188	138	13	20
構成比	52.7%	16.2%	16.2%	11.9%	1.1%	1.7%

（平成21年度学術情報基盤実態調査、文部科学省）

以上の傾向と需要を明らかにするため、本専攻の詳細な教育目標や教育内容の概要を示し、全国の大学図書館を対象にアンケート調査を実施した。**(資料 4-b)**

【調査概要】

調査対象：全国の国立大学図書館、九州地区の公立・私立大学図書館（計 158 館）

調査期間：平成 22 年 8 月 16 日～25 日

調査方法：メールにより依頼、Web アンケートシステム（REAS）による回答

回収結果：158 館中、回答 75 館（回収率：47.5%）

集計結果によると、提示した知識・能力については「とても必要」「必要」を合わせた回答がほぼ 80%を超えているのに対し、充足度はほとんどの知識・能力について 50%を下回り、特に「特定の学問分野の専門的な知識」「特殊資料の整理・管理保存に関する知識・スキル」が低く、本専攻で養成する人材が現場に充足されていない実情が浮かび上がった。さらに本専攻で養成する人材の採用については、厳しい現実を反映して「採用したいが枠がない」が 50%を超えた一方で、「採用を検討したい」も 20 館（27%）あり、確実に需要があることが示された。

3) 企業等における需要

情報通信技術の急速な進展により情報の生産から流通のあり方が大きく変化するなか、出版や流通、情報提供サービス等に携わる企業は常に情報の管理・提供の新たなモデルを模索し、戦略的に情報をマネジメントできる人材を求めている。また、図書館業務が館種を問わずアウトソーシングが進むなか、図書館業務を請け負う企業においても、請負規模の増大に伴い、提供する人員を教育できる人材、または指定管理者制度等で管理・運営・企画を担う人材へのニーズが高まっており、図書館での実務経験や高い専門性を持った人材の獲得が喫緊の課題となっている。

以上の傾向と需要を明らかにするため、情報サービス企業等を対象としたアンケートを実施した。**(資料 4-c)**

【調査概要】

調査対象：学術出版社・情報提供サービス業・代理店等（エルゼビア・ジャパン株式会社、シュプリンガー・ジャパン KK、NPO 医学中央雑誌刊行会、トムソン・ロイター、株式会社サンメディア、アカデミック・リソース・ガイド株式会社等）、アウトソーシング業（丸善株式会社図書館アウトソーシング事業部等）、図書館システムベンダー（富士通株式会社文教ソリューション事業本部等）、企業の情報支援部門（財団法人九州経済調査協会等）の管理者・採用担当者等

調査期間：平成 22 年 8 月 16 日～25 日

調査方法：メールにより依頼、Web アンケートシステム（REAS）による回答

回収結果：32社中、回答26社（回収率：81.3%）

集計結果によると、提示したほとんどの知識・能力について「とても必要」「必要」を合わせた回答が80%を超えており、特に、「エンドユーザーの潜在的ニーズや新たなニーズを把握・分析する能力（マーケティング）」「利用動向やニーズに基づき、新たなモデルを企画する能力」は100%と、本専攻が目指す「ユーザーの視点に立って」情報の管理・提供を行う人材の重要性が裏付けられている。そして、そのような人材に対する充足度は15～35%と低く、明らかにそのような人材が不足している現状が浮かび上がった。また、これらの企業においては、本専攻で養成する人材像（前項（3））の「2）特定領域の情報専門職」、「3）情報を管理・提供する機関や部門の管理責任者」、「4）情報ユーザーの視点に立つデータエンジニアリングの専門家」等の需要が想定されるため、その人材像ごとに採用の意思について尋ねたところ、それぞれ「採用を検討したい」が、以下の通り高い割合を示した。

- a. 「研究者、学生、一般等に対して、専門的な助言・指導を行える人材、いわゆるサブジェクトライブラリアン」（前項（3）の2）の人材像） 8件（31%）
- b. 「既存サービス等の評価・分析し新たなサービス等を企画・立案、施行できる人材」（前項（3）の3）の人材像） 13件（50%）
- c. 「情報ユーザーの視点に立って、新たな情報の管理・提供・利用に関する理論構築やシステムの新規開発などを行う人材」（前項（3）の4）の人材像） 12件（46%）

自由回答欄からも、「急速に進むグローバル化の中での『日本の研究活動を支える情報設計』を可能とする学問と人材育成を期待」「人材確保、あるいは人材教育・訓練の観点から大変興味深いプロジェクト」というコメントなど、本専攻への大きな期待が寄せられている。

4) 入学希望者の見通し

入学希望者の確保の見通しについては、2010年3月及び5月、以下の要領にてアンケート調査を実施した。

【調査概要】

書面及び Web アンケートシステムによる調査

対象①：学部学生（一番関心が高いと思われる文学部を対象とした）

2010.3 別府大学文学部に所属する学部3年生

回答：19名（対象：101名）

2010.5 九州大学文学部2～4年生対象

回答：81名（対象：450名）

対象②：福岡県佐賀県地区大学図書館・福岡県地区公共図書館・九州地区専門図書館に所属する図書館職員（2010.3）

回答：81名（対象：692名）

学士については、本専攻に「入学したい」が4%、「興味がある」が80%であった。この割合から需要予測をすると、例えば、福岡県内の大規模大学（九州大学、福岡大学、西南学院大学、久留米大学）のうち、人文科学系の学生に限定した場合でも、1学年の学生数1403名で、今回のアンケートでの「入学したい：4%」を割り当てると、56名となる。福岡県外からの入学希望者、人文科学系以外の学生の入学希望者を考慮すると、定員10名に対する入学希望者は十分に見込める。

また、図書館職員については、図書館職員として身につけたい知識・技術を修得する場がないとの回答が77%に上り、必要とされる知識・技術の修得の場がない、必要とされる人材が育成されていないという現状が浮かび上がった。本専攻に入学したいかという間に、「入学したい」が13%、「興味がある」が63%であり、修学条件さえあれば、社会人学生としての入学希望者も十分に見込めると考えている。

2. 専攻等の名称及び学位の名称

専攻名：大学院統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻

学位：修士（ライブラリーサイエンス） Master of Library Science

本専攻では、専攻名として新たな学問領域の名称である「ライブラリーサイエンス」を採用し、学位名も「ライブラリーサイエンス」とする。

これまで述べてきたように、現代社会における情報の管理・提供に関する課題を解決するためには、図書館情報学、記録管理学、情報科学、情報法制、学習科学、情報リテラシー論、コミュニケーション論、テキスト学など複数にわたる学問分野を統合した新たな学問領域を開拓する必要がある。前述したように、ユーザーの視点に立った情報の管理・提供を行うことで、ユーザーの知の創造・継承活動を支える「場」を「ライブラリー」と呼び、そして、現代社会における情報の管理・提供に関する課題を解決するために「ライブラリー」を科学する新たな学問領域を「ライブラリーサイエンス」と命名した。

なお、本専攻名、学位名の英語表記「Library Science」は、数十年前には「図書館学」と訳される学問領域を指していたが、今日では、「図書館情報学 Library and Information Science」という表記へほぼ移行している。日本では、1951年に、図書館学(Library Science)の研究教育を目的とした「図書館学科(The School of Library Science)」が、慶應義塾大学文学部内に初めて開設され、1968年に「図書館・情報学科」と改称され、2000年から「人文社会科学図書館・情報学系図書館・情報学専攻(The School of Library and Information

Science)」となっている。このように国内では Library Science は図書館学を指すが、図書館のサービスや機能の変化により、「ライブラリー」に対するイメージは「多様な情報を管理・提供する情報センター」へと移りつつある。また、現在の我が国には記録管理やアーカイブズを専門的に教育する大学組織は極めて少ないため、Library Science に記録管理学やアーカイブズが含まれるという認識は薄い。海外では事情が異なる。メリーランド大学の College of Information Studies (最近では iSchool と略称) では、修了者に Master of Library Science (MLS) の学位を与えている。MLS の課程の中に様々なオプションを用意しており、学生が自分の学問的興味と修了後の進路希望に従って、最適な科目群を選択できるようになっている。例えば、アーカイブズ、記録および情報の管理を専攻したい場合は、それらに関する専門科目等を選択することにより、アメリカ・アーキビスト協会 (Society for American Archivists) が推奨する要件を得ることが可能である。また、インディアナ大学の School of Library and Information Science においては、修了者に Master of Library Science の学位を与えている。専門科目の中にアーカイブズと記録管理に関連した科目が開設されており、それらの科目を選択することによって、Master of Library Science の学位と共に、アーカイブズと記録管理を特に専攻したことを資格証明書に記載することが可能となっている。このように、海外では、Master of Library Science は記録管理学やアーカイブズを学んだ修了生の学位にも使用されており、図書館学あるいは図書館情報学に限られてはいない。本専攻でいう「ライブラリーサイエンス」及びその英語表記「Library Science」は、従来の「図書館情報学」のほか、前述の複数の学問分野を統合した新しい概念である。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色 (資料5)

(1) 科目区分の設定と科目構成

教育課程は、修士論文指導を兼ねる「特別研究」、「学府共通科目」、専攻全体の基礎となる「基礎科目」、複数の教員と学生が関与する実践的な実習、演習からなる「PTL・インターンシップ科目」、学生のニーズと専任教員の履修指導により選択される「専門科目」からなる、5つの科目区分を設定する。「特別研究」、「学府共通科目」、「基礎科目」は、その性格から必修とする。「PTL・インターンシップ」については、多様な学生の実情を念頭に、たとえば職場経験を有する社会人については PTL のみの選択も可能となるよう、選択必修とする。「専門科目」は、多様な学生のニーズに応えるために選択とする。

基礎科目および専門科目は、基本的には、「ライブラリーサイエンス」を構成する関連学問分野に関する科目である。これらの科目により、情報の管理・提供に関するマネジメント、サービス、コンテンツ、システムの4領域すべてを教育し、同時に、情報の管理・提供を実現するための情報科学に関する教育を行う。さらに、ユーザーのニーズや知の創造・継承プロセスを把握するための理論や手法、情報に関する法制度と課題、「ライブラリー」

の新たな機能の可能性に関して教育を行う。

大学院教育レベルを担保するため、図書館情報学に関連する授業科目およびシラバスについては、米国図書館協会(American Library Association)が認定する図書館情報学修士が修得すべき”Core Competences of Librarianship (January, 2009)”、および国立大学図書館協会「大学図書館が求める人材像について—大学図書館職員のコンピテンシー (平成19年)」を参考に構築した。また、記録管理学に関連する授業科目およびシラバスについては、主に、University of Marylandの The College of Information Studiesの Master of Library Science の2つのコース、Archives, Records, and Information Management と History and Library Science のカリキュラム、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻のカリキュラム、および、ARMA International (Association of Records Management and Administrators) の Record and Information Management Core Competencies (October, 2007) を参考に構築した。

設定した科目のうち、「ライブラリー特殊資料論」、「数理統計」、「自然言語解析」、「データマイニング」は、学部での学習を前提とするが、受講者に応じて個別に事前学習指導を行う予定である。これら以外の科目はすべて、特別な専門知識を前提とせず受講できるものである。このように開設するほとんどの科目が学部教育で習得しておくべき専門知識を前提としないが、個々の学生が目指すものに応じた背景知識や経験は必要であり、入学審査の時点で評価される。たとえば、サブジェクトライブラリアンを目指す学生は、その学生が主題としようと考えている領域の概要に関する知識を、原子力発電所の安全点検等の記録を管理するレコードマネージャーを目指すものは、材料工学などの基礎知識を必要とする。また、開設する多くの科目が、情報ユーザーの視点に立って、これまでの理論や方法論の課題を検討するよう工夫されている点が特徴である(情報マネジメント論、情報サービス論、学習科学、情報リテラシー論、コミュニケーション論、図書館マネジメント論、図書館政策論、レファレンスサービス論、ライブラリー資料論、文書記録マネジメント論、文書記録管理政策論、文書記録活動論、文書記録資料論、および対応する演習科目が該当)。

1) 特別研究 (必修)

特別研究は、大学院生ひとりひとりが専攻の学修を総括するために実施する研究である。このため必修科目である。「特別研究Ⅰ」(1年通年、2単位)では、ライブラリーサイエンスについての広い視野の下に、自主的な課題設定、課題解決のための仮説考察、検証方法の決定、これらの指導教員への説明等を行い、「特別研究Ⅱ」(2年通年、4単位)では、特別研究Ⅰに基づき、構築した仮説を検証・吟味して成果をまとめ説明を行う。

この科目においては、学生は、論文、成果発表等により本専攻で涵養した能力を総合的に実証することが求められる。担当指導教員は研究計画の立案と実行を指導する。特別研究が専攻修了に相応しい能力を実証しているかどうかは複数の教員が判定する。特別研究は、学生が独自に行う研究であり、最終的には修士論文の作成が目標となる。「特別研究Ⅰ」

は主に研究計画の立案を行う段階であり、関連論文の調査や指導教員との議論が中心となる。このため、他の授業科目の履修と並行して行える。また、論文調査や指導教員とのディスカッションを通し、研究計画を実行するに当たってどのような科目が密接に関連するかを知ることになり、他の授業科目の履修のモチベーションを高めることができるため、早期に実施することが望ましい。「特別研究Ⅱ」は研究計画の実行段階である。2年次前期はその準備や予備調査・実験を行い、研究計画の部分修正に当てる。2年次後期は本格的な研究計画の実行段階であり、十分な時間と特別研究以外の授業科目で習得すべき知識・能力を必要とする。カリキュラム上2年次後期はこの要件を満たす。これらを勘案し、「特別研究Ⅰ」は週1コマ、「特別研究Ⅱ」は前期週1コマ、後期週3コマを予定しており、単位数もこれに相当するものとなっている。

2) 学府共通科目 (必修)

知の統合と新たな知を創造する方法について学ぶ「科学の統合方法論」を統合新領域学府の共通科目として開設する。科目の性格上1年前期に担当し、1単位とする。

3) 基礎科目 (必修)

情報の管理・提供に関する「マネジメント」、「サービス」、「システム」の三つの側面について、基礎からその概要を解説するとともに、情報ユーザーの視点に立って、これまでの理論や方法論の課題を検討する「情報マネジメント論」「情報サービス論」「情報システム論」を基礎科目に据える。加えて、その情報を管理・提供する基盤となる「情報法制論」、情報を求めるユーザーをガイドできる能力の基盤知識となる「学習科学」の二つの各論を配置し、同じく基礎科目とする。

どの情報専門職を目指す場合も基盤となる科目であるため、1年前期および後期に担当し、各2単位、計10単位の必修とする。

4) PTL・インターンシップ科目 (選択必修)

実践的なプロジェクトに基づく「PTL (Project Team Learning)」又は「PBL (Project Based Learning)」と「インターンシップ」は、統合新領域学府全体共通の特徴ある科目である。

PTL 科目は、専門分野を異にする複数の教員と学生が、共通のテーマのもとに、共同して取り組むチームラーニングの演習であり、学生の主体的な課題設定と実践が求められる。PTL 科目による実践的教育により、ユーザーのニーズや知の創造・継承プロセスを把握する能力を身に付けることができる。また、PTL 科目での活動を通して、教員や他の学生との知の交流により、新たな知の創造を促し、「ライブラリーサイエンス」を教員と共に開拓する。

「ライブラリーサイエンス PTLⅠ」では、高度情報化社会における情報の新たな提供法

と利用法ならびに教育学習環境に関し、図書館などでのフィールド調査を基に課題を設定し、技術的な観点、法律上の観点からの検討を行い、課題解決に向けた取り組みを行う。(1年後期、2単位)

「ライブラリーサイエンス PTL II」では、文献、文書・記録の垣根を取り払い、資料や情報を総合的に管理、利用するための方法論の構築に取り組む。(2年前期、2単位)

「インターンシップ」では、大学や企業等の現場において、一定期間、研修生として働くことで、ユーザーのニーズや知の創造・継承プロセスを把握する能力を身に付けるとともに、現場で現状における課題を認識するための科目である。研修の内容については、事前に大学と受入機関との間で協議を行い、指導教員が事前指導として学生に正確に伝えるものとする。研修後は、事後指導として、研修先での学習内容と感想についての口頭報告とレポート提出を求めるものとする。受入機関については、九州大学をはじめとする大学図書館、国および地方公共団体設置の文書館等を予定している。(1年前期、1年後期、2年前期のいずれか、1単位)

PTL およびインターンシップは「ライブラリーサイエンス」における重要な科目である。一方、情報の管理・提供を行う組織での経験を有する社会人に対してはインターンシップは必ずしも必要ではない。そこで、履修方法ではこれら3科目から2科目3単位以上選択して習得することとしている。

5) 専門科目 (選択、各2単位)

専門科目は、大きく四つのカテゴリーからなる。第一に、これからの情報専門職の基盤ならびに新しい学問領域の開拓を念頭に、「インターネットの情報法制」、「情報テキスト論」、「コミュニケーション論」、「情報リテラシー論」の4科目を置く。第二に、文献ならびに文書記録、およびそれらを主として管理している組織の現状を念頭において、それぞれの領域に関して、マネジメント、サービス、コンテンツに関わる科目を体系的に配置する。第三に、情報の評価、選別、提供を情報通信技術の面から教授する科目を設定する。第二、第三のカテゴリーの科目はともに、図書館情報学、記録管理学の修士レベルの教育についてのグローバルスタンダードを満たす前述のコンピテンシーモデルに基づいて設定されている。最後に、国外の最新動向をフォローするとともに、外国語運用能力の向上を目指す外国語講読演習を置く。一部の科目については、講義とともに演習を設定し、より進んだ内容を授業する。

各カテゴリーの科目および科目数は、専門職養成のグローバルスタンダードに耐えうる体系性を確保するとともに、進路の展望や基礎的素養の有無に基づく、学生の多様なニーズに応えることを念頭に設定されている。

第三のカテゴリーの科目以外の科目の配当年次については、新領域の開拓に係る基盤科目(「インターネットの情報法制」、「情報テキスト論」、「コミュニケーション論」および演習、「情報リテラシー論」および演習)、図書館ならびに文書記録のマネジメント、政

策、資料、サービスに関する基礎的科目は、1年次に担当している。2年次には、活動論や資料演習など、特別な能力の養成を主眼とする科目や、発展的な内容の科目を配置している。2年後期は、修士論文の準備専念期間とするため、「特別研究」を除く他の科目は配置していない。前後期の配置に関しては、学生の負担や科目数のバランス、さらには、兼任教員による集中講義（夏期休暇中に開講）を念頭に、学生が向学心を維持しながら、無理なく受講を続けられる合理的な配置となっている。講義と演習の関係については、授業によって、両者を緊密に連携させるため同学期に開講するものと、講義の受講を前提に演習の受講を促すものとを区別している。

第三のカテゴリーの科目、すなわち、情報の評価・選別、収集、整理・保存、提供を支える情報通信技術に関する科目としては、講義6科目、演習2科目を設定し、以下の考えに基づき担当する。「情報評価分析論」の主な内容である多変量統計解析は、情報の評価・選別および意思決定や現象の背後にある要因を分析するための基礎となるものであり、システム開発を目指す学生だけでなく、情報の管理・提供に携わることになる多くの学生が学ぶべき科目である。このため「情報評価分析論」は、数学的な理論に偏ることなく、各種の多変量統計解析手法の意味と実際の解析法を演習を通して身に付けるための科目であり、1年前期に配置する。「情報組織化論」では、これまで手作業で行われてきた文献や資料の整理に代わる情報技術を利用した情報の組織化のための手法を学ぶ。情報の組織化は図書館情報学と記録管理学の融合を図る上での一つのキーとなる技術であり、システム開発を目指す学生だけでなく、本専攻の多くの学生が学ぶべき科目である。文献や資料の旧来の整理法等について学んだ後が望ましいため、「情報組織化論」は1年後期に配置する。また、この科目と密接に関連する「自然言語解析」も1年後期に配置する。なお、両者とも互いの科目で学んだ内容を前提としないため同学期に配置しても支障はない。「数理統計」を単に数学的な理論として抽象的に学んだのでは、使える道具、判断の拠り所としての生きた学問にならない。「情報評価分析論」で統計的手法を具体的演習を通して身に付けた後、より基本的な「数理統計」を、数学的理論として学ぶ。このため、「数理統計」は1年後期に配置する。また、同学期に、「情報組織化論」で文書の分類やクラスタリングを行う具体的な統計的手法を、「自然言語解析」で具体的な統計的言語モデルを学ぶため、相互に理解を深めることが期待できる。文献・資料・記録の間にある潜在的な関係の発見や情報ユーザーの利用履歴からの潜在的なユーザーのニーズの発見のための「データマイニング」は発展的な科目であり、主にシステム開発を目指す学生が学ぶ科目であるため、2年前期に配置する。「データベース演習」「構造化文書運用演習」は情報の管理・提供に携わることになる多くの学生が学ぶべき基礎的な演習科目であるため、1年前期に配置する。情報セキュリティについては、基礎科目である「情報システム論」で必要性やその技術の概要については触れており、「情報セキュリティ論」はより技術的な詳細を学ぶもので、発展的な科目でありシステム開発を目指す学生が学ぶ科目であるため、2年前期に配置する。これらに加えて、外国語資料を講読する演習科目として、講読対象の分野が異なる演習

3科目を1年前期から2年前期まで配当する。これにより、学生の多様な関心に応えるとともに、連続して受講することにより、高度な外国語読解能力を養成することも可能としている。

(2)趣旨等を実現するための科目の対応関係(履修モデル)

必修科目と選択科目を配置し、学生は、指導教員とともに、修了後の進路の展望に合致した独自の履修カリキュラムを作成する。詳細は資料6の通りである。

社会の多様なニーズに対応し、入学者としては、学士、他分野の修士、博士、あるいは海外からの留学生、さらには、一般の社会人、情報の管理・提供を行う組織の現職者といった多様な志望者を想定している。社会人、現職者のリカレント教育の場となることも念頭において、学生のニーズに応じて、養成する人材像・就職先に従った柔軟な科目履修制度を提供する。例えば、以下のような履修モデルが考えられる。

1) 入学者が文系または理系の学士で、記録管理の専門家(アーキビスト、レコードマネージャー等)となる場合

記録管理学に関する知識を深め、国や地方公共団体等または民間会社で記録管理に携わる仕事がしたいと考える文系または理系の学士の場合、特別研究6単位に加え、学府共通科目1単位および基礎科目10単位を履修し、PTL・インターンシップ科目では資料や情報の総合的な管理・利用をテーマとするPTL、さらにインターンシップを選択し履修する。専門科目については、特にデータベースや目録(チェックリスト)作成に関係する情報関連科目を履修し、文書の評価・選別そして公開までの手続きを授業と演習(実際に資料を扱う)の両面から習得する。さらに米国国立公文書館などの海外アーカイブで実際に行われている資料の評価・選別・廃棄および目録作成に関する文献をそれぞれ「外国語資料講読演習Ⅰ」と「外国語講読演習Ⅱ」で読み、すでに実績のある先進的な取り組みを学ぶ。

以上の科目を履修することで、国及び地方公共団体等の記録管理部門や民間企業における記録管理の専門家に相応しい能力を獲得する。記録管理を通して組織全体を活性化させるという意識を身につけることも大切である。

2) 入学者が文系または理系の学士で、特定の主題領域の情報専門家(サブジェクトライブラリアン)となる場合

学部で学んだ主題を活かして、現代社会におけるユーザーの要求に的確に対応できる情報の管理・提供者になりたいと考える文系または理系の学士の場合、特別研究6単位に加え、学府共通科目1単位および基礎科目10単位を履修し、PTL・インターンシップ科目では資料や情報の総合的な管理・利用をテーマとするPTLを選択し履修する。専門科目については、まず、情報専門職の基盤となる科目、次に図書館情報に対応する各論、さらに、情報の評価・選別、組織化等に関する情報通信技術系の科目を選択し履修する。また、自

由選択科目として、主題分野をさらに深める他学府の科目を履修することもありうる。

以上の科目を履修することで、サブジェクトライブラリアンに相応しい能力を獲得する。

3) 入学者が図書館員等の社会人で、情報を管理・提供する組織の管理者となる場合

情報を管理・提供する組織において、諸問題を的確に把握しユーザーの要求に適切に対応しうる運営・管理者となりたいという現職の図書館員の場合、特別研究6単位に加え、学府共通科目1単位および基礎科目10単位を履修し、PTL・インターンシップ科目では、ICT化へ対応した情報の新たな提供・利用、教育学習環境をテーマとするPTL及び資料や情報の総合的な管理・利用をテーマとするPTLを選択し履修する。専門科目については、まず、情報専門職の基盤となる科目、次に図書館のマネジメントに関する科目を中心とした各論、さらに、情報の評価・選別、収集、整理・保存、提供を支える情報通信技術系の科目を選択し履修する。

以上の科目を履修することで、経営改革ができるような管理者に相応しい能力を獲得する。

4) 入学者が理系の学士で、データエンジニアリングの専門家を目指す場合

情報通信技術の知識を生かして、新たな情報の管理・提供法や利用法のためのシステム設計・開発に従事したいと考える理系の学士の場合、特別研究6単位に加え、学府共通科目1単位および基礎科目10単位を履修し、PTL・インターンシップ科目では、ICT化へ対応した情報の新たな提供・利用、教育学習環境をテーマとするPTL、さらにインターンシップを選択し履修する。専門科目については、まず、情報専門職の基盤となる科目、次に図書館の資料とサービスに関する各論、さらに、情報の評価・選別、収集、整理・保存、提供を支える情報通信技術系の科目を選択し履修する。

以上の科目を履修することで、情報ユーザーの視点に立つデータエンジニアリングの専門家として高度情報化社会における図書や文書に関する問題解決に情報通信技術を応用し、理論構築やシステム開発をする人材に相応しい能力を獲得する。

5) 入学者が文系または理系の学士で、ライブラリーサイエンスの研究者となる場合

ライブラリーサイエンスという新領域を開拓したいと考える文系または理系の学士の場合、特別研究6単位に加え、学府共通科目1単位および基礎科目10単位を履修し、PTL・インターンシップ科目ではICT化へ対応した情報の新たな提供・利用、教育学習環境をテーマとするPTLと、資料や情報の総合的な管理・利用をテーマとするPTLを選択し履修する。専門科目については、まず、情報専門職の基盤ならびに新しい学問領域の開拓につながる科目、次に図書館及び記録管理のコンテンツに対応する各論、さらに、情報の解析や組織化、情報抽出等に関する情報科学系の科目や外国語資料を講読する演習科目を選択し履修する。

以上の科目を履修することで、ライブラリーサイエンスの研究者として、図書館情報学・記録管理学、二つの学問領域の共通原理に立って、情報の管理と提供についての新しい研究領域を開拓する人材に相応しい能力を獲得する。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色 (資料7)

専任教員については、本専攻の理念とそれにもとづくカリキュラムを担当するにもっとも相応しい教員が、九州大学独自の学府・研究院制度を活用して、多様な学問分野から 11 名配置されている。図書館情報学や情報科学を専攻する教員に加えて、文献、文書・記録を専門的な立場から研究している教員、そして、法学、学習科学を専攻する教員が専任教員として教育にあたる。特筆すべきは、研究院所属の教員以外に、文書館や記録資料館、情報基盤研究開発センターに所属する教員、さらには図書館職員のキャリアを有する教員が配置されていることである。

専任教員は、修士論文指導のほか、本専攻の中核となる科目群を担当する。「特別研究」はすべての専任教員が修士論文の指導教員として参画するほか、新たな学問領域の開拓を目指す PTL や、実務の現場における実習のインターンシップも、全専任教員が分担で関与している。基礎科目および専門科目のうち、基幹となる科目についてはすべて、当該領域にもっとも造詣が深い専任教員が担当している。たとえば、「情報テキスト論」をはじめとする基盤科目、マネジメント、サービスに関する科目はすべて専任教員が配置されているほか、多数開設される情報系科目においても、「情報組織化論」や「数理統計」等の基礎的な科目には、専任教員が配置されている。

これに加えて、学内外の非常勤講師による授業を設定している。例えば、社会や学界の最先端の動向に関係する「政策論」や個別特殊な性格が強い「資料論」には、当該分野の専門家を学外から招くとともに、情報通信技術の各論や演習には学内のシステム情報科学系、芸術工学系の教員を充てる。また、演習や実習には、大学図書館や文書館など実社会の場を活用し、図書館員等の実務家が積極的に関わることで、より実践的な教育を行うことができる。

教員の年齢構成は、30代から50代後半までバランスよく分布しており、将来的にも安定した専攻運営が担保されている。職階に関しても、教授および准教授が適正数配置されている。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 修了要件

本専攻に2年以上在学し、次項の単位取得要件により40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績をあげたと認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 単位取得の要件

科目と必修単位の設定にあたっては、本専攻の理念の維持とともに、学生の多様な進路の展望への対応を念頭に置く。

修士論文準備指導の「特別研究ⅠⅡ」（2科目6単位）、学府共通科目（1科目1単位）、および専攻全体の基礎教育を行う基礎科目（5科目10単位）を必修とする。特定の課題について、複数の教員と学生がともに関わる PTL、及びインターンシップについては、2科目3単位以上を選択し履修する。

専門科目は、学生の多様な進路の展望に対応する諸科目を配置するので、32科目の中から9科目18単位以上を選択し履修する。

その他、指導教員が教育・研究上有益と認める場合は、自由選択科目として専攻外または他学府の科目から最大2単位まで修了要件として認める。

(3) 履修・教育指導

本専攻の学生は、指導教員の履修指導のもと、履修科目の設定や修士論文作成の準備にあたる。学際的な研究・教育の観点から、副指導教員を選定する。指導教員、副指導教員は、学生のニーズにあった助言等を通じて学生の修学を支える。また、本専攻には一定の社会人学生の入学が想定されるので、下記のような支援を行う。

① 教育・指導時間の工夫：

一部の授業については、6時限目（18：30～20：00）に開講する、あるいは夏季・冬季休業期間などに集中講義として開講するなど、相談の上、勤務時間等に応じた履修にできる限り対応する。

② インターネットを活用した対面授業の補完：

一部の授業については、対面授業の補完として、講義内容を収録したビデオ映像や講義スライドの提供、教員と学生間の質疑応答、レポート課題の通知や回収、研究指導に、九州大学 Web 学習システムや電子メールを利用し、遠隔地や在宅での学習・研究活動を支援する。

③ 長期履修制度の導入：

フルタイムで勤務する社会人学生に対して長期履修制度を活用し、3年間の履修により課程の修了を可能とする。

(4) 学位審査

学位審査に際しては、公平性を保つため、主副指導教員に加え、専攻内外から複数の教員を加えるものとする。最終試験は、論文審査、および公開で行われる論文公聴会からなるものとし、提出された論文は、タイトル及び概要をウェブ等で公開

するとともに、学会誌等での公表を促す。
入学から修了までのスケジュールを資料 8 に示す。

6. 施設・設備等の整備計画

(1) 施設の整備

本学府は、伊都地区に本部を、箱崎地区に支部を置いているが、九州大学の施設整備計画により箱崎地区支部が伊都地区へ移転するまでの間、本専攻は箱崎地区に開設する。

本専攻が使用する施設は以下のとおりである。本学府の箱崎地区支部が置かれる旧工学 5 号館に加え、本専攻の理念の一つである実践型教育を実現するために、本学中央図書館内に演習室及び専用の院生閲覧室を設ける。

使用施設	設置場所
講義室 2 室 (5 8 m ²)	旧工学部 5 号館 4 階
教員研究室 1 1 室 (2 6 9 m ²)	旧工学部 5 号館 4 階等
教員控室 1 室 (3 4 m ²)	旧工学部 5 号館 4 階
院生研究室 1 室 (7 9 m ²)	旧工学部 5 号館 4 階
院生ゼミ室 1 室 (2 1 m ²)	旧工学部 5 号館 4 階
専攻事務室 1 室 (2 1 m ²)	旧工学部 5 号館 4 階
会議室 1 室 (2 4 m ²)	旧工学部 5 号館 4 階
演習室 1 室 (3 2 m ²)	中央図書館 3 階
院生閲覧室 1 室 (2 5 m ²)	中央図書館 3 階
計 2 0 室 (5 8 9 m ²)	

(2) 設備の整備

講義、演習のため、講義室、院生ゼミ室、図書閲覧室、演習室を使用する。講義室には、机・椅子のほか、プロジェクタ、スクリーンを設置する。院生ゼミ室には、ゼミや PTL など様々な学習・研究形態に対応するため、可動式の机・椅子のほか、スクリーン兼用のホワイトボード等を設置する。

また、いつでも学習に専念できるよう、院生研究室には、各人専用の棚付きのデスクと椅子、収納ワゴン等の什器類を設置する。(資料 9 : 院生研究室の見取り図)

また、個人の持ち込みパソコンを容易かつ安全にネットワークに接続して学習できるよう、院生研究室、ゼミ室及び講義室には、無線 LAN を整備する。

7. 既存学部（修士課程）との関係（資料 10）

(1) 既存の研究組織等との連携

これまで述べてきたような設置の目的と理念を実現するためには、関連する既存の学部・研究院等との連携が必須である。本専攻では、九州大学独自の学府・研究院制度を活かし、柱となる図書館情報学、記録管理学の両領域、及びその基盤をなす情報科学、法制、学習科学の各領域において、関連する研究院はもとより、文書館や記録資料館、情報基盤研究開発センター等と密接な連携を図り、目指す教育に相応しい教員を配置している。

(2) 学生の受け入れ

本専攻のような学際的な大学院と基礎となる学部との対応関係は、従来の枠組みではとらえられない可能性を有しており、本学の様々な学部の卒業生を広く受け入れるだけでなく、修士課程修了者の受け入れも想定している。他大学については、福岡をはじめとする近隣の諸県の大学、さらには専攻の特殊性から全国の諸大学出身者を想定している。

(3) 大学院共通教育への協力

九州大学の大学院共通教育制度に基づき、本専攻に開講する科目を大学院共通科目として積極的に提供する。

8. 入学者選抜の概要

(1) 学生定員

入学定員10名、収容定員20名

1 (4) で述べた需要予測により、毎年の入学希望者が20～30名程度見込めること、専任教員によるきめ細やかな修学指導及び充実した教育実施環境を保障することなどから総合的に判断し、入学定員は10名に設定した。

(2) アドミッションポリシー

次のような資質と問題意識を持つ人材を対象として、入学者選抜を行う。

- 1) 専攻の専門に関わる諸問題を学際的に解決し、社会に成果を還元したいという意欲を有していること。
- 2) 社会において、先導的役割を果たし、求められる責任を果たす意欲を有していること。
- 3) 柔軟な発想力、基本的なコミュニケーション能力、幅広い教養を有していること。
- 4) 社会人にあつては、職場での経験、問題意識を大学において理論的に深化、体系化させたいという意欲を有していること。

(3) 選抜方法

入学者の選抜は、「九州大学大学院統合新領域学府規則」第2条に定める修士課程の入学資格を有するものを対象に、経験、問題意識、思考力、将来計画等を総合的に評価して行う。そのため、過去の業績・実績、入学後の研究計画、卒業後の進路計画からなる出願書類審査と、口頭試問、及び小論文審査を行う。

本専攻には、多様な学部の卒業者の応募が予期される。分野間の公平性・透明性を担保するために、アドミッションポリシーに挙げた観点にもとづき、以下の方法で選抜する。

- 出願書類審査：3名の専任教員が独立して審査し評価する。
- 口頭試問：出願書類にもとづき、3名の専任教員による口頭試問を行い評価する。
- 小論文審査：思考力と論述能力を評価するための評価表と評価基準を専任教員全員で事前に作成し、2名の専任教員がテーマを出題し評価する。

以上の評点の集計結果にもとづいて、専任教員全員による入学者選抜会議を実施する。

9. 管理運営

- (1) 九州大学教授会通則に基づき、学府長等の選考、学府の授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事及び学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事等、学府の管理運営に係る重要な事項については、学府の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師で構成する学府教授会（原則毎月1回開催）において審議を行う。
- (2) 専攻の管理運営に関する重要事項については、学府長及び専攻の教育研究を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する専攻運営会議（原則毎月1回開催）において審議を行う。

10. 自己点検・評価

本専攻の自己点検・評価については、本学府に設置された自己点検・評価委員会において実施する。また、自己点検・評価委員会の点検・評価結果については、本学府に設置された外部評価委員会において、外部者による点検を行う。

(1) 委員会の構成

自己点検・評価委員会の委員は、本学府の専任教員をもって構成する。外部・評価委員会の委員は、他大学の教員、外部有識者をもって構成する。

(2) 実施方法

自己点検・評価に関し、資料の収集・整理および点検、評価を自己点検・評価委員会が実施し、その結果については外部評価委員会の検証を受ける。これらの検証を踏まえ、改善方法の策定を行い、取り組みを行う。

自己点検・評価の実施状況、実施内容はホームページやパンフレット等により公表する。

(3) 点検・評価の活用

自己点検・評価結果、外部評価結果を本専攻の研究と運営に反映させる。

(4) 自己点検・評価項目

本学府の点検・評価項目は、①入学者の選抜、②教育内容、③教育の達成状況、④研究内容、⑤管理運営状況である。

1 1. 情報の提供

本専攻の情報については、本学府のホームページやプレス発表、九州大学の各種パンフレットを通じて積極的に提供する。情報提供内容は次のとおりである。

- (1) 専攻の概要（理念・目的）
- (2) 入試関連情報
- (3) 授業方法、授業内容情報
- (4) 教員組織、各教員情報
- (5) 修了者の進路情報
- (6) 自己点検・評価情報
- (7) 管理・運営体制情報
- (8) その他

1 2. 教員の資質の維持向上の方策

本専攻では、以下のように各教員の資質の向上を図るとともに、授業内容の評価を行い改善に結びつける。

(1)全学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会等による教育改善

本学における全学的な組織である「全学FD委員会」を活用し、学生の授業評価及び外部評価を踏まえながら授業内容、教材の開発と教育スキルの向上を図る。また、本専攻においては、教育の質の向上を図るため、専攻運営会議で諸課題への対応策を協議するとともに、教員と学生との合同懇談会（ラウンドテーブル）を開催し、学生の意見や要望等を教育研究活動に反映していく体制を構築している。

(2)産業界及び社会情勢の実情把握とFD

定期的なアンケート、面談を通じて産業界及び社会情勢の変化を適切に把握し、学際的に取り組むべき課題について検討し、授業内容の見直しを図る。

(3)教員の業績評価

本学では、各教員が自己評価を通じて教育研究活動の現状を自ら把握し、改善向上の手掛かりにすることなどを目的として、定期的な業績評価を行っている。具体的には、各教員が「教育」、「研究」、「国際交流」、「社会連携」、「管理運営」の5分野の活動状況を自己評価し、その結果について、部局長等が3年ごとに評価を行うものである。

る。

1 3. 開設の時期

平成23年4月1日

1) 情報の管理・提供の意義

- 情報の収集・活用により創造された知→記録され、継承・利用される→**新たな知の創造** =「**知の創造・継承活動**」
- 情報の管理と提供を行うことで、「**知の創造・継承活動**」を支える「場」の重要性

2) 現代社会における情報の管理・提供に関する課題

- ユーザーが必要とする情報と提供できる情報の**ずれ**
 - ∵従来の分類・整理法に基づく管理・提供の限界
 - ∵サブジェクトライブラリアンの整備の遅れ
- ユーザーの要求:「**必要な情報を効率的に**」、「**いつでもどこでも**」
- Web上の**大量かつ流動的な情報**に対する高度な情報提供法への期待
- 電子媒体の文書に関する**法律等の制度上の課題**

↓
ユーザーにとって意義ある情報の管理・提供の実現と
それを担う人材の養成

3) 本学に開設する意義

- 知の創造を重要な国力とする我が国にとり急務の課題
- 本学独自の**学府・研究院制度**を活用した**統合新領域学府**へ配置
- 人材養成、学問領域の開拓の場として図書館、付設記録資料館、大学文書館を利用
 - 100年にわたり蓄積した知的財産を有し、高度なサービス機能や電子リソースの整備、学びの場の提供で全国をリード

本専攻の開設に最も相応しい大学

平成21年度設置

大学院 統合新領域学府

学府のコンセプト

出口(ユーザーの視点)から
科学を再構築する。



オートモーティブサイエンス専攻



ユーザー感性学専攻

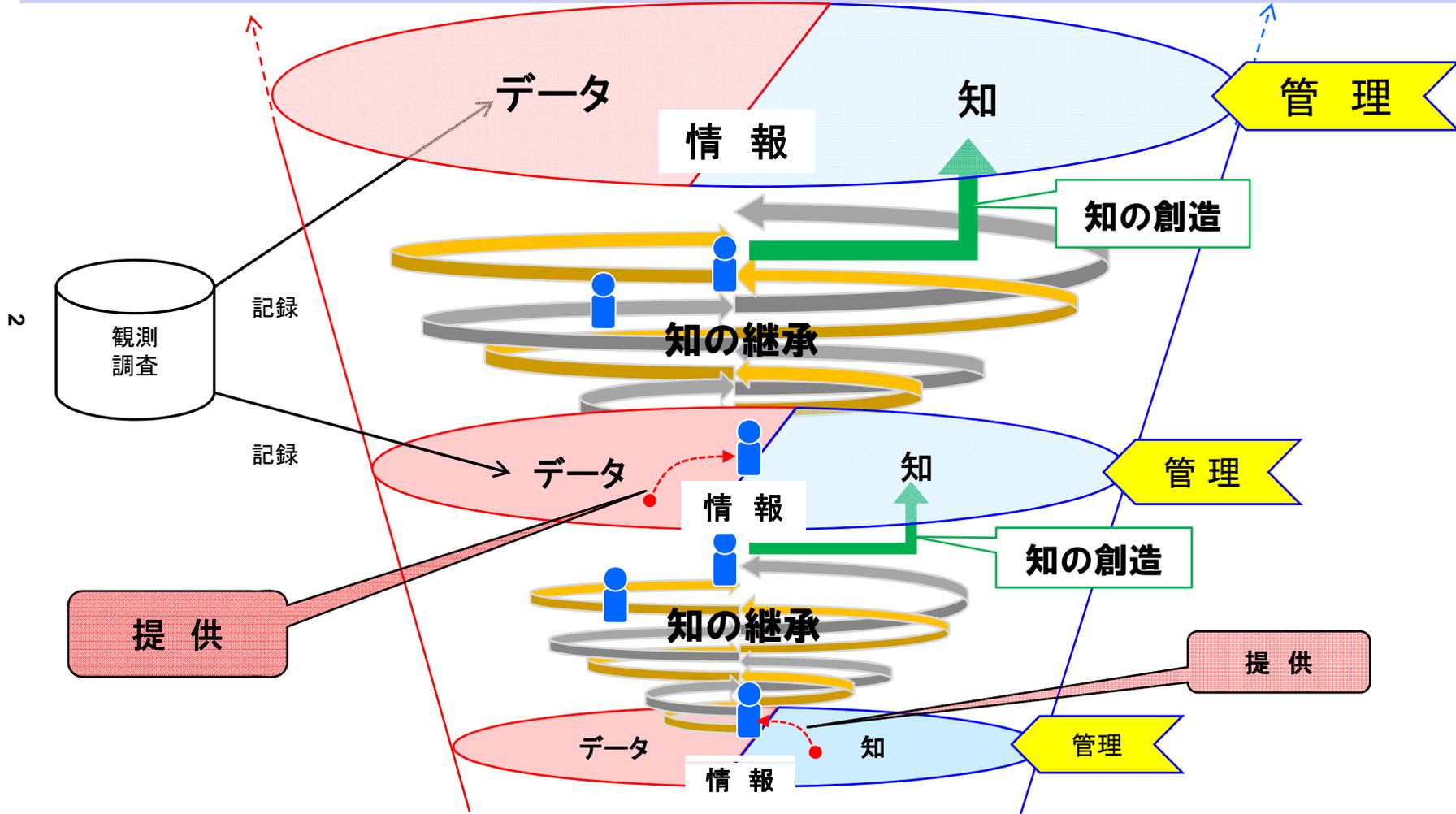
ライブラリーサイエンス専攻

- 修士課程(23年4月)
- 博士後期課程(25年4月)

「ライブラリーサイエンス」とは

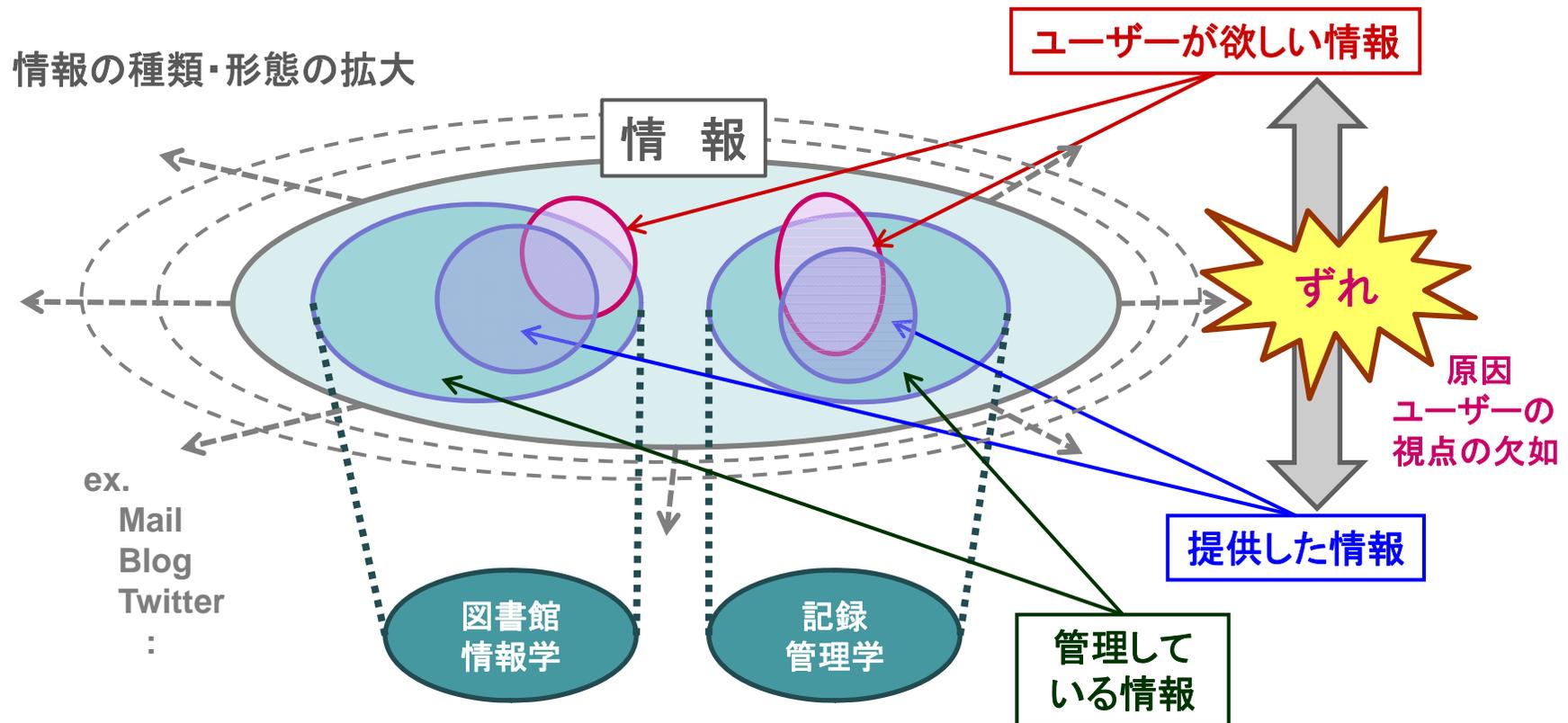
資料1-a

■ **ライブラリー**: ユーザーの視点に立った、情報の管理と提供を行うことで、知の創造・継承活動を支える「場」(管理・提供される情報、および知的活動を支える機能を含む)
※現在、「Library」は図書館に限定されて使用される言葉ではない



■ **ライブラリーサイエンス**: ライブラリーを科学する新しい学問領域

■ 現代社会における情報の管理・提供に関する課題 資料1-b



3

【課題】

- (a)ユーザーにとって意義ある情報の管理・提供法の確立
- (b)それを支える情報科学的な理論や技術の開発
- (c)法律等の制度上適切な情報の管理・提供の運用と制度上の課題の把握
- (d)ユーザーにとって意義ある情報の管理・提供のための情報システムを設計・開発する人材の養成
- (e)情報システムを活用し、ユーザーにとって意義ある情報の管理・提供を行う人材の養成

100年にわたり蓄積された豊富なコンテンツ

- 蔵書:約402万冊, アクセス可能な電子ジャーナル:約48000タイトル(いずれも国内トップレベル)

サービスの高度化・学術情報基盤整備で常に国内をリード

□ 新しいサービス・新技術の活用を全国に先駆けて実現

- RFIDタグの利用(H15):ICタグを利用した図書館システムを企業と共同開発(大学図書館初)
- 自動書庫の導入(H16):国立大学初
- きゅうとLinQ :全国に先駆けてリンクリゾルバを導入. GoogleScholarとの連携は国内初.
各種DBのリンクリゾルバ対応についての技術支援を行い, リンクサービスの国内への普及に貢献
- eリソース活用のトータルサポートの実現
:上記等のサービスを有機的に結び付け, 文献の検索から入手, 管理, 論文執筆, 公開までをWeb上でトータルにサポート

□ 機関リポジトリで高い評価

- コンテンツの充実とともに機能の高度化, そのための人材育成を先導的に行う.
- リッチコンテンツ数が高く評価され, 世界の機関リポジトリランキング(スペイン高等科学研究院による)で上位にランクイン(H21.1:国内1位, 世界37位)

□ 新しい学びの場を創造

- 嚶鳴天空広場Q-Commonsの設置(H21) :講義棟内に図書館機能を備えた学習・交流スペースの設置.
全国的なモデルケースとして注目される

図書館機能高度化のための強力な推進体制

- 附属図書館研究開発室を設置(H.8) :専任教員及び学内外の多様な分野の教員で組織, 職員も各自の事項に参加
- 情報基盤研究開発センターとの連携 :センター職員を図書館内に配置, インフラの整備やシステム連携・開発で協力
- eリソースサービス室の設置(H.21) :電子リソースを統括的に扱う組織の設置は, 国立大学初

付設記録資料館の設置

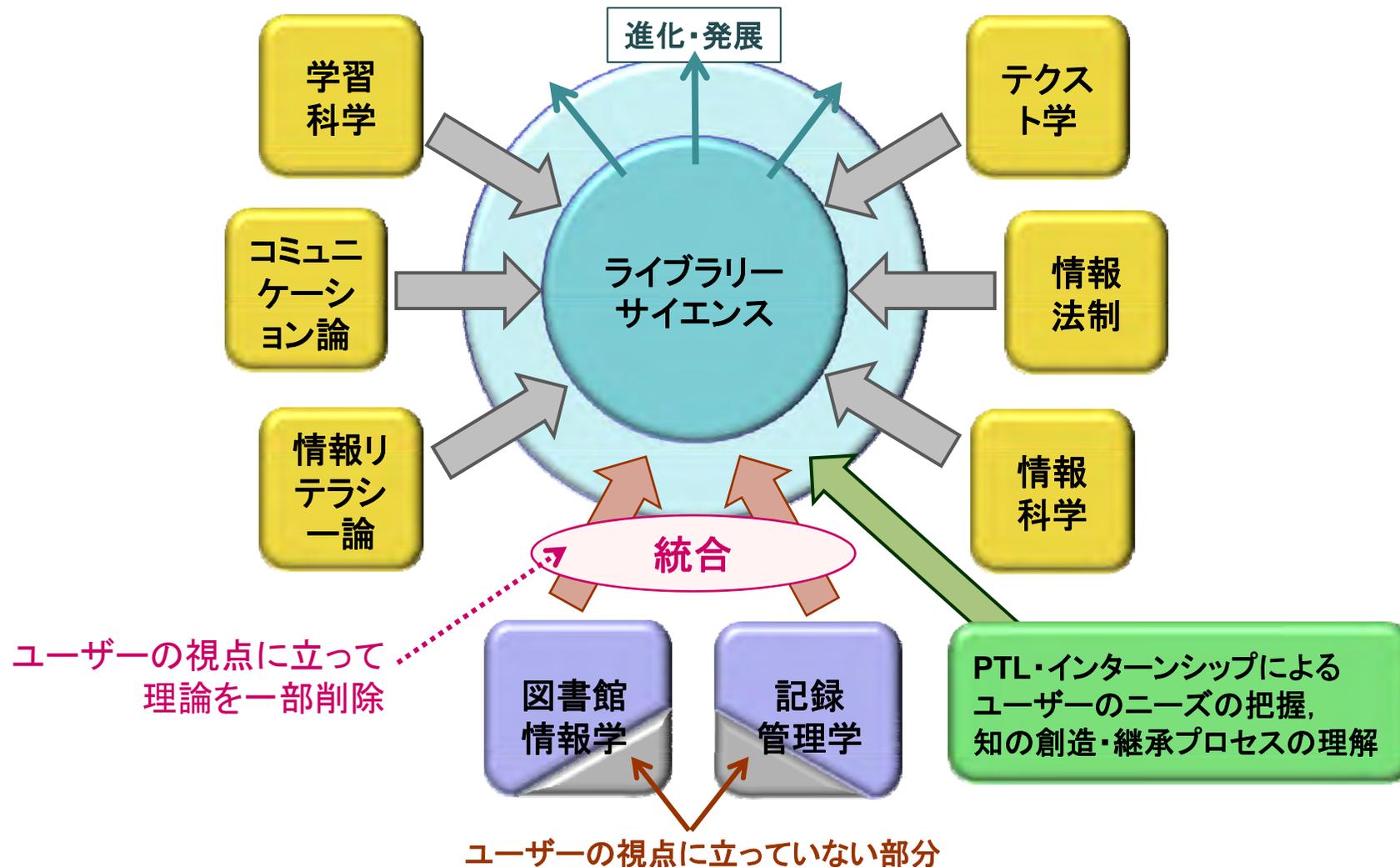
- 近代産業コレクション, 地域史料などの特色ある史資料を系統的に収集してきた既存の組織を統合し, 附属図書館に付設。大学附属図書館の付設組織としては, 国内唯一の存在

■ 教育研究上の理念と目的

資料2

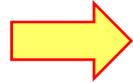
理念: ユーザーにとって真に意義ある情報の管理・提供の実現

目的: そのための人材の養成(教育)とライブラリーサイエンスの探求(研究)



文系と理系の枠を超えて社会の変化に対応できる人材の育成を目指す

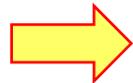
記録管理の専門家



国および地方公共団体等における公文書管理、
ならびに民間企業(電力会社・製薬会社等)における
記録管理の専門家
＜アーキビスト、レコードマネジャー等＞



情報専門職



主題に関する専門知識を有し、情報を管理・提供
する専門職
＜サブジェクトライブラリアン等＞



情報管理・提供組織の
管理者



情報を管理・提供する組織における、問題解決、
戦略立案および指導を行う管理者



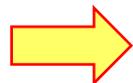
情報通信技術専門家



情報ユーザーの要求に対し、情報通信技術を
応用し、理論構築やシステムを開発する専門家
＜データエンジニア等＞



研究者

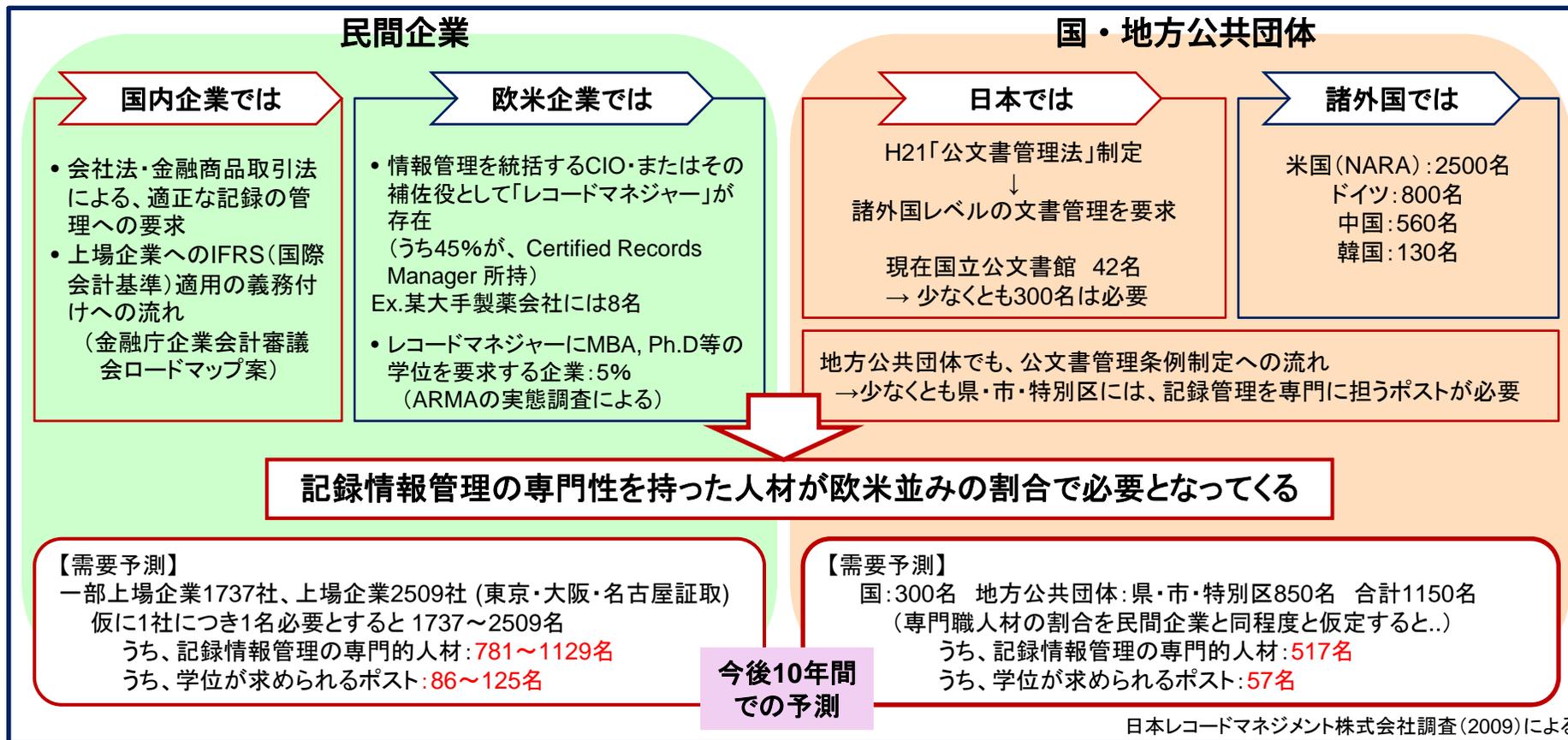


「ライブラリーサイエンス」という新しい学問領域
を進化、発展させる研究者

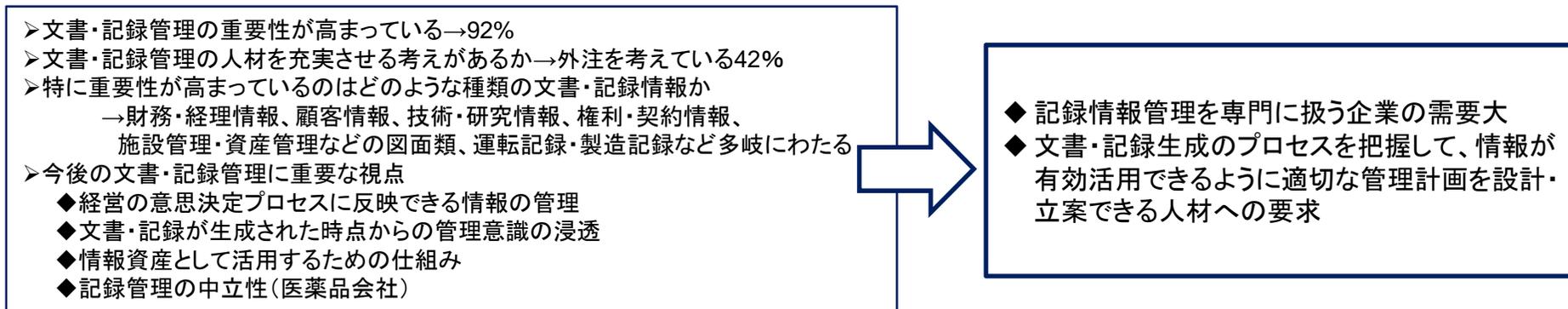


記録情報管理に対し高まるニーズ

資料4-a



日本の大手企業33社にアンケートを実施→14社が回答(電力、鉄鋼、医薬品、通信、空輸、サービス業、商社等)



大学図書館が求める人材と採用ニーズ(1)

資料4-b

【アンケート実施概要】

調査対象:
全国の国立大学図書館、
九州地区私立大学図書館
管理者・人事担当者

調査期間:
平成22年8月16-25日

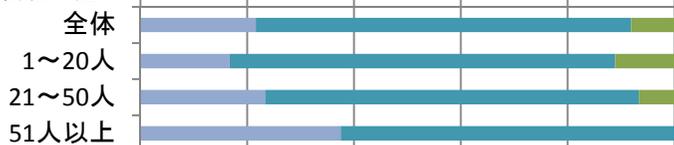
調査方法:
メールにより依頼、
Webアンケートシステム
による回答

回収結果:
依頼158館に対し回答75館
(回答率47.5%)

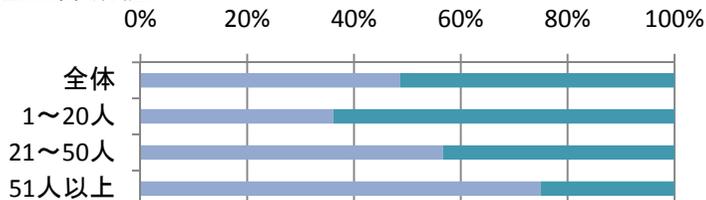
求められる能力・知識の必要度

■ とも必要 0% 20% 40% 60% 80% 100%
■ 必要
■ あまり必要でない
■ 不要

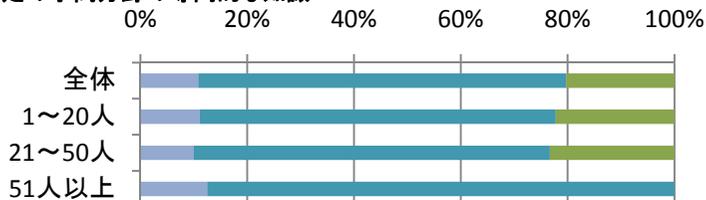
(1) 経営管理能力



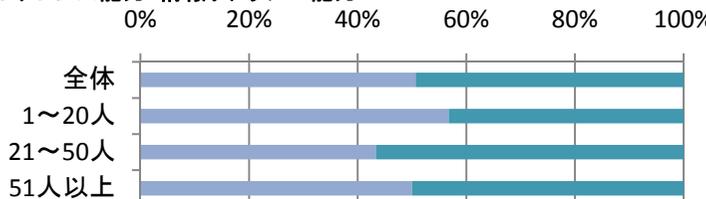
(2) 企画立案実行能力



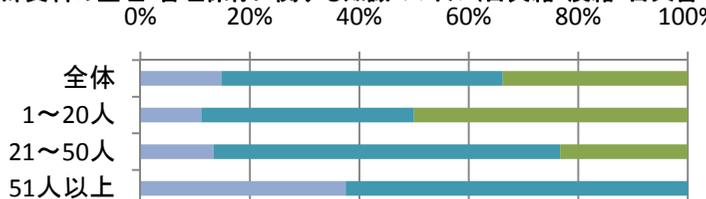
(3) 特定の学問分野の専門的な知識



(4) レファレンス能力・情報リテラシー能力



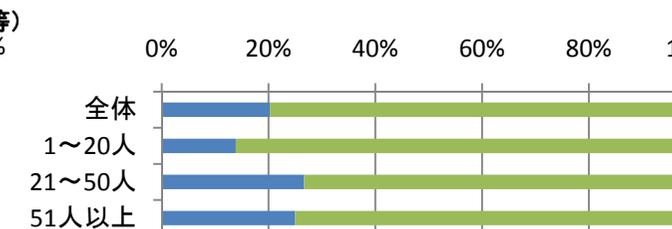
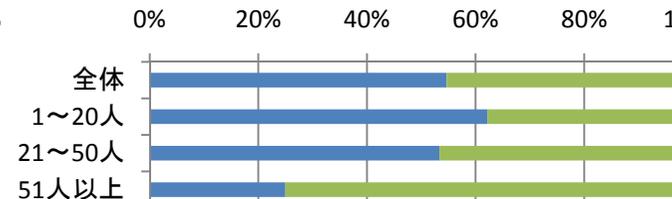
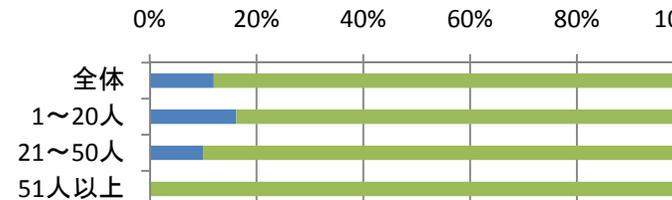
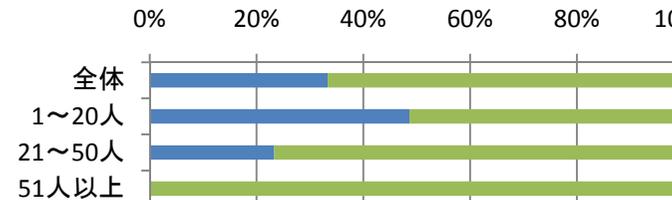
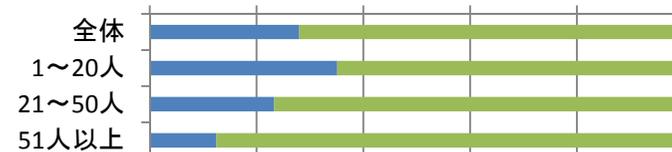
(5) 特殊資料の整理・管理保存に関する知識・スキル(古典籍・漢籍・古文書等)



求められる能力・知識とその充足度

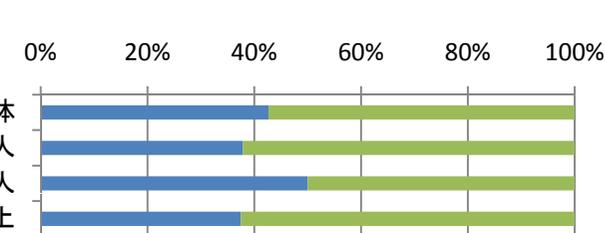
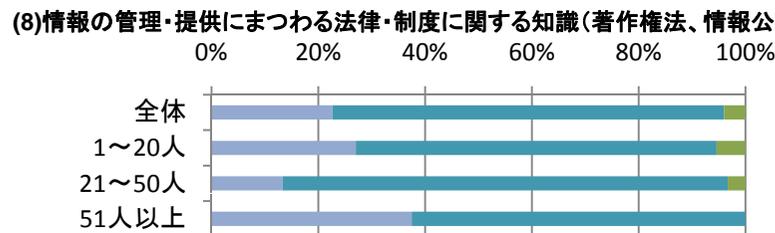
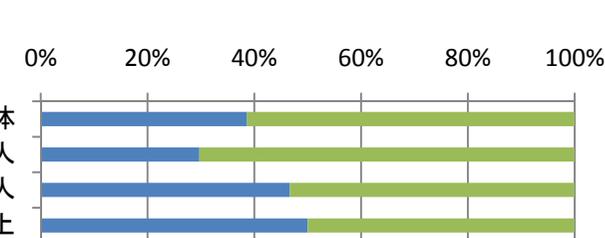
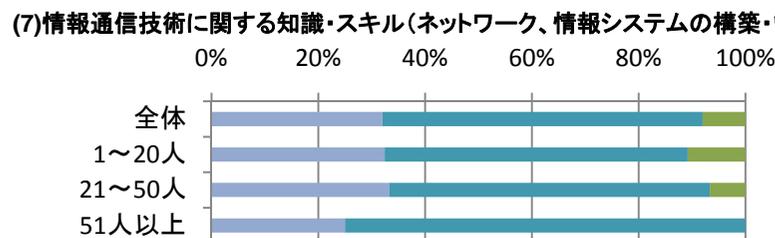
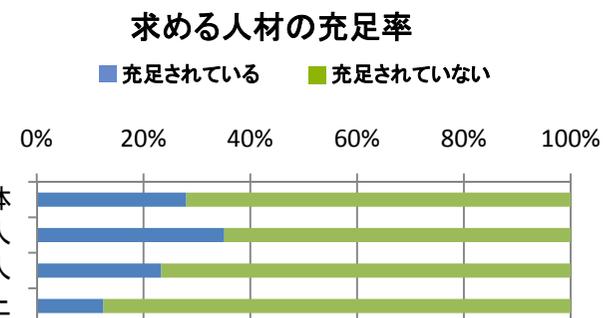
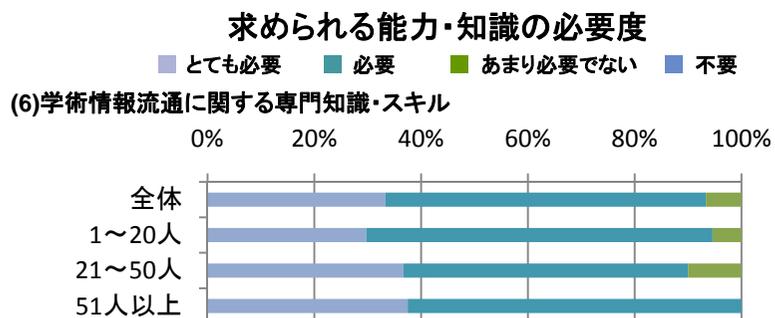
■ 充足されている 0% 20% 40% 60% 80% 100%
■ 充足されていない

求める人材の充足率



大学図書館が求める人材と採用ニーズ(2)

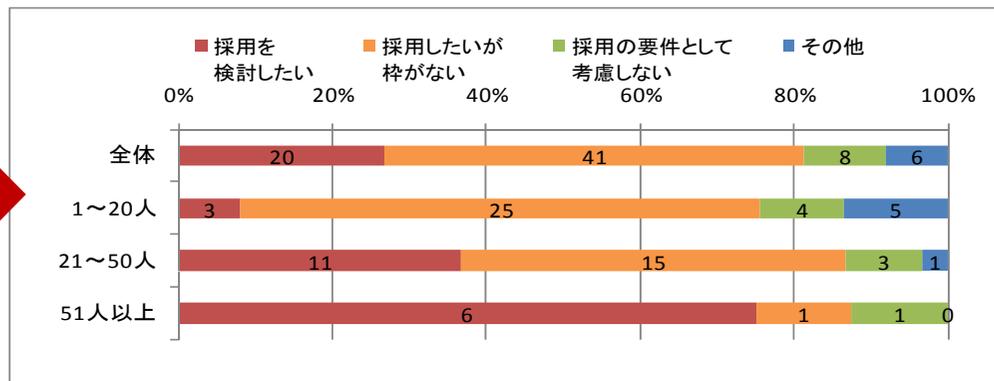
資料4-b



ω

本専攻で養成する人材への採用ニーズ

ライブラリーサイエンス専攻で養成する
 「研究者、学生、一般等に対して、専門的な助言・指導を行える人材、いわゆるサブジェクトライブラリアン」
 「情報提供機関における経営・管理者候補として、既存サービス等を評価・分析し新たなサービス等を企画・立案、施行できる人材」
 等を採用したいと思うか？



情報サービス産業界が求める人材と採用ニーズ(1)

資料4-c

【アンケート実施概要】

調査対象: 学術出版社、情報提供サービス業、代理店、アウトソーシング業、図書館システムベンダー等の管理者・採用担当者等

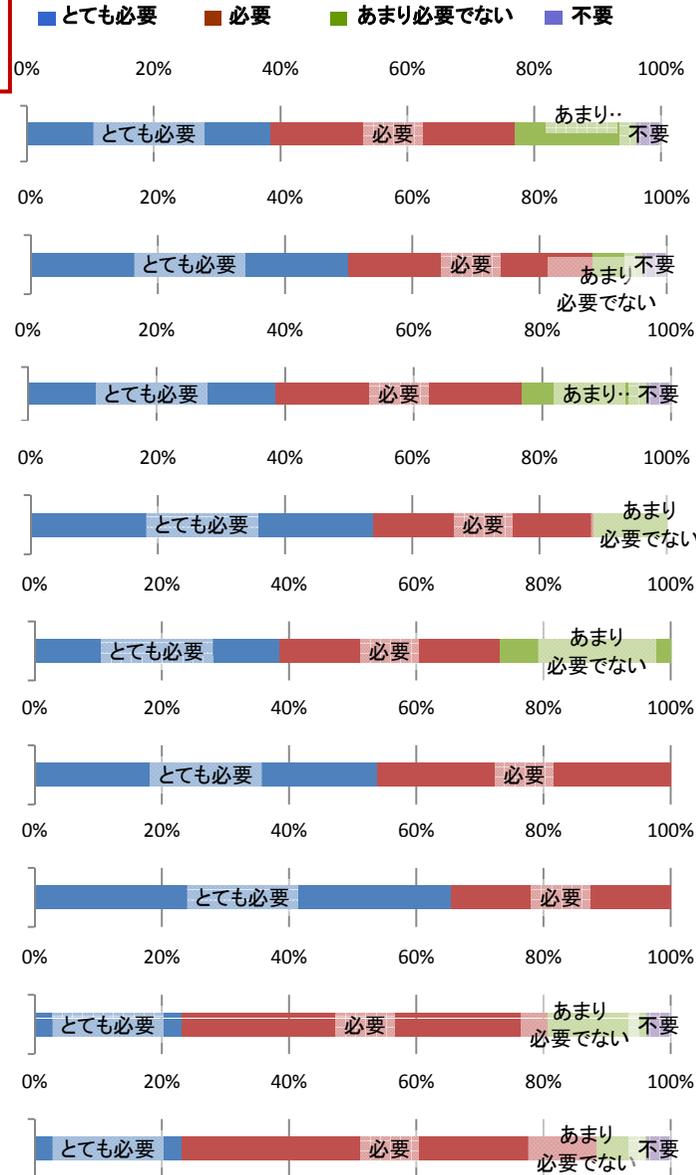
調査期間: 平成22年8月16-25日

調査方法: メールにより依頼、Webアンケートシステムによる回答

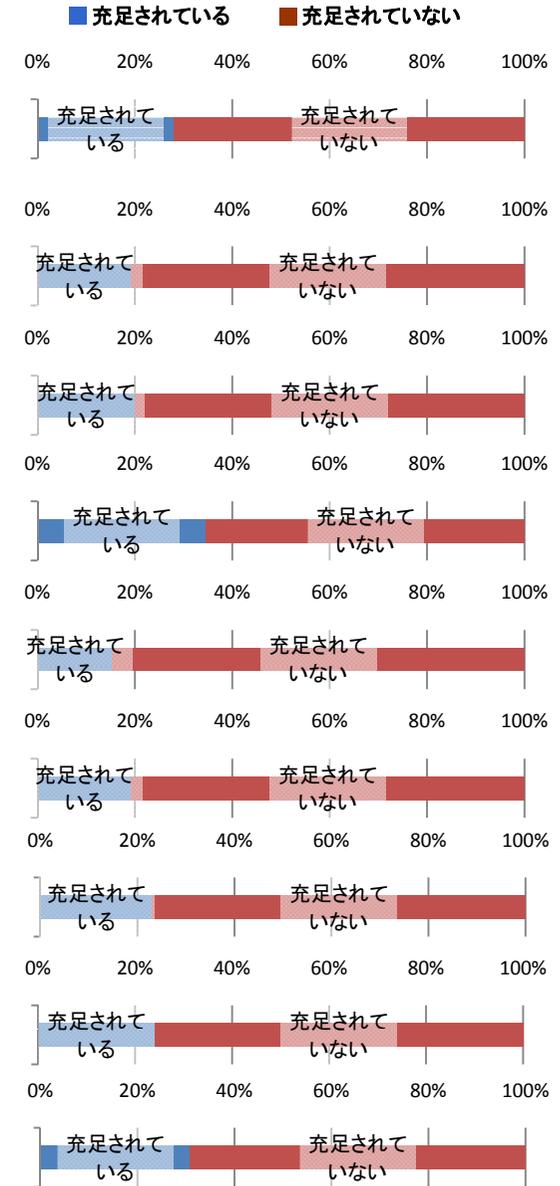
回収結果: 依頼32社に対し回答26社(回答率81.3%)

■求められる能力・知識とその充足度

求められる能力・知識の必要度



求める人材の充足率



■ 前述の知識・能力以外で、必要とされる知識・能力(抜粋)

- ・ エンド・ユーザばかりでなく、教育・研究戦略立案のいろいろなレベルでの意思決定者の潜在的または新しいニーズを発掘、把握、分析する能力
- ・ インフォメーションコーディネイター、すなわち情報の取得(リテイン)、配信(デリバリ)、情報の発信(プロモーション)と分析(アナリスト)、および利用者・経営者の間に立って全体をコーディネートする人材。
- ・ ITの(未顕在の)先端知識に基づき、学術情報流通モデル開発に統合させていくスキル
- ・ 企画されたモデル、プランを、具体的に実現させる能力
- ・ サイエンスバックグラウンドを持つ人材
- ・ 利用者の要求を発掘できる力(コミュニケーション能力、質問力?)
- ・ 幅広い情報収集から新たな知見をまとめ整理し、更なる知見を生み出すスキル
- ・ 法制面、契約などの法律知識
- ・ 情報・知識の将来を根拠に基づきつつ予測する能力、同時に固定観念にとらわれず大胆に発想できる能力

■ 本専攻に寄せられた期待

ライブラリアンという概念は既に古く、情報戦略の担い手(インフォメーションスペシャリスト)として設計する時代にあると思います。図書館は情報を購入・整理保存する場だけでなく、「必要な情報」の「効率的な収集」と必要分野における「効果的な活用」を設計し、加えて「情報発信と分析・評価」まで全体を含む情報専門家を持つことで初めて価値が認められ(=ポストの創出が可能となり)、評価される(=パーマナントポジションとしてキャリアパスが開ける)時代です。情報のマーケティングを行う専門コーディネイターです。(中略)旧来のライブラリアンにコンピューター知識を加えるアプローチではなく、国際社会・日本社会に急速に進む情報のグローバルゼーションの中での「日本の研究活動を支える情報設計」を可能とする学問と人材育成を期待しています。

上記で挙げていただいた能力を有する人材であれば、恐らく企業の営業部門、マーケティング部門でも優秀な人材として迎えられますでしょう。

(前略)利用者やユーザーが何を期待しているかを把握できるコミュニケーション能力を持った人が必要ですが、なかなか思うようには見つかりません。こういった能力の開発も期待したいと思います。弊社では企業の図書館や情報部門全体の運営を業務委託で請け負ったり、これらの部署に社員の短期派遣を行っています。(中略)今後は企業内での情報部門運営の業務委託化はさらに進むと思われます。このようなニーズがあることもご考慮されると良いのではないかと思います。

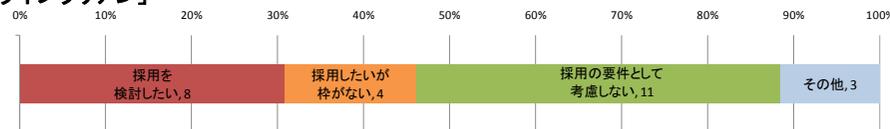
最近の学術会議の提言にもあったとおり、このような専門教育の高等機関は日本にとって極めて重要になってくると思う一方、弊社のような事業をさせていただいている企業にとっては、人材確保、あるいは人材教育・訓練の観点から大変興味深いプロジェクトです

これまで、図書館情報学の研究分野として企業における情報サービスについてはあまり開拓されてきておりませんが、今後はそのような分野へも広がっていくことを期待します。

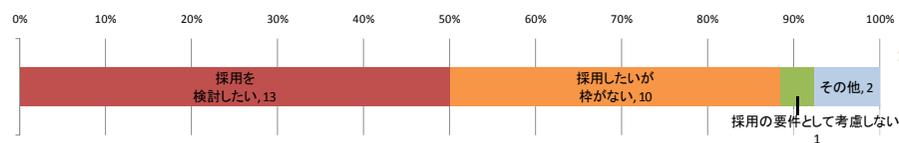
首都圏以外でこのような図書館学関連の専門コースが開設されることは大変意義のあることで、図書館界で期待される人材育成に大いに貢献すると思う。

■ 本専攻で養成する人材への採用ニーズ

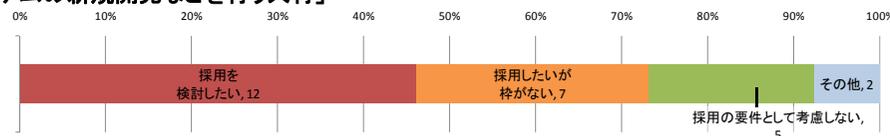
a. 「研究者、学生、一般等に対して、専門的な助言・指導を行える人材、いわゆるサブジェクトライブラリアン」



b. 「既存サービス等を評価・分析し新たなサービス等を企画・立案、施行できる人材」



c. 「情報ユーザーの視点に立って、新たな情報の管理・提供・利用に関する理論構築やシステムの新規開発などを行う人材」



入学希望者の見通し

資料4-d

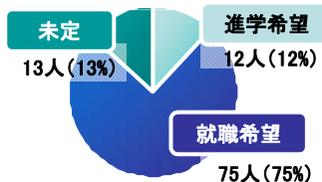
学士

- 学部学生を対象としたアンケート調査を実施（九州大学）
（一番関心が高いと思われる文学部と対象とした）

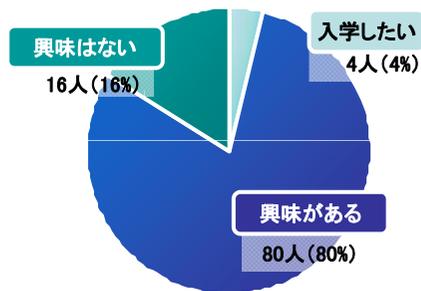
2010.3 別府大学文学部に所属する学部3年生
（対象者101名；回答者19名）

2010.5 九州大学文学部2～4年生対象
（対象者450名；回答者81名）

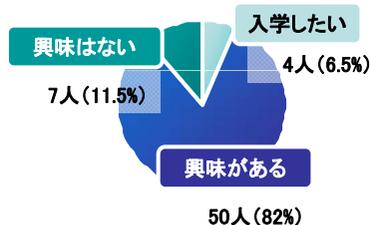
◎卒業後の進路について



◎ライブラリーサイエンスに入学してみたいと思うか？



• 3年生 (61名) で見ると



【需要予測】

例えば...

福岡県内の大規模大学(九州大学・福岡大学・西南学院大学・久留米大学)のうち、人文科学系の学生に限定した場合でも、1学年の学生数1403名で、今回のアンケートでの「入学したい:4%」を割り当てると、**56名**となる

社会人

- 図書館職員対象のアンケート調査を実施(2010.3 九州大学)

調査対象: 福岡県佐賀県地区大学図書館、福岡県地区公共図書館、九州地区専門図書館に所属する図書館職員

回答者数: 対象者692名中81名(回収率11%)

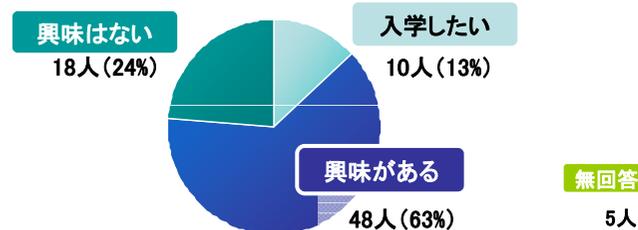
• 図書館職員として身につけたい知識・技術	
• レファレンス能力	13
• 組織のマネージメント/経営/評価	12
⋮	

• 図書館に必要な人材	
• 専門分野の知識を備えた人材	11
• 幅広い知識・広い視野を持った人材	8
• 企画立案力を持った人材	5
⋮	

上記の知識・技術の修得の場があるか → ない:77%

**必要とされる知識・技術の修得の場がない
必要とされる人材が育成されていない**

◎ライブラリーサイエンスに入学してみたいと思うか？



入学希望者は十分に見込める

■ 教育課程の編成の考え方及び特色

資料5

科目名:配当年次			単位数			授業形態		
			必修	選必	自由	講義	演習	実習
学府共通 科目	科学の統合方法論	1前	1			●		
	小計(1科目)							
特別 研究	特別研究Ⅰ	1通	2			●		
	特別研究Ⅱ	2通	4			●		
	小計(2科目)							
基礎 科目	情報マネジメント論	1前	2		●			
	情報システム論	1前	2		●			
	情報サービス論	1前	2		●			
	情報法制論	1後	2		●			
	学習科学	1前	2		●			
	小計(5科目)							
インター ンシップ	ライブラリサイエンス PTLⅠ	1後		2		●		
	ライブラリサイエンス PTLⅡ	2前		2		●		
	インターンシップ	1前・後・ 2前		1			●	
	小計(3科目)							

学府共通科目・
特別研究・
基礎科目・
PTL・インターンシップ

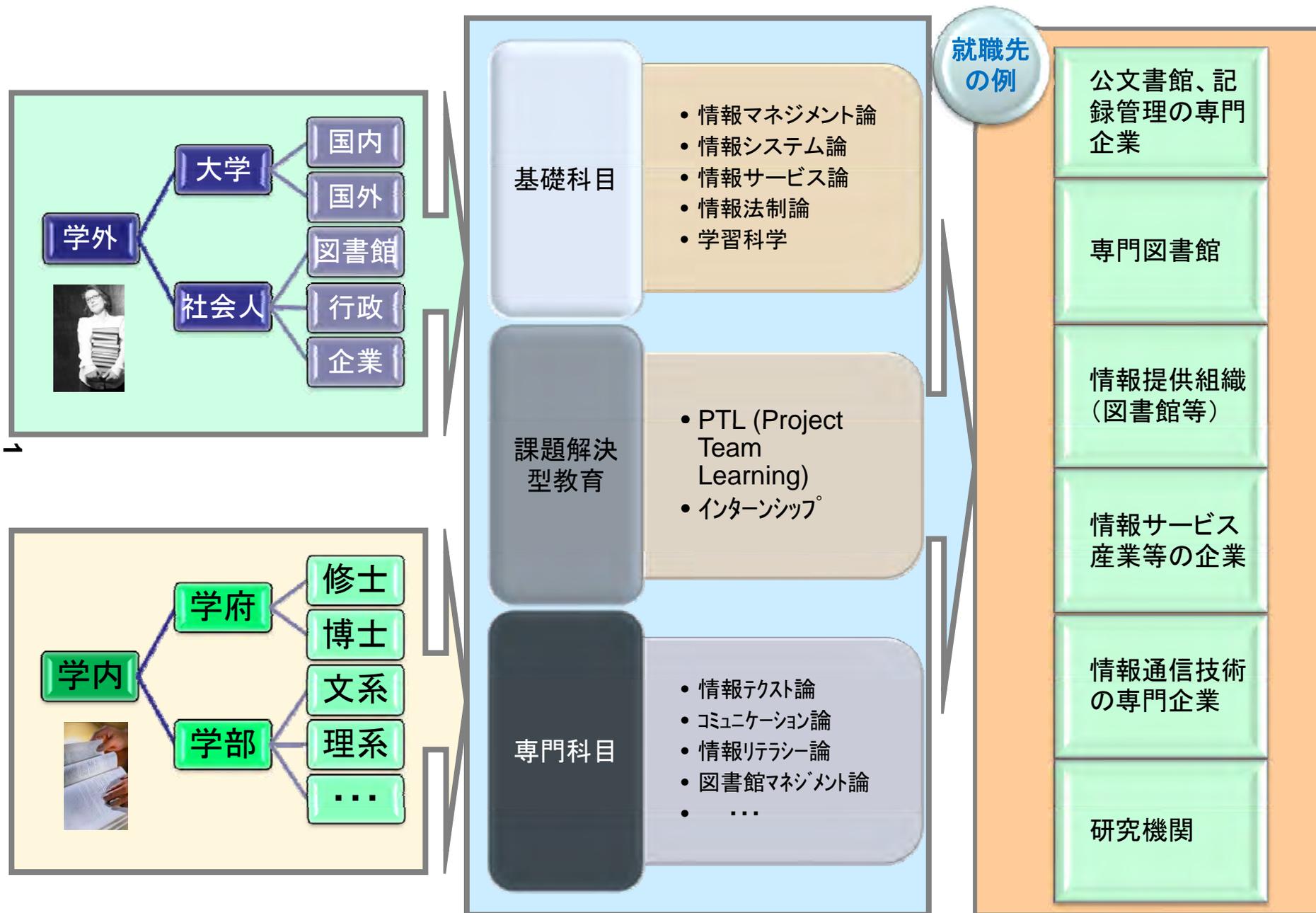
専門科目

修了に必要な 単位数	科目区分	必修	選択
40単位	学府共通科目	1	
	特別研究	6	
	基礎科目	10	
	PTL インターンシップ		3以上
	専門科目		18以上
	修士論文		

自由選択科目
(履修指導)

- 人文科学府
- 比較社会文化学府
- 法学府
- システム情報科学府
- …

科目名科目名:配当年次		単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	
専門 科目	情報テキスト論	1前	2		●		
	情報リテラシー論	1後	2		●		
	インターネットの情報法制	2前	2		●		
	コミュニケーション論	1前	2		●		
	図書館マネジメント論	1前	2		●		
	図書館政策論	1前	2		●		
	レファレンスサービス論	1後	2		●		
	ライブラリー資料論	1後	2		●		
	ライブラリー特殊資料論	1後	2		●		
	文書記録マネジメント論	1後	2		●		
	文書記録管理政策論	1前	2		●		
	文書記録活動論	2前	2		●		
	文書記録資料論	1前	2		●		
	文書記録特殊資料論	1後	2		●		
	情報評価分析論	1前	2		●		
	情報組織化論	1後	2		●		
	自然言語解析	1後	2		●		
	情報リテラシー演習	1後	2			●	
	コミュニケーション演習	1前	2			●	
	ライブラリー特殊資料演習	2前	2			●	
	文書記録特殊資料演習	2前	2			●	
	構造化文書運用演習	1前	2			●	
	: :	:	:			:	
	小計(32科目)						



ライブラリーサイエンス専攻(修士課程) の履修モデル

■履修モデル1

【文系・理系の学生⇒記録管理の専門家(アーキビスト、レコードマネジャー)】

入学者

ライブラリーサイエンス専攻

修了者

記録管理学に関する知識を深め、国や地方公共団体または民間会社で記録管理に携わる仕事がしたい

文系
理系

【学府共通科目(1単位)】

- 科学の統合方法論(1)

【特別研究(6単位)】

- 特別研究Ⅰ(2)
- 特別研究Ⅱ(4)

【基礎科目(10単位)】

- 情報マネジメント論(2)
- 情報システム論(2)
- 情報サービス論(2)
- 情報法制論(2)
- 学習科学(2)

【PTL・インターンシップ(3単位)】

- PTLⅡ(2)
資料や情報の総合的な管理・利用
- インターンシップ(1)

【修士論文】

【養成される知識と能力】

- 情報価値を評価・選別し、利用価値の高い情報を収集し、機能的に整理・保存する能力
- 情報システムを活用し、ユーザの要求に応じて、情報を提供できる能力
- 資料(データ)生成のプロセス等を把握することにより、情報を求めるユーザーをガイドできる能力
- ユーザーの視点に立った情報の検索や発信のための技術、情報システムを管理するための知識と能力、社会状況の変化に応じて整備・改定される法律に関する知識とその運用能力

【専門科目(22単位)】

- 情報リテラシー論(2)
- 文書記録マネジメント論(2)
- 文書記録管理政策論(2)
- 文書記録活動論(2)
- 文書記録資料論
または文書記録特殊資料論(2)
- 情報評価分析論(2)
- 文書記録資料演習
または文書記録特殊資料演習(2)
- データベース演習(2)
- 構造化文書運用演習(2)
- 外国語資料講読演習Ⅰ(2)
- 外国語資料講読演習Ⅱ(2)

【自由選択科目(履修指導)】

民間企業における
記録管理の
専門家

文書管理に関する専門家
(レコードマネジャー等)

◆例示:他学府の科目◆

- ・日本経済史特論
- ・上級産業社会史

■履修モデル2

【文系・理系の学生⇒特定領域の情報専門家(サブジェクトライブラリアン)】

入学者

ライブラリーサイエンス専攻

修了者

学部で学んだ専門分野を活かして、高度情報化社会におけるユーザーの要求に的確に対応できる情報の管理・提供者になりたい

文系
理系

【学府共通科目(1単位)】

- 科学の統合方法論(1)

【特別研究(6単位)】

- 特別研究 I (2)
- 特別研究 II (4)

【基礎科目(10単位)】

- 情報マネジメント論(2)
- 情報システム論(2)
- 情報サービス論(2)
- 情報法制論(2)
- 学習科学(2)

【PTL・インターンシップ(3単位)】

- PTL II (2)
資料や情報の総合的な管理・利用
- インターンシップ(1)

【修士論文】

【養成される知識と能力】

- 情報価値を評価・選別し、利用価値の高い情報を収集し、機能的に整理・保存する能力
- 情報システムを活用し、ユーザの要求に応じて、情報を提供できる能力
- 特定の主題領域の知識の概要を把握し、その領域の資料の背景知識を把握することにより、情報を求めるユーザーをガイドできる能力
- ユーザーの視点に立った情報の検索や発信のための技術、情報システムを管理するための知識と能力、社会状況の変化に応じて整備・改定される法律に関する知識とその運用能力

【専門科目(20単位)】

- 情報リテラシー論(2)
- コミュニケーション論(2)
- レファレンスサービス論(2)
- ライブラリー資料論
またはライブラリー特殊資料論(2)
- 情報評価分析論(2)
- インターネットの情報法制(2)
- コミュニケーション演習(2)
- レファレンスサービス演習(2)
- ライブラリー資料演習
またはライブラリー特殊資料演習(2)
- データベース演習(2)

【自由選択科目(履修指導)】

大学
図書館員

例えば、前近代の日本を主題とするサブジェクトライブラリアン

◆例示:他学府の科目◆

- ・日本近世史史料研究
 - ・日本近代史史料研究
 - ・日本経済史特論
- 等、主題分野を深める科目

■履修モデル3

【社会人(図書館員)⇒情報を管理・提供する組織の管理者を目指す社会人】

入学者

ライブラリーサイエンス専攻

修了者

情報を管理・提供する組織において、諸問題を的確に把握しユーザーの要求に適切に対応しうる運営・管理者となりたい

社会人
(図書館員)

【学府共通科目(1単位)】

- 科学の統合方法論(1)

【特別研究(6単位)】

- 特別研究Ⅰ(2)
- 特別研究Ⅱ(4)

【基礎科目(10単位)】

- 情報マネジメント論(2)
- 情報システム論(2)
- 情報サービス論(2)
- 情報法制論(2)
- 学習科学(2)

【PTL・インターンシップ(3単位)】

- PTLⅠ(2)
ICT化へ対応した情報の新たな提供・利用、教育学習環境
- インターンシップ(1)

【修士論文】

【養成される知識と能力】

- 取り扱う文書や資料などの情報の特徴とそれに応じた適切な情報提供のあり方に関する知識
- ユーザーのニーズを把握する能力と、ユーザーのニーズに応えるための方策、技術、情報システムに関する知識
- 情報を管理・提供する組織の経営・管理に関する、経営資源、組織のあり方、業務とサービスの評価方法、政策、法制度、将来計画などに関する知識とその運用能力

【専門科目(20単位)】

- 情報リテラシー論(2)
- コミュニケーション論(2)
- 図書館マネジメント論(2)
- 図書館政策論(2)
- インターネットの情報法制(2)
- ライブラリー資料論(2)
- ライブラリー特殊資料論(2)
- 情報評価分析論(2)
- データベース演習(2)
- 構造化文書運用演習(2)

社会人
(図書館員)

経営改革ができるような
管理者を目指す

履修モデル4

【理系の学生⇒図書館など情報専門組織における情報通信技術の専門家】

入学者

ライブラリーサイエンス専攻

修了者

情報通信技術の知識を生かして、情報の検索や発信のためのシステム構築に従事したい

理系

【学府共通科目(1単位)】

- 科学の統合方法論(1)

【特別研究(6単位)】

- 特別研究Ⅰ(2)
- 特別研究Ⅱ(4)

【基礎科目(10単位)】

- 情報マネジメント論(2)
- 情報システム論(2)
- 情報サービス論(2)
- 情報法制論(2)
- 学習科学(2)

【PTL・インターンシップ(3単位)】

- PTLⅠ(2)
ICT化へ対応した情報の新たな提供・利用、教育学習環境
- インターンシップ(1)

【修士論文】

【養成される知識と能力】

- 情報を管理・提供する組織の機能と役割、取り扱う情報の概要に関する知識
- 大量の情報の中から有用な情報を評価・選別する情報システムを開発するための理論と技術に関する知識と能力
- 情報を組織化して高度な検索あるいは情報提供を行う情報システム、各種のサービスをネットワークを介したユーザーの情報端末でも受けることを可能にする情報システムを開発するための理論と技術に関する知識と能力
- ユーザーの行動履歴等からユーザーの潜在的なニーズや新たなニーズを把握し、これに基づいたシステムを開発するための知識と能力
- 上記に挙げたシステムにおける知的財産やプライバシー保護に関する法的知識とその運用能力

【専門科目(20単位)】

- 情報テキスト論(2)
- レファレンスサービス論(2)
- ライブラリー資料論(2)
- 情報評価分析論(2)
- 情報組織化論(2)
- 数理統計(2)
- 自然言語解析(2)
- データマイニング(2)
- 情報セキュリティ論(2)
- 構造化文書運用演習(2)

情報ユーザーの視点に立つ情報通信技術の専門家

高度情報化社会における図書や文書に関する問題解決に情報通信技術を応用し、理論構築やシステム開発をする人材

■履修モデル5

【文系・理系の学生⇒ライブラリーサイエンスの研究者】

入学者

ライブラリーサイエンス専攻

修了者

【学府共通科目(1単位)】

- 科学の統合方法論(1)

【特別研究(6単位)】

- 特別研究Ⅰ(2)
- 特別研究Ⅱ(4)

【基礎科目(10単位)】

- 情報マネジメント論(2)
- 情報システム論(2)
- 情報サービス論(2)
- 情報法制論(2)
- 学習科学(2)

【PTL・インターンシップ(4単位)】

- PTLⅠ(2)
ICT化へ対応した情報の新たな提供・利用、教育学習環境
- PTLⅡ(2)
資料や情報の総合的な管理・利用

【修士論文】

【専門科目(28単位)】

- 情報テキスト論(2)
- 情報リテラシー論(2)
- コミュニケーション論(2)
- ライブラリー資料論(2)
- 文書記録資料論(2)
- 情報評価分析論(2)
- 情報組織化論(2)
- 数理統計(2)
- 自然言語解析(2)
- データマイニング(2)
- 情報セキュリティ論(2)
- データベース演習(2)
- 外国語資料講読演習Ⅰ(2)
- 外国語資料講読演習Ⅱ(2)

【養成される知識と能力】

- ユーザーのニーズや知の創造・継承プロセスを把握する能力
- ユーザーの視点に立った情報の管理・提供のあり方や方法を探求する能力
- 「ライブラリー」の新たな機能等について探求する能力

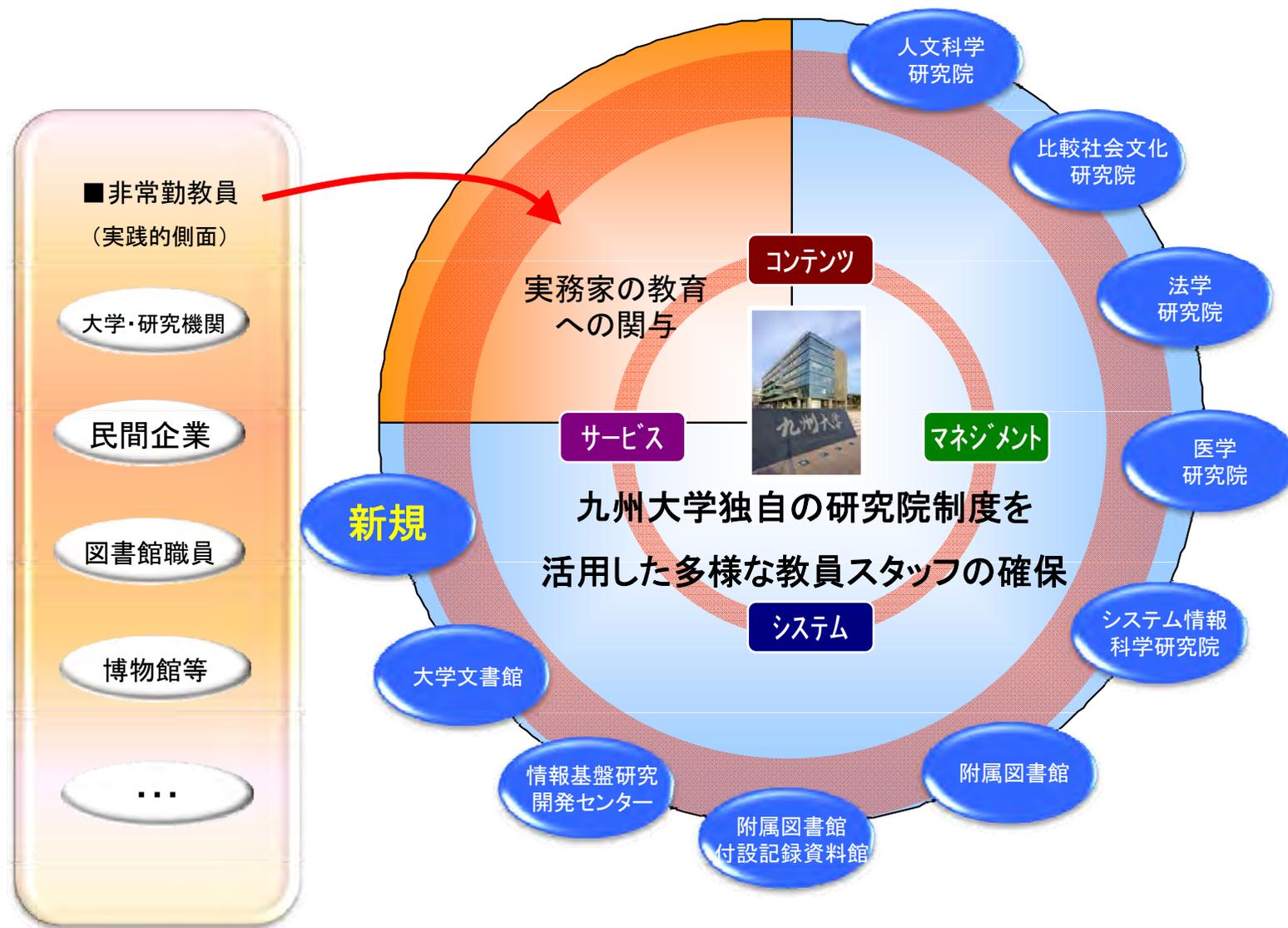
8
ライブラリーサイエンス
という新領域を開拓し
たい

文系
理系

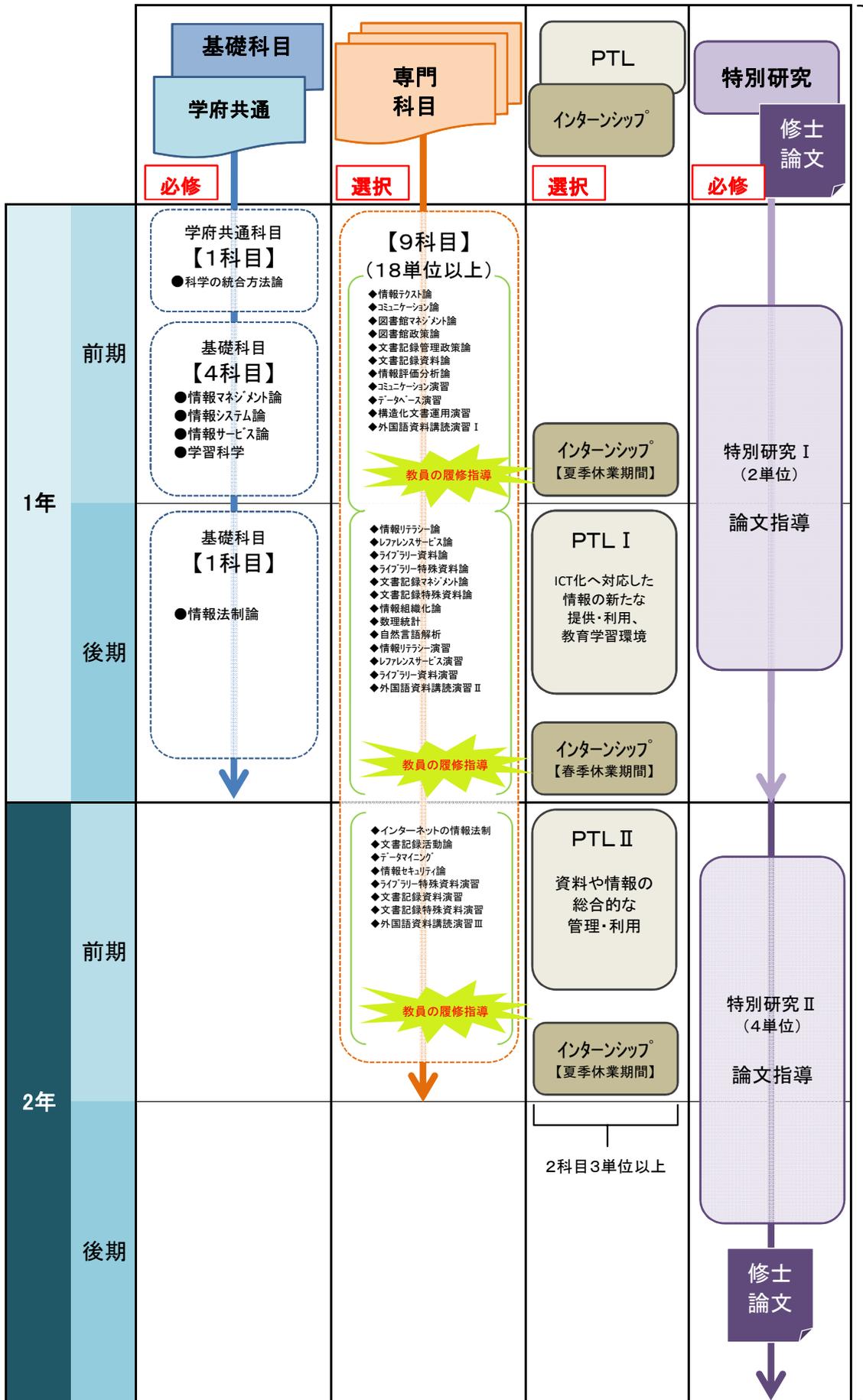
ライブラ
リーサイエ
ンスの研究
者

図書館情報学・記録管理
学、両学問領域の共通原
理に立って、情報の管理
と提供についての新しい
研究領域を開拓する人材

■ 専任教員11名



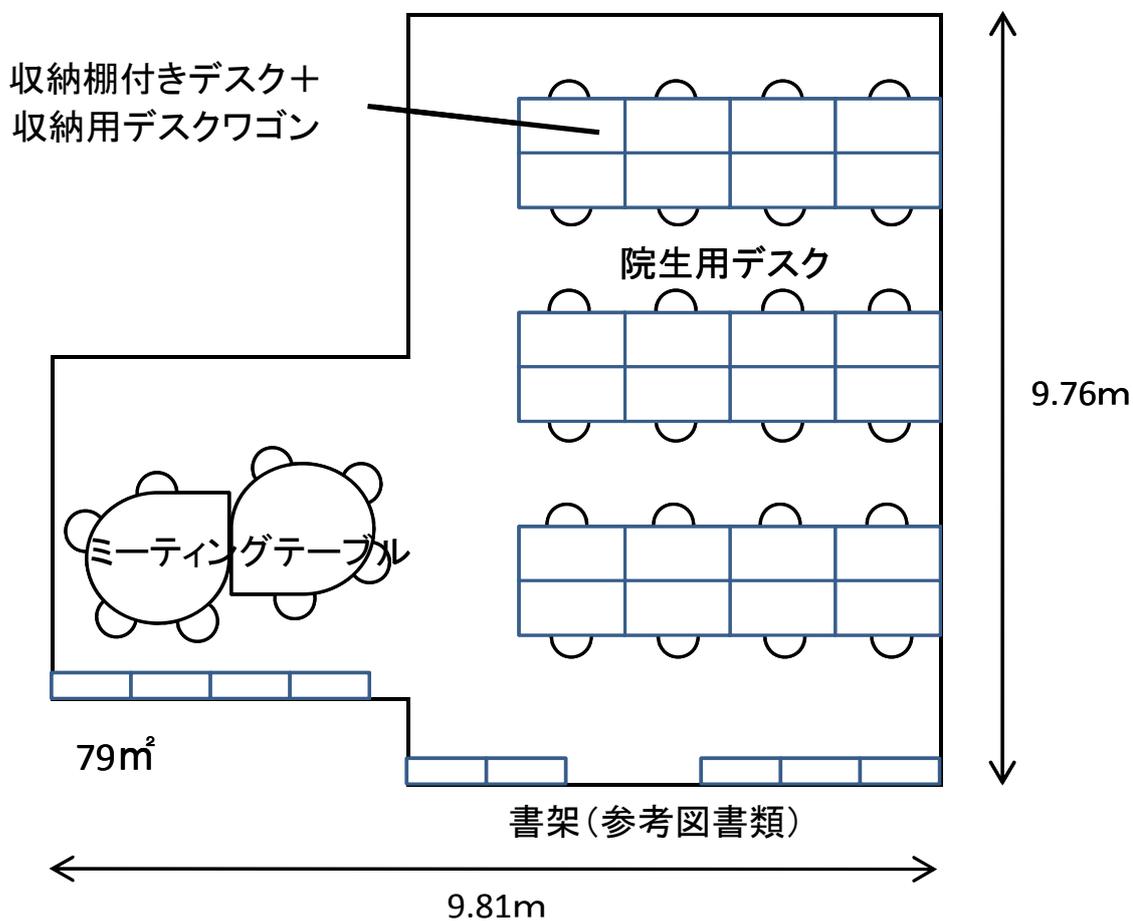
修了までのスケジュール



合計40単位以上

院生研究室の見取り図

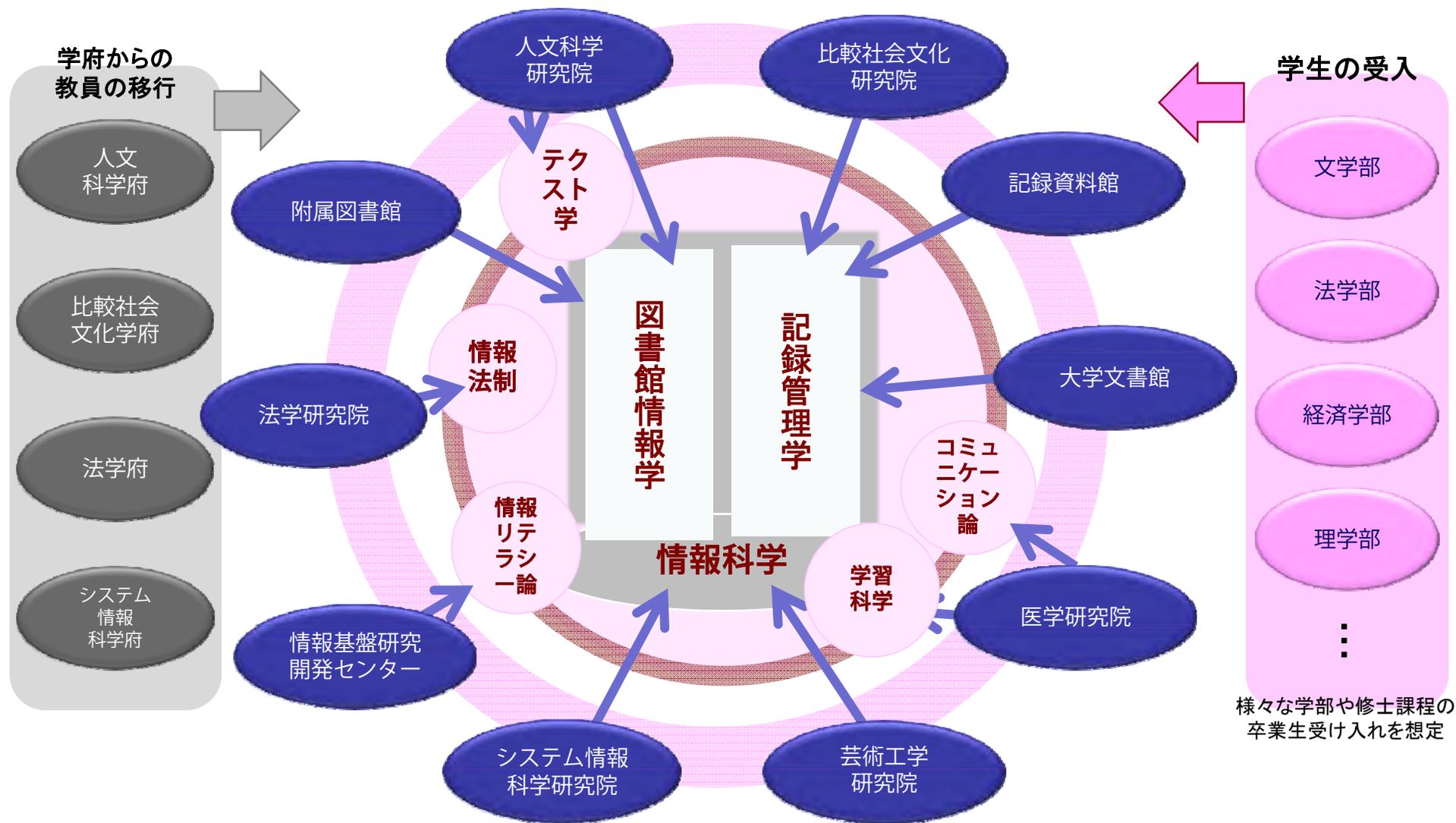
資料9



■ 教育研究の柱となる領域と既存組織との関連

資料10

統合新領域学府 【ライブラリーサイエンス専攻】



様々な学部や修士課程の卒業生受け入れを想定

各研究院等より、多様な学問領域の教員が参加

教 員 名 簿

学 長 就 任 予 定 者 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 〈就任(予定)年月〉	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 〈就任年月〉
一	学長	アヲカ セツ 有川 節夫 〈平成20年10月1日〉		理学博士		

別記様式第3号（その2の1）

教 員 の 氏 名 等													
(統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大 学等の職務に 従事する平 均 日 数
1	専	教授	オリタ エツロウ 折田 悦郎 <平成23年4月>		文学修 士※		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ インターンシップ 文書記録活動論	1通年 2通年		2 4	1 1	九州大学大学文 書館 教授 (平17.10)	5日
①	専	教授	サコウ イチロウ 酒匂 一郎 <平成23年4月>		法学博 士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ ライブラリーサイエンスPTLⅠ インターネットの情報法制	1通年 2通年 1後		2 4 0.5	1 1 1	九州大学法学研 究院 教授 (平12.4)	5日
3	専	教授	タカノ ノブハル 高野 信治 <平成23年4月>		博士 (文 学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ ライブラリーサイエンスPTLⅡ 文書記録特殊資料論 文書記録特殊資料演習	1通年 2通年		2 4 0.5	1 1 1	九州大学比較社 会文化研究院 教授 (平17.4)	5日
②	専	教授	オカザキ アツシ 岡崎 敦 <平成23年4月>		文学修 士		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ ライブラリーサイエンスPTLⅡ 情報テキスト論 文書記録マネジメント論 科学の統合方法論	1通年 2通年		2 4 0.5	1 1 1	九州大学人文科 学研究院 准教授 (平12.4)	5日
5	専	教授	ミワ ムネヒロ 三輪 宗弘 <平成23年4月>		工学修 士※		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ インターンシップ 文書記録資料演習 外国語資料講読演習Ⅰ 外国語資料講読演習Ⅱ 外国語資料講読演習Ⅲ	1通年 2通年		2 4 0.67	2 1 2	九州大学附属図 書館付設記録資 料館 館長(教授) (平17.4)	5日
6	専	教授	トミウラ ヨウイチ 富浦 洋一 <平成23年4月>		博士 (工 学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ ライブラリーサイエンスPTLⅠ 数理統計 自然言語解析	1通年 2通年		2 4 0.5	1 1 1	九州大学システ ム情報科学研究 院 准教授 (平12.4)	5日
7	専	教授	ヨシダ モトフミ 吉田 素文 <平成23年4月>		博士 (医 学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 学習科学 ライブラリーサイエンスPTLⅠ コミュニケーション論 コミュニケーション演習	1通年 2通年		2 4 0.5	1 1 1	九州大学医学研 究院 教授 (平16.4)	5日
8	専	准教授	イノウエ ヒトシ 井上 仁 <平成23年4月>		博士 (工 学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 情報システム論 ライブラリーサイエンスPTLⅠ 情報リテラシー論 情報リテラシー演習	1通年 2通年		2 4 0.5	1 1 1	九州大学情報基 盤研究開発セン ター 講師 (平12.5)	5日
9	専	准教授	カワヒラ トシフミ 川平 敏文 <平成23年4月>		博士 (文 学)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ ライブラリーサイエンスPTLⅡ ライブラリー特殊資料論 ライブラリー特殊資料演習	1通年 2通年		2 4 0.5	1 1 1	九州大学人文科 学研究院 准教授 (平22.4)	5日
③	専	准教授	イシタ エミ 石田 栄美 <平成23年4月>		修士(情 報学)※		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 情報マネジメント論 情報サービス論 インターンシップ ライブラリー資料論 情報組織化論 ライブラリー資料演習	1通年 2通年		2 4 2 2	1 1 2 2	駿河台大学メ ディア情報学部 准教授 (平21.4)	5日
11	専	講師	ワタナベ ユキコ 渡邊 由紀子 <平成23年4月>		博士 (学 術)		特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ ライブラリーサイエンスPTLⅡ 図書館マネジメント論 レファレンスサービス論 レファレンスサービス演習	1通年 2通年		2 4 0.5	1 1 1	九州大学附属図 書館eリソース サービス室 室長 (平20.4)	5日
④	兼担	教授	ウチヤマ マコト 内山 誠 <平成23年4月>		工学博 士		科学の統合方法論	1前・集中		0.25	1	九州大学工学研 究院 教授 (平22.4)	
⑤	兼担	教授	ヒグチ シンカズ 樋口 重和 <平成23年4月>		博士 (芸術 工学)		科学の統合方法論	1前・集中		0.25	1	九州大学芸術工 学研究院 教授 (平21.4)	
⑥	兼担	教授	トウマ チカコ 當眞 千賀子 <平成23年4月>		Ph.D in Psychol ogy(米 国)		科学の統合方法論	1前・集中		0.25	1	九州大学人間環 境学研究院 教授 (平21.4)	
12	兼担	准教授	ナカムラ トモヤス 中村 知博		博士 (教 育)		情報評価分析論	1前		2	1	九州大学人間環 境学研究院	

13	兼担	准教授	イケダ ダイスケ 池田 大輔 <平成24年4月>	博士 (理学)		データマイニング	2前	2	1	九州大学システム情報科学研究 院 准教授 (平19.8)
14	兼担	准教授	ババ ケンスケ 馬場 謙介 <平成23年4月>	博士 (理学)		情報セキュリティ論 データベース演習	2前 1前	2 2	1 1	九州大学附属図 書館研究開発室 准教授 (平21.8)
15	兼担	助教	ウシアマ タクトシ 牛尼 剛聡 <平成23年4月>	博士 (工学)		構造化文書運用演習	1前	2	1	九州大学芸術工 学研究院助教 (平19.4)
16	兼任	講師	ヤマシタ サダマロ 山下 貞麿 <平成23年4月>	学士 (法学)		文書記録資料論	1前・集中	2	1	日本レコードマ ネジメント株式 会社 コンサル タント代表 (代 表取締役社長) (昭53.4)
17	兼任	講師	クラタ ケイコ 倉田 敬子 <平成23年4月>	文学修 士 ※		図書館政策論	1前・集中	2	1	慶応義塾大学文 学研究院教授 (平13.4)
18	兼任	講師	ハリガヤ タケシ 針谷 武志 <平成23年4月>	文学修 士 (史 学)		文書記録管理政策論	1前・集中	2	1	別府大学文学部 教授 (平22.4)
⑦	兼任	講師	ユアサ ハルミチ 湯浅 壘道 <平成23年4月>	修士 (法 学) ※		情報法制論	1後・集中	2	1	九州国際大学法 学部 教授 (平20.4) 九州国際大学副 学長 (平20.9)

別記様式第3号（その3）

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	2人	人	人	人	4人	
	修 士	人	人	人	3人	人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	5人	2人	人	人	人	7人	
	修 士	人	1人	人	3人	人	人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	